

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【事業年度】	第16期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社 i s p a c e
【英訳名】	ispace, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 袴田 武史
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目9番3号
【電話番号】	03 - 6277 - 6451（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 事業統括エグゼクティブ 野崎 順平
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目9番3号
【電話番号】	03 - 6277 - 6451（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 事業統括エグゼクティブ 野崎 順平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(千円)	674,141	989,241	2,357,055	4,743,238	3,307,092
経常損失( )	(千円)	4,039,154	11,378,300	6,097,990	11,334,495	8,141,515
親会社株主に帰属する 当期純損失( )	(千円)	4,059,896	11,398,248	2,366,265	11,945,139	8,152,112
包括利益	(千円)	4,105,533	11,374,276	3,071,917	10,398,187	10,174,498
純資産額	(千円)	8,831,549	2,347,606	9,745,256	7,007,587	15,173,485
総資産額	(千円)	12,487,467	7,192,886	27,033,444	27,189,129	47,704,955
1株当たり純資産額	(円)	163.74	47.28	104.63	65.10	103.01
1株当たり当期純損失( )	(円)	77.68	211.47	29.05	124.32	65.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	70.68	35.43	36.05	25.37	31.58
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,405,563	7,322,198	5,024,543	12,049,809	13,568,357
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	90,330	90,086	2,062,916	2,671,770	1,825,606
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,463,817	4,364,028	20,366,898	10,423,789	31,447,837
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	6,332,542	3,381,935	16,832,893	13,117,557	29,690,611
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	164 (12)	216 (12)	282 (12)	317 (18)	333 (26)

- (注) 1. 第14期、第15期及び第16期の1株当たり純資産額は、自己株式を除く期末発行済株式数により、また1株当たり当期純損失は、自己株式を除く期中平均発行済株式数により算定しております。
2. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 第12期及び第13期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第14期、第15期及び第16期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	573,284	625,862	1,012,241	2,402,749	1,116,761
経常損失 ( ) (千円)	4,145,021	11,315,050	6,088,823	12,921,991	12,867,787
当期純損失 ( ) (千円)	4,210,385	11,319,206	2,342,235	13,539,039	12,878,314
資本金 (千円)	100,000	93,022	7,775,500	11,542,332	20,720,194
発行済株式総数 普通株式 (株)	53,900,100	53,901,120	93,131,903	105,675,203	146,209,683
純資産額 (千円)	8,654,986	2,469,100	10,353,444	4,474,925	9,937,007
総資産額 (千円)	12,165,940	7,015,242	25,551,086	22,068,789	41,170,233
1株当たり純資産額 (円)	160.46	49.54	111.16	41.14	67.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 ( ) (円)	80.56	210.00	28.75	140.91	104.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.09	38.06	40.52	19.78	23.87
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	121 (12)	138 (12)	147 (12)	176 (18)	183 (26)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース市場 250指数)	- (-)	- (-)	- (-)	89.5 (87.3)	51.5 (93.7)
最高株価 (円)	-	-	2,142	891	1,460
最低株価 (円)	-	-	779	430	409

(注) 1. 第14期、第15期及び第16期の1株当たり純資産額は、自己株式を除く期末発行済株式数により、また1株当たり当期純損失は、自己株式を除く期中平均発行済株式数により算定しております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株式が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

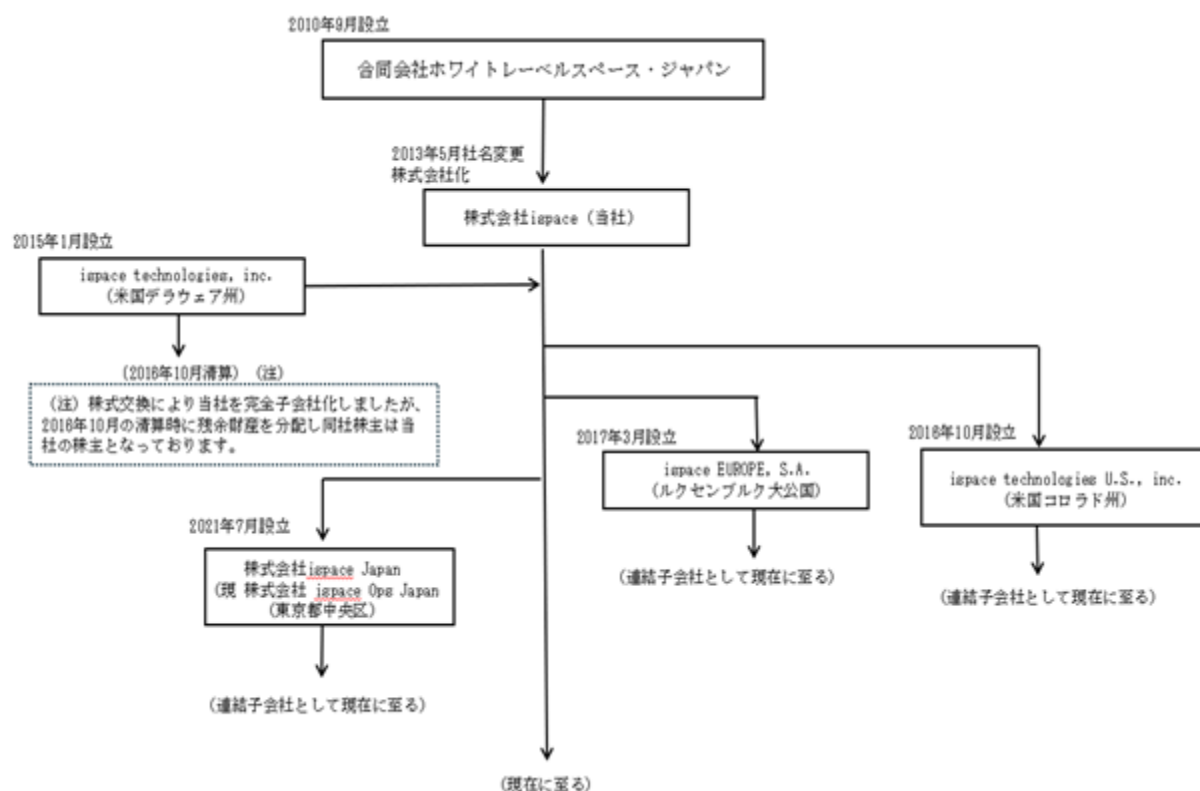
5. 第12期及び第13期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第14期、第15期及び第16期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 2022年2月16日付でA1種優先株式904,556株、A2種優先株式344,573株、B種優先株式205,564株、C種優先株式231,249株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ904,556株、344,573株、205,564株、231,249株交付しております。また、2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月16日付で自己株式として保有するA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2022年2月18日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
8. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
9. 2023年4月12日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第12期、第13期及び第14期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。また、第15期及び第16期の株主総利回り及び比較指標については、第14期の末日における株価又は株価指数を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2023年4月12日をもって同取引所に上場しましたので、それ以前の株価は記載しておりません。

## 2【沿革】

当社グループの創業者である袴田武史は、米大学院で航空宇宙工学修士号を取得後、経営コンサルティング会社を経て、民間による月面探査車（以下、「ローバー」という。）開発及び、世界初の民間月面探査レース「Google Lunar XPRIZE」への参加を目指し、2010年9月に合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャパン（現当社）を設立いたしました。その後、ローバー開発及び資金調達面で提携していた欧州のホワイトレーベルスペース財団が「Google Lunar XPRIZE」から脱退したことを受け、2013年5月に組織変更を行い、現在の株式会社ispaceに社名を変更した後、2013年7月に「Google Lunar XPRIZE」に日本唯一のチーム「HAKUTO」として独自に参加いたしました。

当社グループは、将来の米国進出に向けて2015年1月に米国デラウェア州にispace technologies, inc.を設立し、当社を子会社化する組織変更を実施しましたが、2016年10月には、日本での事業化加速を優先するために親会社であるispace technologies, inc.を解散の上、当社を親会社とした上で改めて子会社ispace technologies U.S., inc.を米国デラウェア州に設立し、NASA Ames Research Park（米国カリフォルニア州）内にオフィスを設置しました。なお、2020年12月には米国子会社において月着陸船（以下、「ランダー」という。）の開発を実施するための体制を構築するため、子会社ispace technologies U.S., inc.のオフィスをコロラド州デンバーに移転しております。また2017年3月には、ルクセンブルク大公国政府との間で月の資源開発に関する覚書を締結し、子会社ispace EUROPE S.A.をルクセンブルク市に設立しております。また2021年7月には、当社事業運営上必要となる電波法に係る無線免許の取得及び電波利用を実施するための子会社として、株式会社ispace Japan（現ispace Ops Japan）を設立しました。直近では、サウジアラビア王国内の商業および政府、研究機関とのパートナーシップ連携を一層強化することを目的とし、子会社 ispace S Aを設立予定です。



当社は、2023年に民間企業として世界で初めて月面着陸に挑戦するミッション1を実施し、続く2025年にはミッション2を実施いたしました。ミッション1及びミッション2のいずれにおいても月面軟着陸を成功させることはできませんでしたが、月周回までの確かな輸送能力や、安定的なランダーの姿勢制御、誘導制御機能を実証し、当社として月面軟着陸の成功に向けた貴重なデータ及び経験値を着実に積み重ねることが出来ました。その一方で、当社は2度の月面軟着陸の失敗を重く受け止め、社内の視点だけでなく外部の視点を入れ、失敗の原因を体系的に捉える必要性から、ミッション2の失敗直後に、外部専門家による「改善タスクフォース」を立ち上げました。2026年3月には「改善タスクフォース」による成果報告「7つの提言」を受領し、今後のミッションに向けた改善策の対応方針を決定しております。

また同月には、事業戦略のアップデートおよびミッションスケジュールの再設定を発表いたしました。これまで当社は、米国におけるAPEX 1.0 ランダー、日本におけるシリーズ3ランダー（仮称）の2種類のモデルの開発をそれぞれ並行して進めるとともに、エンジン調達やソフトウェア開発等の共通化を進めてきましたが、足許で各国の宇宙機関および民間企業を中心とする当社顧客からミッションクオリティおよび効率性に対する期待が一層高まっており、これらの期待に確実に応えるためにも、両モデルの統合によるさらなる品質向上を図ることが必要であると判断いたしました。この結果、共通プラットフォームである新モデル「ULTRA」ランダー（注1）を導入すると共に、これまで日米で個別に進めてきたランダー開発体制を統合し、グローバルで統一された開発組織をC T O直下に集約すると共に、本組織の効果を最大化させるため、グローバルなプロジェクトマネジメント機能を新設し、開発予算およびスケジュールの統制強化を進める体制といたしました。

当社の将来ミッションとしては、高まる地球と月を繋ぐ通信サービスの需要に対処すべく、最速2027年にもミッション2.5として月周回衛星1基を月周回軌道へ投入することを予定しております。また2028年には、経産省のS B I R補助金を活用し、ULTRAによるミッション3（旧ミッション4）の打ち上げを予定しており、続く2029年には南極近傍への高精度着陸を目指すミッション4（旧ミッション6）の打ち上げを予定しております（注2）。さらに、米国拠点が主導するミッション5（旧ミッション3）（正式名称：Team Draper Commercial Mission 1）の打ち上げは2030年を予定しております（注3）。

資金調達面では、2017年12月から2018年2月にかけてシリーズAとして国内過去最高額、また、宇宙分野のシリーズAとしては世界過去最高額（いずれも2018年2月当時）となる103.5億円の新株発行による資金調達を行いました。その後、2020年のシリーズB、2021年のシリーズCの資金調達を経て、2023年4月には、東京証券取引所グロース市場に上場しております。上場後も、2024年3月には海外募集、2024年10月から2025年3月にかけては第三者割当増資、また2025年10月から11月にかけては公募増資並びに第三者割当増資182億円、累計で598億円の新株発行による資金調達を実施しております。また、銀行からの借入についても2024年3月期においては複数行と融資契約を締結し総額75億円の借入を実行、2025年3月期には総額100億円のシンジケートローン契約を含め、借換も含めて総額193億円の融資契約を締結し実行、2026年3月期には株式会社三井住友銀行と100億円、株式会社みずほ銀行と50億円の融資契約をそれぞれ締結し総額150億円の借入を実行しております。進行期である2027年3月期には、4月に朝日信用金庫との10億円の融資契約を締結・実行し、本書提出日時点までに創業以来の累計値で506億円の融資契約を締結し実行しております。これらの資金を原資としたランダー及びローバーの開発並びに当社ミッションの実行を進めると同時に、事業化のための市場と顧客の開拓を行っております。

（注1）ULTRAという名称は、ラテン語で「超越」を意味し、当社がこれまでのミッションで得た技術的な学びを最大限活用し、加速する月面開発に貢献していく想いから命名いたしました。ラテン語で「超越」を意味し、当社がこれまでのミッションで得た技術的な学びを最大限活用し、加速する月面開発に貢献していく想いから命名いたしました。

（注2）当該打上時期については本書提出日時点の予定であり、今後変更する可能性があります。なお、当社が補助対象事業として採択されたS B I R（Small Business Innovation Research）制度の公募テーマ「月面ランダーの開発・運用実証」の事業実施期間が原則として2027年度とされており、S B I R制度に基づく補助金の対象となるミッション3は、当初2027年中の打上げとして経済産業省及びS B I R事務局と合意していましたが、本書提出日時点では当社内の開発計画、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については今後、関係省庁及びS B I R事務局と調整中の段階であり、最終的には経済産業省により正式に計画変更が認可されることとなります。

（注3）本米国ミッションは当社がTeam Draperの一員としてN A S AのC L P SタスクオーダーC P-12に採択されているミッションであり、新スケジュールの下でのC P-12実行に関してはN A S Aからの正式な承認待ちとなります。

年月	事項
2010年 1月	当社代表取締役CEOの袴田武史が東北大学吉田和哉教授とともに日本からGoogle Lunar XPRIZE（注1）参加の検討を開始
2010年 9月	合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャパン（現 当社）を埼玉県入間市に設立
2013年 5月	合同会社を株式会社に組織変更し、社名を株式会社ispaceに変更
2013年 7月	Google Lunar XPRIZEに日本唯一の参加チーム「HAKUTO」（注2）として始動
2015年 1月	「HAKUTO」で開発するローバーが宇宙空間でも機能する性能を持つことが評価され、Google Lunar XPRIZEの中間賞を受賞
2015年 1月	米国デラウェア州にispace technologies, inc.を設立し、株式会社ispaceを子会社化する組織変更を実施
2015年 8月	業容拡大に伴い、本社を東京都港区麻布台に移転
2016年 4月	月面開発事業への本格進出に向け、ランダーの開発に着手
2016年10月	インキュベイトファンド株式会社及び株式会社日ノ樹よりコンバーティブル・エクイティで2億円を調達
2016年10月	日本での事業化加速のため、米国本社ispace technologies, inc.を解散の上、株式会社ispaceを本社に変更
2016年10月	新規に子会社ispace technologies U.S., inc.（連結子会社）を米国デラウェア州に設立し、NASA Ames Research Park（米国カリフォルニア州）内にオフィスを設置
2017年 3月	ルクセンブルク大公国政府と月の資源開発に関する覚書を締結し、子会社ispace EUROPE S.A.（連結子会社）を設立
2017年12月	ランダー開発のために101.5億円の資金調達（シリーズA）を実施
2018年 2月	シリーズAの追加ラウンドとして2億円（累計103.5億円）の資金調達を実施
2018年 3月	Google Lunar XPRIZEの終了に伴い、HAKUTOプログラムを終了
2018年 7月	業容拡大に伴い、本社を東京都港区芝に移転
2018年 9月	月面探査の技術検証ミッション「HAKUTO-R」（注3）プログラムの立上げ及びSpace Exploration Technologies Corp.（以下、「Space X社」という。）のファルコン9ロケットで相乗りでの打上げを公表
2020年 7月	ランダー開発のために追加で30億円の資金調達（シリーズB）を実施
2020年12月	ispace technologies U.S., inc.のオフィスをカリフォルニア州からコロラド州デンバーへ移転
2020年12月	ミッション・コントロール・センター（ランダー及びローバーを地球から操縦するための管制室）を東京都中央区日本橋に開設
2020年12月	NASAによる月面で採取した月のレゴリス（砂）の販売に関する商取引プログラムに、当社とispace EUROPE S.A.が採択される
2020年12月	シリーズBの追加ラウンドとして5億円（累計35億円）の資金調達を実施
2021年 2月	業容拡大に伴い、本社を東京都中央区日本橋浜町に移転
2021年 5月	国内大手銀行4行から、総額19.5億円の借入を実行
2021年 7月	東京都中央区に株式会社ispace Japan（現 株式会社ispace Ops Japan）（連結子会社）を設立
2021年 7～8月	ランダー開発のために追加で53.1億円の資金調達（シリーズC）を実施
2021年10月	シリーズCの追加ラウンドとして2.5億円（累計55.6億円）の資金調達を実施
2022年 7月	ispace technologies U.S., inc.がチャールズ・スターク・ドレイパー研究所（以下、「ドレイパー研究所」という。）を中心とするチームの一員としてNASAの商業的物資輸送プログラム（Commercial Lunar Payload Services、以下、「CLPS」という。）のタスクオーダーCP-12のサービスプロバイダーに採択される
2022年 7月	金融機関各行より総額50億円の借入を実行
2022年12月	民間月面探査プログラムミッション1の打上げをフロリダ州ケープカナベラル宇宙基地より実施

年月	事項
2023年4月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、65.1億円の資金調達を実施
2023年4月	ミッション1マイルストーンのSuccess 8までを完了、Success 9の完了が困難と判断
2023年12月	S B I R制度の公募テーマ「月面ランダーの開発・運用実証」において、補助対象事業として採択され、補助金120億円の交付決定通知書を受領
2024年1月	金融機関各行より、2024年3月期の総額として75億円の借入を実行
2024年3月	海外募集により83.6億円の資金調達を実施
2024年4月	株式会社三井住友銀行より借換も含めた総額70億円の融資契約を締結
2024年7月	金融機関各行より総額100億円の借入を実行
2024年9月	ルナ・アドバイザー・ボードの創設を発表
2024年10月	Heights Capital Management, Inc.に対する第三者割当により70億円の資金調達を実施すると共に新株予約権を発行(注4)
2024年11月	株式会社三井住友銀行がHAKUTO-Rオフィシャルパートナーとして参画
2025年1月	ミッション2“SMBC x HAKUTO-R VENTURE MOON”の打上げを実施
2025年4月	宇宙戦略基金(第1期)として公募された「月面の水資源探査技術(センシング技術)の開発・実証」に、当社が連携機関として参画する研究開発課題「テラヘルツ波リモートセンシング衛星による月地下浅部の資源探査」が採択
2025年5月	株式会社三井住友銀行から100億円、株式会社みずほ銀行から50億円の借入を実行
2025年6月	ミッション2“SMBC x HAKUTO-R VENTURE MOON”のSuccess 9である月面着陸の完了が困難と判断
2025年10~11月	公募増資及び第三者割当により最大182億円の資金調達を実施(注5)
2025年12月	全22社のパートナー企業との契約満了を以て、民間月面探査プログラム「HAKUTO-R」の終了を発表
2026年1月	宇宙戦略基金(第2期)として公募された「月極域における高精度着陸技術」に、当社が実施機関として技術開発課題「南極近傍への高精度着陸と通信中継衛星を用いた極域でのペイロード活動支援」が採択
2026年1月	サウジアラビア王国における事業機会の創出を目的に、子会社ispace SAを設立手続きを開始
2026年3月	事業規模拡大に伴い、オフィス機能を集約し、本社を東京都中央区日本橋本町に移転
2026年3月	日米ランダーモデルを「ULTRA」に統合及び開発体制の構造改革を発表
2026年3月	通信・測位のサービスを提供する「ルナ・コネクトサービス」の立ち上げ検討を開始

- (注) 1. Googleがスポンサーとなり、Xプライズ財団によって開催、運営された世界初の民間月面探査レースです。当社は日本から唯一のチーム「HAKUTO」として参加しておりましたが、当該レースは最終的に参加全チームが期日内の打上げを達成できず、勝者のないまま期限切れにより終了いたしました。チーム「HAKUTO」は、2015年1月に、開発するローバーが宇宙空間でも機能する性能を持つとして高い評価を受け、モビリティ部門における中間賞(賞金50万米ドル)を受賞した他、最終選考の5チームにも選ばれました。
2. 当社運営のGoogle Lunar XPRIZEに向けた月面探査チームであり、名称は日本古来の「月にはウサギがいる」という伝承や、古事記に記された「因幡の白兔」の神話に由来しております。
3. 「HAKUTO-R」プログラムは、「Google Lunar XPRIZE」のレース終了後、日本初の民間月面探査実現への挑戦を「R」 reboot(再起動)するという想いから、当社ミッション1及びミッション2からなる技術実証ミッションとして開始されたものです。ミッション2の終了後、全22社のパートナー企業との契約満了を以て、2025年12月に終了いたしました。

4. 当社がHeights Capital Management, Inc.との間で2024年10月11日付で締結したエクイティ・プログラム契約に基づき、総計11,000,000株の当社普通株式及び総計110,000個の当社新株予約権を、Heights Capital Management, Inc.に対する第三者割当により発行することを可能とするものです。新株予約権による増資については、2029年3月までに行使される予定であり、今後行使された場合に記載の金額で調達が行われます。
5. 公募・第三者割当・オーバーアロットメントに伴う第三者割当の調達上限の総額になります。小数第一位以下切り捨てで記載しております。

### 3【事業の内容】

当社は「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンに掲げ、人類の生活圏を宇宙に広げ持続的な世界を実現するべく、月面開発の事業化に取り組んでいる次世代の民間宇宙企業です。当社グループは、当社及び連結子会社である ispace EUROPE S.A.（ルクセンブルク大公国）、ispace technologies U.S., inc.（米国）、株式会社 ispace Ops Japan（日本）の計4社で構成されております。

#### < ビジネスモデルについて >

当社グループは、現在自社にて開発中のランダー及びローバーを用いて、1.ペイロードサービス、2.データサービスを提供することを、ビジネスモデルとしております。

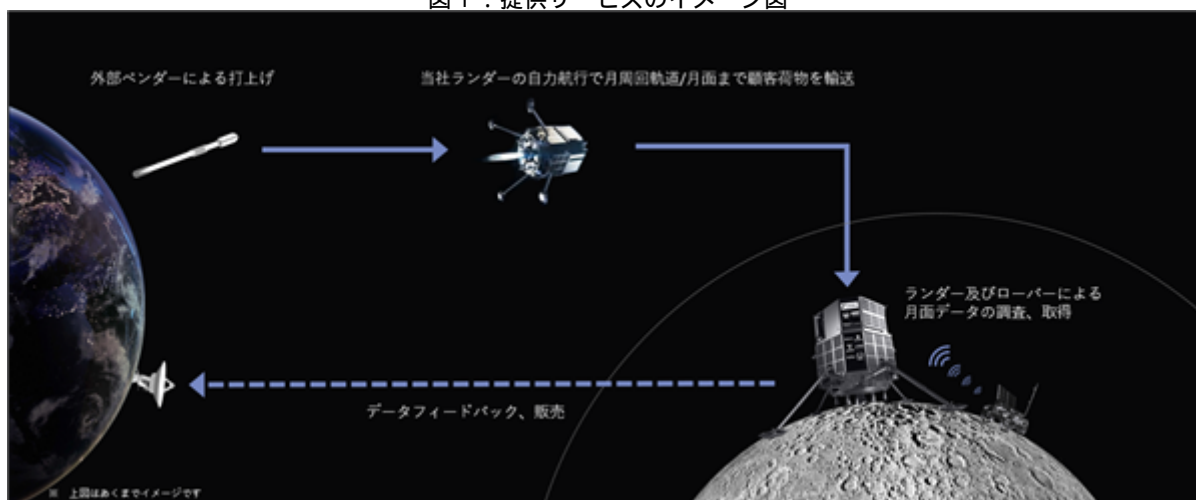
#### 1. ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客の荷物（以下、「ペイロード」という。）を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスには、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げの約1～3年前頃を目途に開始される、顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験の支援や、これらに関連する電力供給やデータ通信等に係るサービスの提供まで含まれます。当社グループでは、基本的に1機のランダーによる1回の月着陸及び月面探査のプロジェクトを「1ミッション」と定義し、ミッション単位で事業を運営しております。当社グループでは、初の月面着陸ミッションとなる2022年のミッション1及び、続く月面探査ミッションとなる2025年のミッション2を、技術実証ミッションとして位置付け、これら2ミッションを総括して「HAKUTO-R」プログラムと呼称しました。

ミッション1およびミッション2において、当社のランダーはSpace X社のファルコン9ロケットにより打ち上げられ、成層圏を超えた宇宙の比較的地球に近いポイントまで運搬された後、ロケットから放出され、ランダー自身で燃料噴射による軌道制御等を繰り返した後、月遷移軌道と呼ばれる軌道へ入り、約4カ月の期間をかけて月の周回軌道へと入った後に月面着陸を予定しておりました。また、着陸後はローバー等の一部の稼働ペイロードはランダーから展開され、また一部のペイロードはランダー内部に搭載されたまま、月面での観測活動等を行い、データ収集等を行う計画でした。

ミッション1およびミッション2では、取得したデータは当社のランダーを経由して地球に伝送され、月面におけるミッション期間は、太陽光エネルギーをランダー及びローバーが獲得可能な、月の日中時間（約14日間）を計画しておりました。なお、ロケットから放出された後、ミッション完了まで当社が中央区日本橋に開設いたしましたミッション・コントロール・センターにおいて、人工衛星のミッション・オペレーションの知見を有する当社の従業員（ミッション・オペレーション・グループ）により制御されました。

図1：提供サービスのイメージ図



本サービスは、ペイロード重量に応じて1kg当たりの価格を顧客に課金する料金体系（注1）であり、ロケット打上げの1～3年前の本契約時からロケット打上げまでの間に、その全額が一括若しくは複数回に分割されて入金されます。宇宙開発分野においては、ミッションのための開発コストを負担する場合等、支出がミッションの1～3年前から発生することが多いことから、この様な打上げの1～3年前から入金が発生する契約体系は、当該分野において比較的一般的な商慣行となっており、現在契約締結を進めているミッション3以降の潜在顧客との間でも同様の契約体系を基本としております。また、売上の計上方法につきましては、ロケット打上げの1～3年前からペイロードの仕様や当社ランダーとのインターフェースの調整等のエンジニアリング検討の提供が開始されることから、本契約以降、ランダーが月へ到着しミッションを完了させるまでの期間にわたって、履行義務充足に応じた売上計上がなされる想定となります（注2）。

当社グループが開発するランダー及びローバーの外観は図2のとおりで、基本的に有人を想定しない、ロボティックス（無人）ミッションを想定しております。

ミッション1及びミッション2で使用したRESILIENCEランダーは、最大30kgのペイロードを運搬可能な設計となります。一方、2028年に打上予定のミッション3以降で使用するULTRAランダーは、この設計を拡張させ、足許最大で200kgのペイロードを運搬可能な設計であり、既に開発に着手しております。ULTRAランダーは、当初米国で開発していたAPEX1.0ランダーと日本で開発していたシリーズ3ランダー（仮名）を統合したモデルであり、顧客の要請に応える高品質と開発効率を両立したランダーモデルになります（注3）。ミッション4以降は年間2回のミッションを目指し、さらに中長期的には年間3回のミッションを通じて、高頻度にランダーでの月面着陸とローバーでの月面探査を実施することで、顧客荷物の月輸送や、顧客の要望に応じた月面データの取得等のサービスを行う、安定的な商業プラットフォームを構築することを目指しております。特に2028年から2030年代に向けては、ペイロードサービスによりもたらされる安定的な収益を基盤としながら、高頻度ミッションにより取得したデータを解析・高付加価値化したデータプラットフォームを構築し、顧客が必要とする情報にアクセス可能なサブスクリプションモデルのビジネスを展開することで当社事業の更なる成長を目指してまいります。また、データプラットフォーム構築のための先端開発投資として、データ取得のためのセンサー開発、データ解析、水資源探査、輸送サービス向上等を順次実施していく予定です。

当社初の実証ミッションとなる2022年のミッション1では、全体で約12.43kgのペイロードを輸送しましたが、その内の10kgについてはアラブ首長国連邦（UAE）のドバイの政府宇宙機関であるMohammed Bin Rashid Space Centre（以下、「MBRSC」という。）との間で月面探査ローバーの輸送を、日本特殊陶業株式会社との間では固体電池の輸送に関するペイロードサービス契約を締結しております。また、カナダ宇宙庁が推進する月面技術開発、宇宙空間での実証、科学ミッションを支援する月面探査加速プログラムであるLunar Exploration Accelerator Program（以下、「LEAP」という。）に採択されたカナダの民間企業であるMission Control Space Services（以下、「MCSS」という。）との間で人工知能のフライトコンピューター、同じくカナダの民間企業であるCanadensys Aerospace Corporation（以下、「Canadensys」という。）との間でカメラのペイロードサービス契約を締結しております。その他、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）との間で変形型月面ロボットのペイロード輸送を合意し、2021年4月に本契約を締結しております。

また、2025年のミッション2では全体で10.5kgのペイロード輸送をしており、高砂熱学工業株式会社の月面用水電解装置、台湾中央大学の深宇宙放射線プローブ、株式会社ユーグレナの微細藻類培養装置、またムーンハウスとの間でアート作品を輸送するペイロードサービス契約を締結しております。

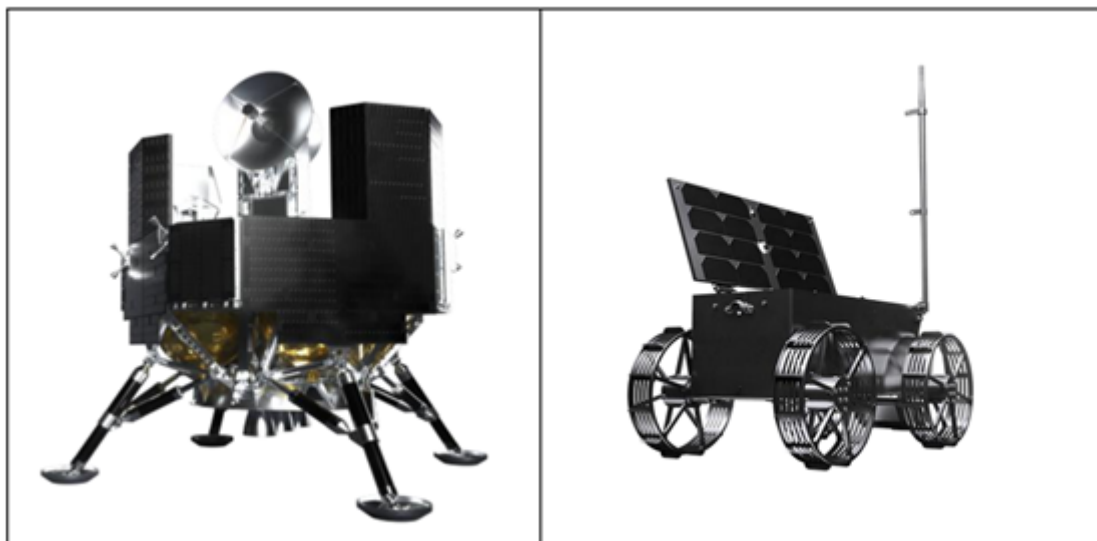
2028年打上予定（注4）で商業ランダーを活用する初のミッションとなるミッション3では、宇宙戦略基金第1期として公募された「月面の水資源探査技術（センシング技術）の開発・実証」に、国立大学法人東京科学大学が代表機関、当社が中核的連携機関として取り組む研究開発課題が2025年4月に採択され、東京科学大学との間で、当社が当該研究開発課題における衛星開発およびその打上輸送と運用を担うための業務委託契約を締結しております。また、台湾国家宇宙センター（以下、「TASA」という。）との間でベクトル磁力計及び紫外線望遠鏡のペイロードサービス契約を締結し、韓国の宇宙探査企業 Unmanned Exploration Laboratory 社（以下、「UEL社」という。）との間では二輪月面探査ローバーのペイロードサービス契約を締結しました。また、米国の月面資源開発企業であるMagna Petra Corp（以下、「マグナ・ペトラ社」という。）との間で、ヘリウム3等の希少同位体を含む揮発性物質の観測を行う質量分析計を輸送するペイロード契約を締結しております。

2029年打上予定で量産化フェーズとなるミッション4では、当社は、宇宙戦略基金第2期のテーマである「月極域における高精度着陸技術」に採択され、支援上限額最大200億円の支援を受ける予定です（注5）。また、欧州宇宙機関（以下、「ESA」という。）との間で締結しているThe Mission for Advanced Geophysics and Polar Ice Exploration（先端地球物理学および極限氷探査ミッション（以下、「MAGPIE」という。））において、ESAはフェーズ2の予算として119億円を確保しており、今後、当社欧州法人との間でローバー研究開発受託契約およびペイロードサービス契約を締結する予定です（注6）。加えて、英国国立レスター大学との間で月面のレゴリスの観測を行うラマン分光器を輸送するペイロードサービス契約を締結しております。

2030年打上予定のミッション5は、当社がTeam Draperの一員としてNASAのCLPSタスクオーダーCP-12に採択されているミッションであり、新スケジュールの下でのCP-12実行に関してはNASAからの正式な承認待ちとなります(注7)。

- (注1) 本書提出日時時点の当社の価格設定としては、ランダーに搭載するペイロード価格として月面まで輸送する場合は1.5百万米ドル/kg、月周回軌道上まで輸送する場合は0.5百万米ドル/kg、ローバーに搭載するペイロード価格として、3.5百万米ドル/kgを基本価格として設定しています。なお、当社が行うペイロードサービスの単価については既に確立した水準は存在しないことから、契約相手方との関係や競合相手の状況によっては、当社が希望する水準での価格設定を行えない可能性があります。一方で、ペイロードの技術要件等の諸条件によっては、上記以上の価格での契約締結となる場合もあります。
- (注2) 具体的な計上方法としては、ミッション1については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないため、原価回収基準を適用いたしました。ミッション2については、同様の理由により原価回収基準を適用しておりましたが、2025年1月の打上げ成功を契機として履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができるようになったことから、履行義務の進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。ミッション3乃至ミッション5については、本書提出日時時点まで履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないため原価回収基準を適用しており、今後も引き続き原則として原価回収基準を適用する見込みです。なお、ミッション6以降の収益認識方法については、進捗度を合理的に見積ることができることが前提となりますが、詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3 . 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。
- (注3) 当社は2026年3月に日米ランダーを統合した新モデルULTRAランダーを発表いたしました。ランダー統合及びエンジン変更に伴い、米国ミッションはミッション3から5へとナンバリングが変更になりました。
- (注4) 当該打上時期については本書提出日時時点の予定であり、今後変更する可能性があります。なお、当社が補助対象事業として採択されたSBI R (Small Business Innovation Research) 制度の公募テーマ「月面ランダーの開発・運用実証」の事業実施期間が原則として2027年度とされており、SBI R制度に基づく補助金の対象となるミッション3は、当初2027年中の打上げとして経済産業省及びSBI R事務局と合意しておりましたが、本書提出日時時点では当社内の開発計画上、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については今後、関係省庁及びSBI R事務局と調整中の段階であり、最終的には経済産業省により正式に計画変更が認可されることとなります。
- (注5) 今後ステージゲート審査等により変動し得る数字であるため、全額を受領することが本書提出日時時点で確定するものではありません。
- (注6) 2025/12末時点のTTMレートを使用し円換算。今後の契約内容等により金額が変動する場合があります、当該金額全額の契約締結を確約するものではありません。
- (注7) 打上時期が2027年から2030年へ変更となったことに伴い、契約内容につきましては、今後修正予定です。

図2:当社が開発するランダー「ULTRA」:左とローバー「TENACIOUS」:右。それぞれの縮尺は異なります。



## 2. データサービス

当社は将来的にデータサービスをより主要なサービスの1つとして提供することを計画しています。顧客自身がペイロードを準備の上、当社に輸送を委託し、月面や月周回軌道から地球へ試験データをフィードバックする当社のペイロードサービスを活用した直接的なデータ収集に加えて、顧客が当社のペイロードを利用してデータ収集を行い、地球へその結果をデータとして送り返し、解析の上、次なるR&Dへ活用したいというニーズが確認されています。当社ではこれをデータサービスとして定義しており、LEAPに採択されたカナダの民間企業であるNGC Aerospace Ltd (以下、「NGC」という。)に対して、2026年3月期第1四半期に売上を計上いたしました。

### 足許で需要が顕在化すると見込まれる、ミッションを通じたデータ取得サービス

当面の間(足許から2027年頃まで)は、ミッションごとに、当社自らが開発・購入するデータ計測機器やカメラ機器等(インターナル・ペイロード)を輸送し、主に月のデータを取得し、時には顧客の特定のニーズに合わせて取得するデータも都度アレンジしつつ、取得したデータを顧客に対して提供する予定です。またデータ提供だけではなく、(1)データ取得前の取得に関する技術コンサルテーションや運用計画、(2)取得後にデータを地球にフィードバックするための運用(電力・通信の運用)等もサービスの一環として提供することを目指しており、当社が本書提出日時点で想定している主なデータは以下のとおりです。

マーケティングデータ：宇宙空間・月面風景・月から見た地球に関する画像・映像等

サイエンスデータ：資源分布、土壌、気温、放射線等の環境情報等

R & Dデータ：特定顧客・特定産業の将来のR & Dに必要なデータ(例：建築業界や自動車業界の研究開発の検討に資する地形・地質・堆砂圧データ等)

### 将来的に顕在化することが見込まれる大規模データベースの利用サービス

将来的(2028年以降を想定)には、当社の高頻度なミッションを通じて、当社のインターナル・ペイロードから取得・蓄積した情報に、地球上で入手可能な既存のデータも加え、加工、解析、統合することで、顧客にとって高付加価値な「大規模な月のデータベース」をクラウド上に構築し、顧客が自由にアクセスし、定額料金を課金の上、利用して頂く、SaaS(Software as a Service - サービスとしてのソフトウェア)型・サブスクリプションモデルのビジネスの展開を目指しています。地球上で、月面活動や試験等を簡易的にシミュレーションすることが可能となれば、より多くの企業が、より少ない負担で、月面事業への参画を検討することが可能となります。また、顧客はデータにアクセスするだけで、デジタル上でビジネスにおける潜在的なニーズを把握することが可能となり、これにより能動的な新事業開発の促進が期待され、将来の月面社会の創出へ大きく寄与することが想定されます。

入金と売上の計上方法につきましては、ミッションを通じたデータ取得サービスはペイロードサービス同様、ロケット打上げの1~3年前の本契約時から打上げまでの間に、その全額が一括若しくは複数回に分割されて入金され、本契約以降月へ到着しミッションを完了させるまでの期間にわたり、履行義務の進捗度に応じて売上が計上される想定であり、大規模データベースの利用サービスは、サブスクリプションモデルによる月額課金及び月次での売上計上を想定しております。

### 新たに着目される安全保障等のニーズに応えるデータ取得サービス

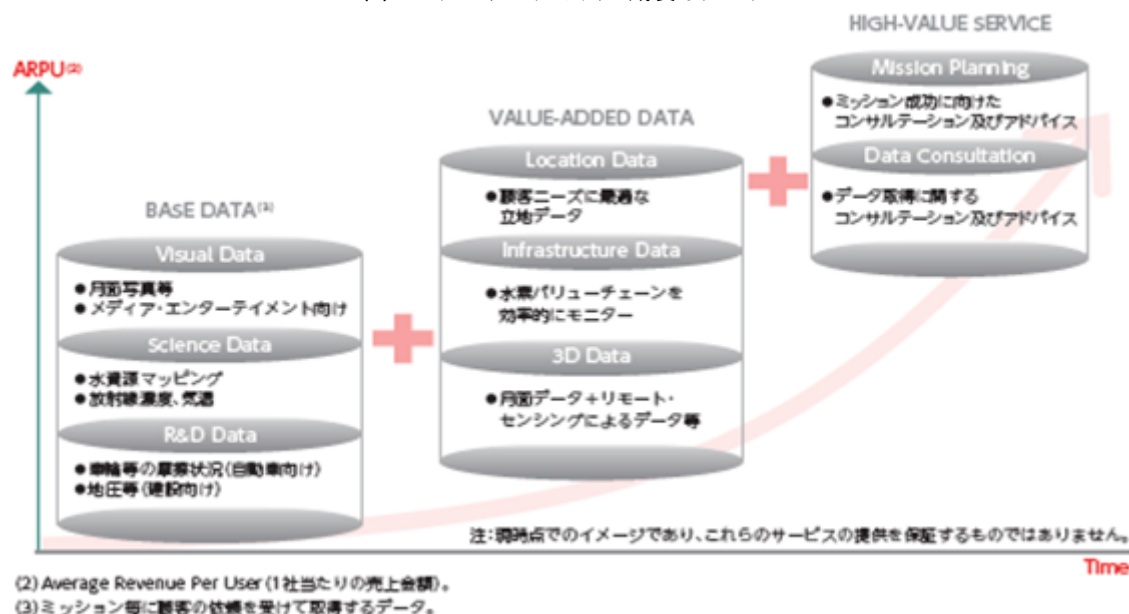
近年、米国が主導するアルテミス計画をはじめ、月面インフラ構築に向けた取り組みが国際的に本格化しております。2026年3月にNASAが発表した「IGNITION」では、今後10年程度で、月面に恒常的な拠点を構築することが明確に示されております。それに伴い、インフラ設備を守る観点から安全保障上のニーズが増加しており、2026年4月には、米国宇宙軍が「Cislunar Coordination Office」の新設を発表しました。安全保障の観点から、広範囲な月面観測、宇宙状況把握(Space Situation Awareness)等、月周回衛星等のアセットを活用したサービスの潜在的な需要が急速に高まっています。

こうした環境下において、当社は、過去2度の月面着陸ミッションを通じて実証した「月周回軌道への輸送・投入および同軌道上での運用能力」を活用し、月周回衛星等の自社アセットを今後積極的に月周回軌道へ展開する方針です。当社は2030年までに少なくとも5機の自社月周回衛星を投入することを計画しております。

また、月面インフラの増加に伴う通信・測位のニーズを踏まえ、当社は、月面および月周回で活動する顧客に対して、当該月周回衛星を活用した通信・測位サービス「ルナ・コネクトサービス」の立ち上げを検討開始することを決定いたしました。ルナ・コネクトサービス事業を構築する上では、大容量の通信・データ等を月から安定的に受信するための、地球側の地上局の整備が重要な鍵となりますが、地上局の運用および利用について、ispaceは日本国内における主要な地上局提供事業者であるKDDI株式会社(以下「KDDI」という。)と、共同検討を進めるべく基本合意書を締結しています。本合意に基づき、KDDIは地上局の機能や、月面における通信サービスの在り方等についてispaceに必要な技術的・事業的情報を提供し、両社は共に将来計画の具体化を進める予定です。KDDIは2024年11月に、「宇宙戦略基金」の技術開発テーマである「月-地球間通信システム開発・実証(FS)」の委託先に選定されており、同システムにおける地上局及び地上局ネットワークの基本設計と、月面モバイル通信環境構築の実現可能性評価を実施しており、今後、ルナ・コネクトサービスを共同で提供する上で両社の具体的な役割等について協議を進めて行く予定です。

当社は2026年3月ミッション2.5として、最速2027年にも、米Argo Space Corp.が提供する宇宙輸送サービスを利用して当社初の衛星1基を月周回軌道へ投入することを計画しております。

図3：データビジネスの成長イメージ



<当社グループが注力する月面輸送サービスの分類について>

現在の月面物資輸送市場は、主にランダーで運搬されるペイロードのサイズに応じて、小型ランダー（500kg以下のペイロード）、大型ランダー（500kg以上のペイロード）の二分類に分かれると考えております。ペイロードの大きさが拡大するに伴ってランダーのサイズも大型化され、一般的に大型ランダーは有人向けのものが中心となります。

当社グループは、ランダーとローバーの小型軽量化による開発費の低コスト化の優位性を活かし、年複数回の高頻度なミッションを実現することを見据え、小型ランダーへの戦略的集中を行っております。当小型ランダーには、独自の顧客市場の存在、及び技術的観点の差異から、大型ランダーとの間に明確な区別が存在し、それぞれの分類で活動するプレイヤーも区別されていると考えられます。

顧客の観点では、特に足許の市場草創期においては、民間企業や研究機関等からの比較的小型のペイロードを月面に輸送したいというニーズが存在しています。例えば、ペイロードを月面に輸送するに当たっては、顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整等の事前のアレンジメントが多数発生いたしますが、同様の顧客が複数、1機のランダーに相乗りをするケースが通常です。小型のペイロードの顧客の観点からは、大型ランダーの中で多数のペイロードの1つとして格納されるケースに比べ、小型ランダーの中で主要なペイロードの1つとして格納されるケースの方が、より自身のニーズに沿ってカスタマイズされたミッション設計（着陸地点・ミッション期間・ペイロードの環境条件等）を得られるメリットを享受できると考えております。また大型のペイロードによるミッションと比べて、より低コストかつ高頻度なミッションを実現できるため、上記のミッション設計の選択肢が多いというメリットもあります。

また、技術的観点からは、一般的に、無人が主流の小型ランダーと有人が主流の大型ランダーとでは、開発に求められる安全性要件の高さも異なれば、サイズ・重量等も異なるため、基本的にそれぞれの開発要素が全く異なるものと考えられます。特に当社グループの場合は民生品（Commercially available Off-The-Shelf、（以下、「COTS品」という。））を活用して低コスト化も実施する開発コンセプトでのエンジニアリングを追求しておりますが、これは大手プレイヤーによる大型ランダーの開発原則とは必ずしも一致しないと考えられます。従って、大型ランダーを製造するプレイヤーが小型ランダーに参入する場合には、低コスト・軽量化を実現するための技術的障壁が一定程度存在すると考えられます。

なお、当社は将来的にランダーのサイズアップを予定しており、輸送可能なペイロード容量を、ミッション1及びミッション2での最大30kgから、ミッション3以降最大200kg程度まで増大させる開発に現在着手しており、以降も段階的に500kg程度までを目指して増大させることを目指していますが、小型ランダーへの戦略的集中に変わりはありません。

### <当社グループの開発及びミッション推進体制について>

当社グループでは、天体の表面に着陸し、静止することができるランダー)及び地球外の天体の表面を移動し、観測するために使われるローバーを開発しております。なお、当社のランダー及びローバーにつきましては有人利用を想定せず、無人のロボティクスとして開発しております。

ペイロード及びローバーは、ランダーの内部に格納され、更にそのランダーは打上ロケットの内部に格納され、打上ロケットによって宇宙空間における一定ポイントまで輸送されます。ランダーはロケットから分離された後、一定期間をかけて月に向けて自力で宇宙空間を推進し、月の周回軌道へと入り、月面に着陸をします。着陸後、ローバーはランダーから分離され、月面を自走しながら探査活動を行います。

ランダー及びローバーの開発、ランダー又はローバーへのペイロードの搭載、打上ロケットから切り離された後の月までの航行と着陸、月面の探査活動はすべて当社グループが行う活動です(ランダー及びローバーはすべて、当社グループのミッション・コントロール・センターから、当社グループオペレーターにより遠隔操作されます)。一方で当社グループは、打上ロケットに関しては自身で開発等は行わず、既に市場でサービス提供を行っている打上プロバイダーと契約の上、打上サービスを購買しております。

当社グループは2016年以降、ランダーの本格的な自社開発に着手するとともに、経験豊富なエンジニアを順次採用しており、2026年3月31日時点では約200名のランダー開発エンジニア及びオペレーション専門のエンジニアが在籍し、開発プロジェクトのリーダー層には、衛星開発等で豊富な知見と経験を有する人材を確保しております。多数の外国籍のエンジニアが在籍していることに加え、宇宙/非宇宙のバックグラウンドを持つエンジニア、ハードウェア/ソフトウェアの専門家等、幅広いエンジニアリング人材で構成されていることが1つの特徴です。これまでの宇宙開発ノウハウを最大限活用する一方で、自動車・機械産業等で培われた民間企業ならではの柔軟・迅速な開発プロセスを目指しています。

また、ソフトウェア技術の活用も民間企業として宇宙開発へ参入する上での重要な鍵となります。高い信頼性が求められる宇宙開発においては、これまで確実な信頼性評価が可能なハードウェア技術による開発が優先されてきました。一例としては、ロケットの推進力を向上させるためにはより大型のエンジンを多額のコストを投じて開発していくという考え方が挙げられます。一方、近年のソフトウェアによる制御技術の著しい進化により、民間企業でのソフトウェアを駆使した高度な開発が可能となり、上記のケースであれば、小型のエンジン複数機をソフトウェアで制御することにより、同程度の推進力を維持しつつも大幅なコスト削減が可能となります。このように、今後宇宙開発分野においてソフトウェア技術との融合によりハードウェアの小型軽量化を進めることで、大きなコスト削減が可能になると考えており、当社においても多くのソフトウェアエンジニアを採用し開発に従事しております。

なお、当社グループでは、信頼性を維持しながらコストと開発期間を短縮するべく、システム・インテグレータとしての開発スタンスを基本としております。すなわち、当社ではシステム要件を整理の上でシステム設計をしますが、部品については既に宇宙で実績のあるCOTS品を中心に調達をしており、内製化する部品を最小限としています。その上で、調達した部材を組立て、システム・インテグレートし、システム環境試験を行い、完成したことを検証することとしています。

### <ランダー・ローバーのテクノロジー及びペイロード>

#### 1. ローバーについて

当社は2010年の創業以来、一貫してローバー開発に取り組んでおり、その技術は当社の取締役兼テクノロジー・アドバイザーであった吉田和哉氏が教授を務める東北大学大学院工学研究科において研究開発されたロボティクス・ローバー技術がベースとなっております。当社は米国のGoogle社がスポンサーとなりXPRIZE財団が運営する世界初の月面探査レース「Google Lunar XPRIZE」に参戦しておりましたが、そこで使用するローバーのプロトタイプを2011年8月に発表し、2015年1月にはローバーのエンジニアリングモデル(注1)が宇宙空間でも機能する性能を持つことが評価され、Google Lunar XPRIZEの中間賞を受賞し50万米ドルの賞金を獲得しました。その後もフライトモデル(注2)の製造まで当社は完了させ、相乗り先である他社のランダーの打上げを待つ状態に有りましたが、月面探査レースは残念ながら2018年3月に勝者がいないまま終了となりました。当社のローバーは月面での実証を行うことができなかったものの、フライトモデルの製造まで完了させたことが一定の評価を受け、本ローバーは2019年に米ワシントンD.C.のスミソニアン航空宇宙博物館へ寄贈され、展示されております。

当社がGoogle Lunar XPRIZEを通じて開発したローバーは、総重量約4.0kgであり、当社が認識する限り、世界でも最小・最軽量の四輪ローバーです。月面の不整地を走破できる4輪駆動、360度の視野を持つカメラで静止画と動画の撮影等、宇宙空間で月面探査ミッションを達成できる能力を維持しつつ、可能な限りCOTS品を活用し、小型軽量化とコスト削減を実現しました。

(注1)基本設計に基づき製作し、機能・性能・環境試験に供することで設計の妥当性を確認し、次の詳細設計段階に移行するための設計を固めるためのデータを取得するためのモデル

(注2)実際に宇宙に打ち上げる本番モデル

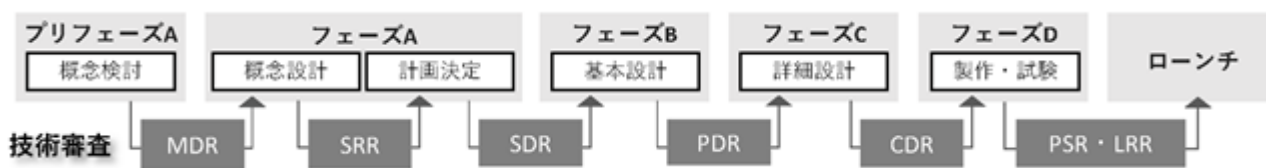
2. ランダーについて

当社は2016年よりランダーの自社開発を開始し、2017年以降実施している複数回の資金調達を原資として開発作業を進捗させております。ミッション1及びミッション2で利用したRESILIENCEランダーのサイズは、乾燥重量：約340kg（燃料含まず）、ミッション3以降で利用予定のULTRAランダーのサイズは乾燥重量：約1,000kg（燃料含まず）となっております。

ランダー開発と月面着陸の歴史は、1959年にソビエト連邦共和国によって開発され月面着陸を行った無人探査機のルナ2号から始まり（以降、1976年のルナ24号までに複数回の着陸を実現）、その後1961年から1972年にかけてNASAが実施したアポロ計画、2013年と2019年にそれぞれ月面着陸を果たした中国の嫦娥3号・4号等、過去にも様々な開発事例が存在しており、ランダー開発技術は原理的に既に確立されたものであります。特にアポロ計画で開発されたランダーは合計6回の有人月面着陸を成功させましたが、これを契機に、ランダーの様な大規模システムを高い品質を保ちながら確実に効率よく開発するための手法として、「段階的プロジェクト計画」（Phased Project Planning：PPP）がNASAによって生み出されました。以降、この手法をベースとして多数の民間企業による人工衛星の開発が行われており、JAXAもまた「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」として同様の手法を提唱しています。

図4：システムエンジニアリング活動に準拠した開発の工程

（JAXA発行「ライフサイクルにおけるプロセスのアウトプット/アクティビティの例」を元に当社作成）



技術審査	MDR Mission Definition Review	SRR System Requirement Review	SDR System Definition Review	PDR Preliminary Design Review	CDR Critical Design Review	PSR Pre-shipment Review	LRR Launch Readiness Review
目的	ミッションの意義・目的・成功要件・コスト等、ミッション定義の妥当性を確認する審査会	ビジネス要件とシステム要件の整合性を確認の上、システム設計開始を承認する審査会	システム仕様、及びそれに対する検証計画の妥当性、基本設計フェーズに向けた技術・体制・計画等の一連の準備が完了されていることを確認する審査会	仕様値に対する設計結果、設計検証計画の実現性を確認する審査会	製造と試験の詳細設計と検証計画が適正かを、これまでに実施した試作評価、熱構造特性の評価、電気機械設計等の評価を活用して確認する審査会	試験結果の確認及び、打上場への輸送承認を行う審査会	ロケットへのインテグレーション作業終了の確認及び、打上げと初期運用への移行承認を行う審査会

本手法の概要は、開発全体を複数のフェーズに区分し、各フェーズで行うべき作業内容を段階的に定義しながら、それぞれのフェーズにおける結果を審査により評価し、次フェーズへの移行可否を判断しながらフェーズを進めていくものであり、これにより可能な限りの不具合・エラー等を事前に検知し、ミッションまでに確かな開発品質へと高めていく手法です。当社のランダー開発もまた、機能面において人工衛星と近似する部分を多く有しているため、基本的には既存の人工衛星開発のプロセスである「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」を踏襲して進められています（詳細な当社の開発状況については、後記「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照下さい）。

また上記「システムエンジニアリング活動に準拠した開発の工程」は一般的な人工衛星開発のプロセスを示したものです。これを基礎としつつ、民間企業等の人工衛星の開発現場においては、そのプロジェクトの複雑性や新規性に拠って、必要とされる審査プロセスを柔軟にアレンジされるケースも一般的です。例えば、新規開発ではない量産型の人工衛星の製造等の場合、既存設計は過去の物を踏襲し、プロジェクト開始後即座にPDRを実施の上、フェーズCへ移行するケースも存在します。当社の場合も、ミッション2の開発においては基本的にミッション1と類似する設計であったことから、ミッション1よりも比較的短期のプロセスでの開発となりました。

### 3. 外部の開発パートナーの積極的な活用について

当社は経験豊富なエンジニア陣による「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」に万全を期すことで、確かな開発品質を実現させていく計画ですが、技術実証ミッションを遂行する上では外部パートナーの積極的な活用にも取り組んでおります。中でもランダー固有の開発点として、以下の二点については外部パートナーの協力を積極的に活用しております。

- ・微小重力下で月面着陸姿勢を制御可能な大型推進システムの開発
- ・月面着陸を精度高く行うための着陸制御システムの開発

推進システムについては、宇宙空間における推進システムの開発における長年の実績を有する、欧州大手の航空宇宙企業であるエアバスから分離独立したAriane Group社から、推進系システムの設計協力（レビュー等）を得つつ、基幹部品であるスラスター・バルブ・配管等を調達し、推進系システムの組立も同グループの工場を賃借し行う等、緊密な協力関係を構築しております。ミッション5については組立・製造・試験は米国子会社で行い、NASAによる月面への輸送サービス委託するプログラムであるCLPSへ採択されサービス提供を実行することから、CLPSの要求事項であるDomestic Source Requirements（US内製品の使用）の条件を満たす必要があり、比較的多くの部材調達は米国企業から実施する見込みです。

着陸制御システムの開発については、1960年代から70年代にかけてのアポロ計画でランダーの同システムの開発を担当した米国のドレイパー研究所（本社：米国マサチューセッツ州）に委託をしております。同社との契約関係により、当社は2028年6月末までの期間、地球以外の惑星に500kg以下のペイロードを着陸させる能力を持つランダーへの利用に関して、同社が開発する着陸制御システムを独占的に使用する権利を保有しています。

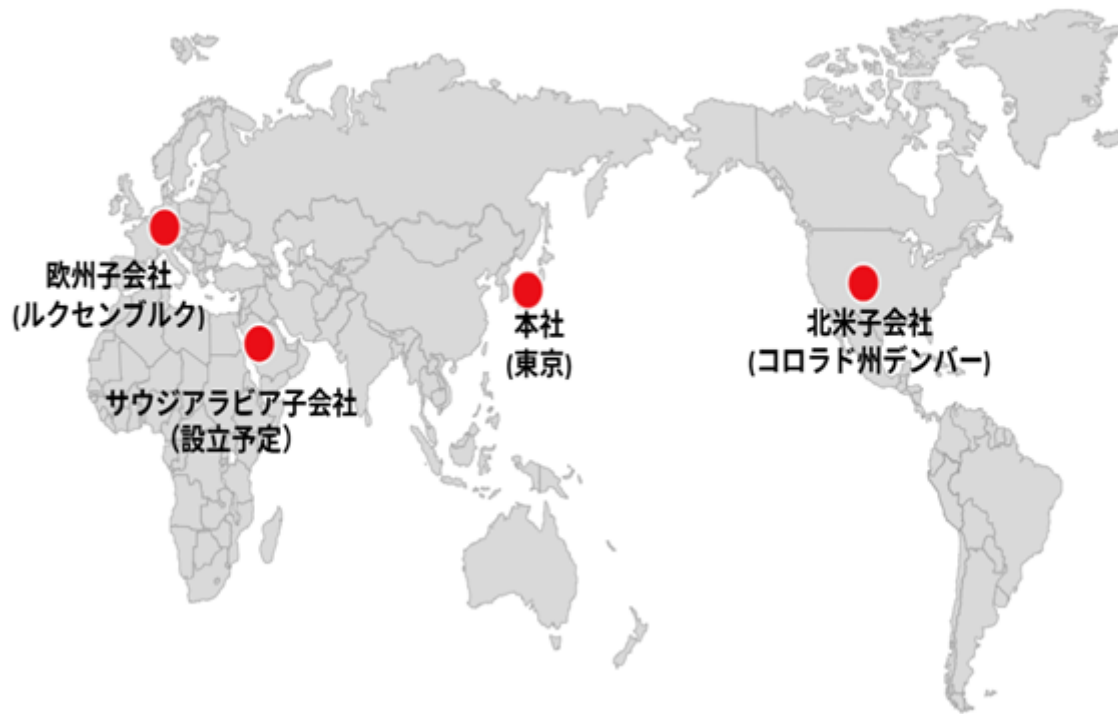
また、前述のとおり、当社グループは、打上ロケットの自社開発は行わず、既に市場でサービス提供を行っている打上プロバイダーと契約の上、打上サービスを購買してまいります。本書提出日時点でミッション1からミッション2までについて、Space X社との間で打上契約を締結しております。同社のロケットであるファルコン9は、累計で600回超の打上げを行い、過去の打上の成功確率としても約99%と極めて信頼性の高い実績を持つパートナーです。なお、今後のミッションにおいては、JAXAと三菱重工業にて開発しているH3ロケットを含む他の打上プロバイダーの活用も検討しております。これらの外部パートナーの協力を積極的に活用することで、当社はより着実なミッションの成功を目指してまいります。

#### <開発・営業におけるグローバルネットワーク>

上述のとおり、当社グループでは、グローバルなエンジニア人材による「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」や海外の外部パートナーの積極的な活用により技術実証ミッションを遂行しております。これを実現する上では、世界中の優秀なエンジニアを獲得することが必要となります。当社グループでは、グローバルで統一されたランダーの設計を、組立・製造・試験する拠点を東京の本社と米国デンバーの子会社にそれぞれに置く他、ルクセンブルク大公国の子会社ではローバーの開発および組立・製造・試験の拠点を置く等、グローバルにそれぞれの拠点の強みを活用しております。また、2026年1月には、サウジアラビア王国内の商業および政府、研究機関とのパートナーシップ連携を一層強化することを目的に、サウジアラビア王国に子会社の設立手続きを開始いたしました。

それぞれの拠点は、日本のJAXAや米国のNASA、欧州のESA等の重要な宇宙機関と物理的距離を近く取ることにより、各地での月面開発ニーズの吸い上げを行っております。また顧客開拓の観点においても、当社は世界各国において、宇宙機関や民間企業の顧客需要を開拓していく上でも、グローバルなネットワークを構築し、各拠点営業人員を配置しております。

図5：当社グループのグローバルネットワーク



### <長期ビジョン>

当社グループが掲げる「Expand our planet. Expand our future.」には、月を人類が宇宙内で活動する上でのエネルギー補給基地として活用し、2040年以降に「地球と月がひとつのエコシステムとなる経済圏を創出する」というビジョンを実現させる意思が込められています。この経済圏を具現化した構想として、当社グループは2040年台に1,000人が月に暮らし、年間1万人が地球との間を往來することを想定した月面上の都市「Moon Valley 2040」の構想を併せて掲げています。

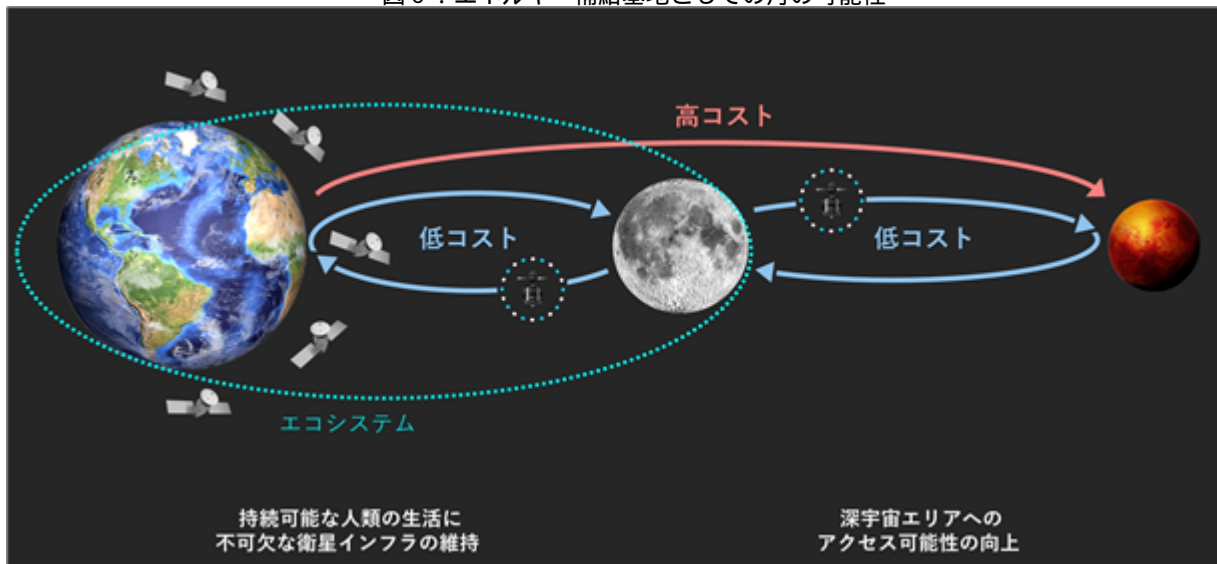
月を「エネルギー補給基地」として活用する上で鍵となるのが、月における水の存在です。近年の調査で月には水資源が存在することが明らかとなっており（注1）、そのサイズは数億~60億トン（注2）とも言われ、その分布状況や分量の確定に更なる調査と分析が必要とされています。また月には水資源だけでなく、鉱物資源やヘリウム3も存在する可能性があり、これらの資源の利用可能性にも注目が集まっています。

（注1）出所：Direct evidence of surface exposed water ice in the lunar polar regions, PNAS  
<https://www.pnas.org/content/115/36/8907>

（注2）出所：Dr.David R. Williams, [https://nssdc.gsfc.nasa.gov/planetary/text/lp\\_pr\\_19980903.txt](https://nssdc.gsfc.nasa.gov/planetary/text/lp_pr_19980903.txt)

水から電気分解された水素と酸素は、液体水素・液体酸素として、近年の宇宙開発におけるロケット推進燃料として利用されています。将来的に月の水資源を有効活用し、エネルギー源の生成からロケットの推進燃料としての利用までを、一気通貫して月で行うことができれば、地球の1/6ともされる微小重力下の月から抜け出し宇宙空間を移動する燃料輸送コストは、地球の重力から抜け出すことが所与となっていた従来の燃料輸送コストに比べて、大幅に引下げることが可能になると考えられております。これが現在、世界中の注目が月に集まる最大の背景と考えられます。

図6：エネルギー補給基地としての月の可能性



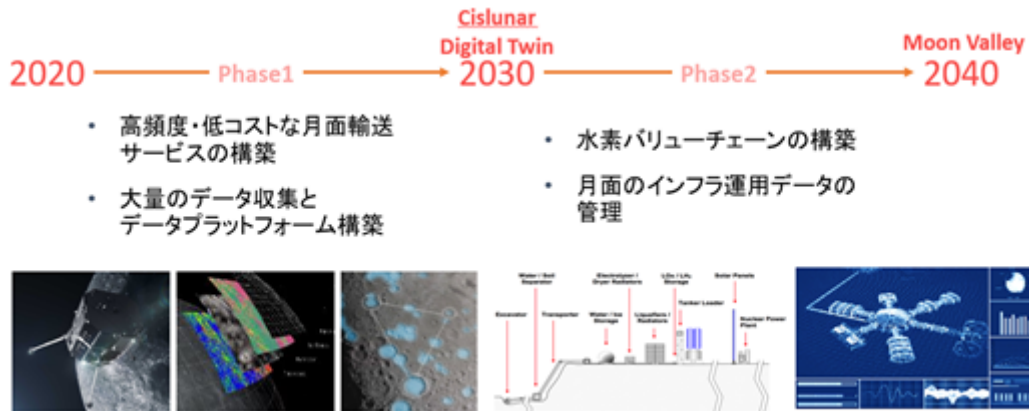
小惑星・火星等の深宇宙探査は、科学的観点から人類に大きな利益をもたらすと考えられており、将来的にもより高頻度で実施されることが期待されています。また、現在地球の周回にはGPS（全地球測位システム）・気象観測衛星等、数千機もの人工衛星が存在し、近い将来にはメガ・コンステレーション（大規模な人工衛星群）によるインターネット接続も計画されている等、これらの衛星が地球上の人類の生活を維持する上で必要不可欠なインフラになっており、長期的な維持利用を見据えて燃料補給等のメンテナンスをいかに行うかが課題です。

将来的に更に増大することが見込まれる深宇宙探査のための移動燃料、また人工衛星の活動維持のための燃料を、すべて地球上から賄うことは、特に地球の重力から抜け出す際に膨大なエネルギーコストが必要になることを考えれば、深刻な課題と言えます。本課題を解消するために月を人類が宇宙内で活動する上でのエネルギー補給基地として活用し、2040年以降に「地球と月がひとつのエコシステムとなる経済圏を創出する」ことを目指す当社のビジョンは、長期的に人類の地球上の生活を持続させることに繋がる世界的に重要な施策の1つと言えます。

< ビジョン実現に向けたロードマップ >

当社グループでは、前述の「Moon Valley 2040」の実現に向けたロードマップを下記図7のように大きく2つのフェーズに分けて整理しております。

図7：「Moon Valley 2040」の実現に向けたロードマップ



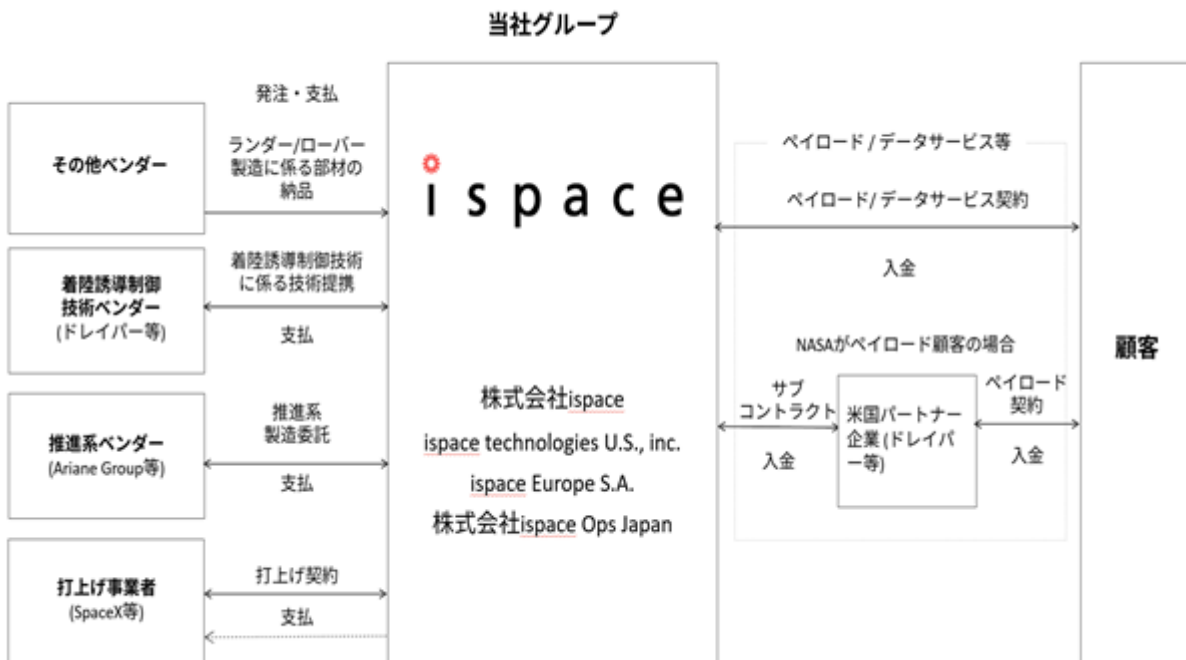
フェーズ1では、当社グループは月の水資源やその他資源の商業的価値に着目し、高頻度・低コストな月面輸送を行うプラットフォームを構築するとともに、月面資源のデータマッピングを行い、月ビジネスに参入するすべての顧客（政府宇宙機関・研究機関・民間企業等）に有益な月のデータ（画像データ・環境データ・資源情報等）を提供することを計画しております。続くフェーズ2では、月面資源探査/開発プラットフォームを構築するために、月の水資源からロケット推進燃料を生成する事業パートナー企業とのアライアンス構築に取り組む計画です。

これらを通じて、2040年代には地球と月がひとつのエコシステムとなる経済圏「Moon Valley 2040」を創造していきます。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

図9：事業系統図



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（又は被所有割合）（％）	関係内容
(連結子会社)					
ispace EUROPE S.A. (注) 2 . 3 . 4	ルクセンブルク大 国 ルクセンブルク市	40,000ユーロ	月面開発事業	100	役員の兼任 2名 資金の援助
ispace technologies U.S., inc. (注) 5 . 6 . 7 その他1社	米国 コロラド州デンバー	500,000.01米ドル	月面開発事業	100	役員の兼任 2名 資金の援助

(注) 1 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 . ispace EUROPE S.A. は特定子会社に該当しております。

3 . ispace EUROPE S.A. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	975,492千円
	(2) 経常損失	654,279千円
	(3) 当期純損失	654,279千円
	(4) 純資産額	1,437,578千円
	(5) 総資産額	1,072,201千円

4 . ispace EUROPE S.A. は、債務超過の状況にあり、債務超過の額は2025年12月31日時点で1,437,587千円であります。

5 . ispace technologies U.S., inc. は特定子会社に該当しております。

6 . ispace technologies U.S., inc. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,756,467千円
	(2) 経常損失	6,200,571千円
	(3) 当期純損失	6,200,571千円
	(4) 純資産額	10,920,588千円
	(5) 総資産額	19,101,337千円

7 . ispace technologies U.S., inc. は、債務超過の状況にあり、債務超過の額は2025年12月31日時点で10,920,588千円であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日時点において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンとし、地球と月が1つのエコシステムとなる世界を築くことにより、月に新たな経済圏を創出することを目的としています。この実現に向け、史上初の民間月面探査へ向け研究・開発を推進する企業として、持続的な成長と企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

#### (2) 経営戦略等

##### 1. 品質向上サイクルの実現

当社グループは現在、2028年に計画しているミッション3及び2029年のミッション4に向けて、ローバー及びランダーの開発を進めておりますが、過去の国主導の宇宙ミッションでは実現が困難であった、民間企業ならではの品質向上サイクルを回すことを企図しています。

既存の宇宙開発の課題の1つに、コストの高さ及びそれに起因する実証機会の少なさが挙げられます。過去の宇宙ミッションの多くが国主導のミッションですが、民間企業と比較して失敗に対する許容度を相対的に低く設定せざるを得ないことから、より慎重かつ複雑な開発プロセスと、より重層的な実証試験等を行わざるを得ず、開発コストが大規模かつ開発期間が長期化する傾向があります。

一般的に、技術的な品質を向上させ成功率を高めるためには、リスク・コントロールが可能な範囲での技術的失敗と改善を繰り返す、言わば健全な反復プロセスが必要不可欠とされています。しかしこれまでの宇宙ミッションでは、高額な開発コストはそのまま実証機会の少なさにつながり、結果的に宇宙開発におけるプロダクトの品質向上サイクルを回すことに限界が生じていたと考えられます。

当社グループは提供するプロダクトをロボティクスによる無人かつ小型で軽量化されたモデルに設定し、また必要とされる部材についても、近年その品質が急速に向上しているCOTS品から十分に宇宙品質に耐えられるものを選定し、柔軟に調達することを基本としています。また国主導のミッションと比較して、失敗に対する許容度を相対的に高く設定することが可能な民間企業としての特性を活かし、実用性が高く迅速な開発プロセスを設計し、結果的に既存の宇宙機器開発と比較して大幅な開発コストの低減が可能となっています。これにより実証機会を増加させ、将来的に反復ミッションと十分な研究開発による品質向上を実現し、更には量産による品質安定化を図ることを計画しております。

当社は、2022年のミッション1及び2025年のミッション2を、技術実証ミッションとして位置づけておりました。前述のとおり、経験を十分に有するエンジニア陣による「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」に万全を期すことで、確かな開発品質を実現させていく計画ですが、失敗が一切存在しないミッションを保証するものではありません。当社としては、リスク・コントロール可能な範囲での失敗については、仮に発生した場合にも企業として許容可能な十分な手当を準備しています。実際に、ミッション1及び2で獲得されたミッションデータは、着陸失敗の要因分析に関するデータまでを含めて、ミッション3以降の後続ミッションへと活用されております。ミッションを高頻度を実施し、技術的な経験値を継続して蓄積させていくことが、当社の技術的リスクを低減させ、持続安定的な事業運営を達成する上での重要な鍵となります。

## 2. ミッションリスクに備えた手当

当社グループが行う月着陸ミッションには、宇宙開発における一定の不確定要素が存在するため、これに備えた十分な手当を行うことを戦略としております。

当社は、既存のミッションを含む複数ミッションについて、主にSpace X社のファルコン9ロケットにランダーを搭載し打上げを行う予定です。ファルコン9はSpace X社により開発された中型ロケットであり、打上げ価格が機当たり74百万米ドル/1回(本書提出日時点における公表値

(<https://www.spacex.com/media/Capabilities&Services.pdf>))と同規模の他社ロケットと比較し安価であり、市場において大きなシェアを獲得しております。打上契約後は、仮に何か問題が発生しミッション継続に支障が起きた場合にも、Space X社は打上代金の返金をせず、打上業者と顧客である当社の双方がお互いに損害賠償請求権を放棄して、自損自弁にしておくことが業界慣行となっています。当社は、累計で600回超の打上げを行い、過去の打上げの成功確率としても約99%と極めて信頼性の高い実績を持つSpace X社のファルコン9を選定しておりますが、仮に問題が発生した事態における財務的リスクを軽減するために、第三者の損害保険会社との間ですべてのミッションについて月保険を締結する予定であり、ミッション1については、三井住友海上火災保険株式会社との間で損害保険契約を締結しておりました。当該保険はロケットが打ち上げられてからランダーが月面に着陸し、通信の機能が正常に作動して地球とランダーとの間でデータ送受信が行われるまでを保険責任期間としており、実際にミッション1の月面着陸未完了に伴い約38億円の保険金を受領しております。ミッション2についても同様に三井住友海上火災保険株式会社との間で月保険を締結しており、保険責任期間はロケットが打ち上げられてからランダーが高度100kmの月周回軌道上までの軌道制御確認完了までとし、保険金は約21億円としておりました。ただし、ミッション2の月面着陸未完了は、当該保険責任期間外となっているため保険金の受領はできませんでした。

同様に、当社と当社の顧客との間においても、Space X社と当社との間と同様の仕組みを踏襲し、当社と顧客の双方がお互いに損害賠償請求権を放棄して自損自弁とする契約体系を基本としております。また、当社が手掛けるペイロードサービス及びデータサービスでは、基本的にロケット打上げに先立つ1~3年前に本契約をし、以降、ロケット打上げまでの間に、ほぼ全額の金銭的対価を顧客から受領することを基本としていますが、仮に契約後に問題が発生しミッション継続に支障が起きた場合にも、当社側に契約不履行に繋がる程の重大な瑕疵(マテリアル・ブリーチ)が生じない限り、原則として当社から顧客への返金が生じない契約体系となり、複数のペイロード顧客との間で、既上記趣旨の内容で最終契約を締結しております。将来的には、より多くの顧客に安心して当社のサービスを利用してもらい、産業を活性化させる上では、損害保険等の商品により顧客の財務的リスクを軽減させる仕組みが不可欠と考えており、月面輸送サービスにおける損害保険商品の将来的な導入を見据え、現在第三者の損害保険会社との間で検討を進めております。

## 3. 継続的なミッション資金の十分な確保

前述のとおり、宇宙開発における技術の品質向上サイクルを実現させることは民間企業ならではの利点と言えます。当社は、常に単発ではなく同時並行で継続的なミッションの準備を進めておくことで、リスク・コントロールが可能な範囲での技術的失敗を、タイムリーに次のミッションの改善へと反映させることを実現させます。

当社は足許、2028年に計画するミッション3のULTRAランダーの開発にも人的・財務的なりソースを配分しております。ランダー及びローバーの開発には一般的に高額の開発費用を要すること、また継続的に打上業者との間で高額な打上契約に関する合意を形成していかなばならないこと、そして複数ミッションの検討を同時並行して実施可能な十分の開発エンジニアを確保することから、当社は常に比較的大規模な財務的原資を手当する必要があり、継続的な資金調達の実施が持続的な事業運営上不可欠です。

当社は、2014年の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行(シード投資)、2017年12月から2018年2月にかけてシリーズAとして国内過去最高額、また、宇宙分野のシリーズAとしては世界過去最高額(いずれも2018年2月当時)となる103.5億円の新社債発行による資金調達を行いました。その後、2020年のシリーズB、2021年のシリーズCの資金調達を経て、2023年4月には、東京証券取引所グロース市場に上場しております。上場後も、2024年3月には海外募集を、2024年10月から2025年3月にかけては第三者割当増資を、また2025年10月から11月にかけては公募増資並びに第三者割当増資を実施し、累計で598億円の新社債発行による資金調達を実施しております。また、銀行からの借入についても2024年3月期においては複数行と融資契約を締結し総額75億円の借入を実行、2025年3月期には総額100億円のシンジケートローン契約を含め、借換も含めて総額193億円の融資契約を締結し実行、2026年3月期には株式会社三井住友銀行と100億円、株式会社みずほ銀行と50億円の融資契約をそれぞれ締結し総額150億円の借入を実行しております。進行期である2027年3月期には、4月に朝日信用金庫との10億円の融資契約を締結・実行し、本書提出日時点で創業以来の累計値で506億円の融資契約を締結し実行しております。これらの資金を原資としたランダー及びローバーの開発並びに当社ミッションの実行を進めると同時に、事業化のための市場と顧客の開拓を行っております。

#### 4. 政府宇宙機関及び民間企業の双方の顧客ターゲティング

足許の当社の売上は、グローバルな顧客ニーズの高まりを背景に、顧客からのペイロードを輸送するペイロードサービスの売上が重要な割合を占めております。

当社は、2019年12月にアラブ首長国連邦（UAE）のドバイの政府宇宙機関であるMBRSCより、ミッション1において10kgのペイロード（月面探査ローバー）を運ぶ大型受注を獲得し、2021年に本契約を締結致しました。MBRSCの前身となる機関は2006年に設立され、以降、2009年のDubaiSat-1、2013年のDubaiSat-2等、複数の衛星プロジェクトを上げた実績を持つ、中東を代表する先進的宇宙機関の1つです。2020年7月には、UAE建国50周年を迎える2021年に中東初となる無人探査機の火星到着を目指す火星探査ミッションにおいて、MBRSCは火星探査機「HOPE」の設計と技術面の取りまとめを行い、三菱重工のロケットH-IIAによる打上げを成功させています。

この他の宇宙機関との間では、カナダ宇宙庁が推進するプログラムであるLEAPに採択されたカナダの民間企業であるMCSSとの間で人工知能のフライトコンピューターのペイロードサービス、Canadensysとの間でカメラのペイロードサービス、NGCとの間でデータサービスを提供する契約を締結しております。また、JAXAとの間では変形型月面ロボットのペイロードを月面へ輸送することで合意し、2021年4月に本契約を締結しております。加えて、当社子会社であるispace EUROPE S.A.はイタリア宇宙機関とレーザー反射鏡を月面へ輸送することで合意し、欧州宇宙機関とは今後のMAGPIEと呼ばれるミッションの実現可能性、定義・設計、ミッションを実行するための全体的な枠組みの検討を行う契約を締結しております。

また、当社子会社であるispace technologies U.S., inc.は、主契約者であるドレイパー研究所等で構成されるドレイパーチームの一員として、2022年7月においてNASAのCLPSのタスクオーダーCP-12のサービスプロバイダーの1社に選ばれており、当該タスクオーダーの総額は採択時点で73百万米ドルとなります。これに関して、当社子会社であるispace technologies U.S., inc.は、ドレイパー研究所との間で、ランダーの製造やペイロードサービスを実施するための請負契約を締結し、当該契約に基づき、ミッション5において、リレー衛星を月周回軌道に投入し、月震計（FSS）、地下の熱流探査機（LITMS）、及び電磁場測定器（LUSEE）といった一連の科学実験機器を含むペイロードを月の裏側に存在する南極付近に輸送する予定です。これらのリレー衛星はBlue Canyon Technologies Inc.が製造し、Advanced Space, LLC が運用をサポートする予定で、これらの衛星を活用して月震データを最大1年間にわたり収集する予定です。

当社子会社とドレイパー研究所の間の上記請負契約の契約金額は当初約5,450万米ドルとなっており、2024年12月に約6,218万米ドルに増額となっておりますが、支払は一定のマイルストーンの達成を条件とした分割払いとなっております。打上日までに総額の10%を除いた金額が支払われ、残り10%相当額については月面着陸及びペイロードからのデータの受信時に支払われる予定です。また、NASAの要請によりドレイパー研究所がミッション期間を延長した場合には、最大で280万米ドルの支払いを追加で受領できる可能性があります。ただし、当社子会社は、ドレイパー研究所との契約上、自らの契約不履行又は履行遅滞に起因して発生した損害についてドレイパー研究所に対して損害賠償義務を負う可能性があり、また、当社起因の理由によりタスクオーダーCP-12の費用が増加した場合には、当該増加費用分をドレイパー研究所に対して当社が負担することになる可能性があることから、最終的な受取金額は減少する可能性もあります。

民間企業との間では、ミッション1のペイロードとして、日本特殊陶業株式会社との間で固体電池を月面へ輸送する契約を獲得しており、既に本契約を締結の上、全額の入金も完了しております。また、ミッション2顧客として、高砂熱学工業株式会社との間で月面用水電解装置、台湾中央大学との間で深宇宙放射線プローブ、株式会社ユーグレナとの間で微細藻類培養装置及びムーンハウスとの間でアート作品のペイロードサービス契約を締結しております。ミッション3顧客として、マグナ・ペトラ社、Control Data Systems SRL社とペイロードサービス契約を締結しております。

また、当社は世界各国の民間企業・宇宙機関・研究機関との間で、MOU（Memorandum of Understanding）やinterim Payload Service Agreement（ペイロードサービス中間契約。以下、「i-PSA」という。）を締結しております（以下、MOUとi-PSAを総称して「MOU等」という。）。当該MOU等は基本的にミッション3以降における将来的なペイロードサービス、データサービスについて共同検討や共同開発を進める内容であり、今後も多くの民間企業・宇宙機関・研究機関とMOU等の締結を拡大させる予定です。民間企業とのMOU等締結の背景は様々ですが、直近では特に、月面における水資源を活用したバリューチェーンに含まれる事業と関係する企業との強固な関係を築いております。

例えば、バリューチェーンのエンド・ユーザーとなるトヨタ自動車株式会社との間では、日米両政府による「Lunar Surface Exploration Implementing Arrangement」にて日本からの提供が決まった「有人と圧ローバー」に関連する地上試験、月面環境での技術実証に関する協議を進めております。2026年5月15日時点において、ミッション3以降を対象とした締結済みの契約・助成金（PL計上済みの金額を除く）と予算確保済みの案件で合わせて562億円見込んでおり、加えてMOU等で984億円を締結しております。

上記のMOU等には法的拘束力が認められず、受注及び当社の売上計上に繋がるかは不確定ではあるものの、当社は今後も民間企業各社とのMOU締結を進めてより多くの顧客と間で強固な関係を築く予定であり、将来的な民間企業からのペイロードサービスの受注につなげることを見込んでおります。

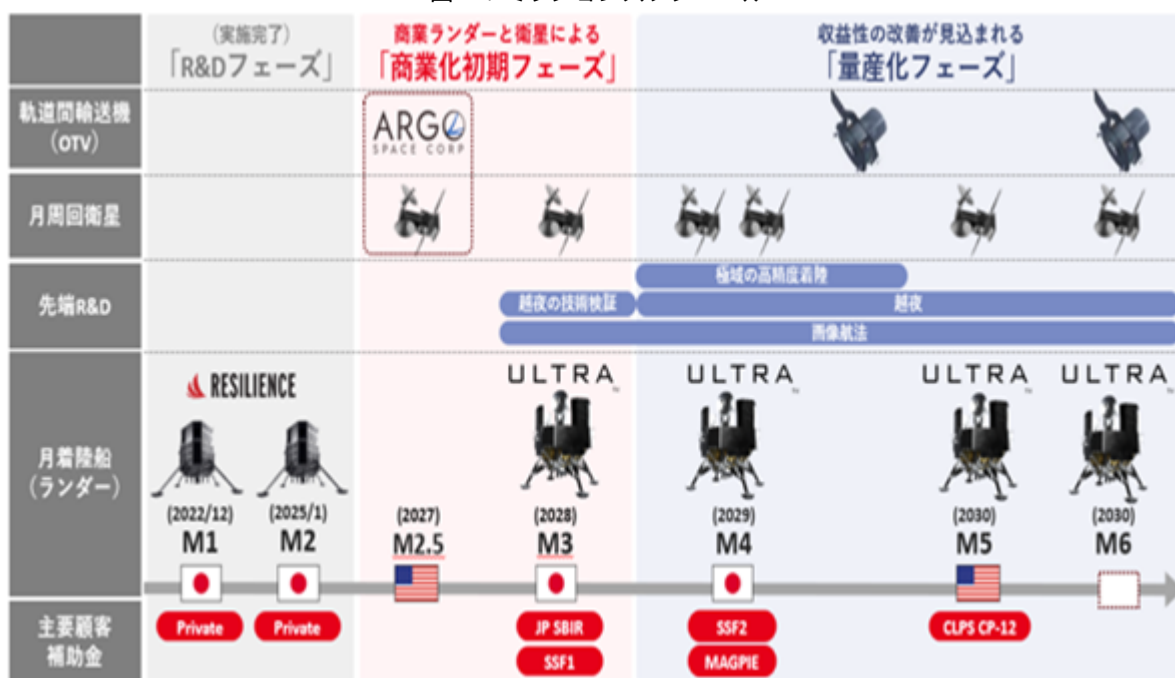
### 5. 中長期的な売上拡大及び収益性の改善

当社は、ミッション3に向け、先行する米国の大型ランダー開発ノウハウと、日本の過去2回のミッション経験を統合したULTRAランダーを開発中です。ULTRAランダーはこれまでのRESILIENCEランダーから設計を変更し、最大200kgのペイロードが輸送可能となるサイズアップを計画しております。実際の顧客への販売重量は、デザイン上の重量から開発における不確実性や販売充足率を加味した歩留まり率をもとに販売重量を想定しており、ミッションを重ねるごとに開発マージンの効率化、販売充足率の向上により、顧客への販売重量を順次拡大させていくことを目指します。

また当社は、技術が一定程度確立され、安定的な月面輸送が可能となると想定されるミッション4以降、平均して年2回から3回のミッションを実施することを計画しており、それに伴うランダーの量産化によりコストの低減を目指します。

中長期的には、複数のミッションから収集されたデータの蓄積を元に、データサービスからの売上も徐々に拡大することを想定しています。データサービスの提供の方法としては、(1)データの取得前から取得するためのペイロード機器の開発から当社が検討に加わり、データ取得のために必要なペイロードの輸送コストまで含めて顧客へ課金するケースと、(2)既に当社で保有する取得済みの顧客の需要に応じた付加価値の高いデータセットへ加工し、データ販売のみ提供するケースが存在します。2020年代において高頻度輸送を確立することで他社に先行してデータの収集、解析、高付加価値化を実施し、2020年代後半から2030年代に向けてデータプラットフォームを活用した高収益なデータビジネスモデルの構築を目指します。

図1：ミッションスケジュール



### (3) 経営環境

当社グループの事業が属する経営環境は次のような特徴があります。

当社グループが属する宇宙資源開発の分野では、2023年8月にインド宇宙研究機関の「チャンドラヤーン3号」が月面着陸、2024年1月にはJAXAの「SLIM (Smart Lander for Investigating Moon)」が月面へのピンポイント着陸に成功、2024年6月には中国が「嫦娥6号」により月面着陸とサンプルリターンを実施する等、世界各国で政府主導による宇宙探査活動が活発化しています。

一方、近年ではテクノロジーの進化とCOTS品の拡大、ソフトウェア技術の進化を背景に、これまでは政府主導の宇宙機関に限定されてきた宇宙事業の門戸が民間企業へ開かれてきております。NASAを筆頭とする各国の宇宙機関では、地球低軌道における活動等に関する宇宙関連予算の大幅な節約につなげるべく、宇宙開発に民間企業を活用する傾向が拡大しており、サービスを提供可能な民間企業に対して政府が発注する「サービス調達」の形態による宇宙探査活動も活発化しております。

特に米国ではその傾向が顕著であり、一例として、NASAは2008年より商業補給サービス (Commercial Resupply Services : CRS) 計画を発表しており、国際宇宙ステーション (International Space Station、(以下、「ISS」という。)) への輸送を民間企業に委託しています。実際に2011年には高コストであったNASA自身によるスペースシャトルの開発と運用が停止され、その後2020年6月には、Space X社のロケットから切り離された宇宙船「クルー・ドラゴン」が、民間企業としては史上初となるISSへのドッキングを成功させています。

日本政府もまた民間による宇宙開発を推進していく考えであり、日本政府が主導する「中小企業イノベーション創出推進事業」では宇宙分野にも補助金の配分がなされました。中小企業イノベーション創出推進事業は、日本のイノベーション創出を促進するためのSBIR (Small Business Innovation Research) 制度の下、革新的な研究開発を行うスタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証を実施し、日本におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目的とするものです。また2023年11月には、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、JAXAに10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、総額1兆円規模の支援を行うことを目指すことが閣議決定されました。2024年4月には第一期として約3,000億円、2025年3月には第二期として約3,000億円分のテーマが発表されております。

宇宙市場全体の成長可能性については、2040年代にはその市場規模はグローバルで1兆米ドル以上に成長するとの予測がありますが(注1)、宇宙産業の中でも特に月は、前述のとおりその存在が見込まれている水資源をエネルギーとして利用する経済価値が高く着目されており、世界各国が月面へのミッションを実行しております。

2019年初頭には中国の無人探査機「嫦娥4号(じょうが4号)」が世界で初めて月の裏側へ着陸し、また米国ではバイデン政権下で、昨年度対比で約15億米ドルもの増額となる248億米ドル相当の2022年度NASA予算が議会に申請され、1970年代のアポロ計画以降初となる月面の有人探査を2028年までに実施する「アルテミス計画」が推進されています。2020年10月以降本アルテミス計画の一環として、月面における平和的・友好的かつ透明性ある活動のガイドラインとなる「Artemis Accords (アルテミス合意)」に日本と米国を含む世界66カ国(本書提出日時点)が合意・署名する等、引き続き活発な進捗が見られております。さらに、2026年3月にNASAにより開催されたイベント「IGNITION」においては、2030年までの月面基地構築に向けた投資の集中や、2028年までに20回を超える月面着陸ミッションを実施する方針など、今後の月面開発事業を大幅に加速させる計画が発表されました。加えて、同年4月にはアルテミスIIミッションにおいて53年ぶりの有人月周回を成功させ無事帰還したことで、米国を中心に、月面探査への機運は世界的に一段と高まっております。

日本もまたJAXAがSLIMプロジェクトにより、将来の月惑星探査に必要な高精度着陸技術を小型探査機で実証しており、月面探査の動きが活発化しつつあります。上述の「中小企業イノベーション創出推進事業」では、当社は「月面ランダーの開発・運用実証」と提示された経済産業省の実施するテーマに選定され、予算額(補助上限)120億円の補助対象事業として採択されました。宇宙戦略基金では、当該基金の第1期の公募テーマのひとつ「月面の水資源探査技術(センシング技術)の開発・実証」(支援上限額:64億円(注2))において、当社は代表機関である国立大学法人東京科学大学を中心とするプロジェクトの中核的連携機関として採択され、代表機関から受領する最大額は47億円(注3)となることを見込んでおります。更に、2025年3月公表された3,000億円規模第2期テーマのうち、当社は「月極域における高精度着陸技術」(支援上限額:200億円(注4))に採択され、本採択に伴いミッション4の開発開始を正式に決定いたしました。

さらには、欧州においてもESAよりMAGPIEプロジェクトフェーズ2の予算確保が発表されるなど、将来のミッションに向けたグローバルでの事業進捗がみられています。

なお昨今NASAは、民間企業に対して今後10年間で総額26億米ドルの予算を投じ、月面への輸送サービス委託するCLPSプログラムを遂行しています。当社子会社であるispace technologies U.S., inc.は米国のドレイパー研究所を中心とするチームに所属し、同チームで応募したCLPSに関する初期提案書は、2018年11月にNASAにより採択され、ispace technologies U.S., inc.は同プログラムにてNASAから受注する資格を有するチームの1社として選定されました。その後2022年7月において、同チームの提案がNASAに採択されており、ミッション5において、リレー衛星を月周回軌道に投入し、月震計(FSS)、地下の熱流探査機(LITMS)及び電磁場測定器(LUSEE)といった一連の科学実験機器を含むペイロードを月の裏側に存在する南極付近に輸送する予定です。これらのリレー衛星はBlue Canyon Technologies Inc.が製造し、Advanced Space, LLC が運用をサポートする予定で、これらの衛星を活用して月震データを最大1年間にわたり収集する予定です。

宇宙機関による月面開発の本格化の動きを受け、月面でのエネルギー経済圏が創出されることを見据えた民間企業による新しいビジネスも生まれつつあります。トヨタ自動車株式会社は、水素を燃料とし、月面で1万キロ以上の走行が可能な有人圧ローバー(ルナ・クルーザー)をJAXAと共同で開発し、早ければ2032年に月に打ち上げることを目指しています。清水建設株式会社は、月面拠点の開発に向けた構想や、月面での大規模太陽光発電により生まれたエネルギーを地球上にまで伝送するLunar Ring構想を掲げています。

加えて、2024年4月には、日本の月面圧ローバー提供及び運用と米国によるアルテミス計画での日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会提供などを含む「Lunar Surface Exploration Implementing Arrangement」への署名に関する共同声明が日米両政府により発表されました。さらに2025年2月には石破首相とトランプ米大統領の首脳会談にて月面探査におけるパートナーシップの継続が共同声明に織り込まれるなど、月面開発への具体的な政府の取り組みが大きく進捗しております。

PwC社の調査に基づくと、当社がターゲットとする市場が大きく拡大することが予想されております。各地域の市場トレンドや観測可能な調査に基づくボトムアップ分析の楽観的シナリオにおいては、月面輸送サービス事業の市場は2040年に84億米ドル(注5)、月面データ取得・販売事業の市場は12億米ドル(注5)に達するとされており、それぞれの2020年から2040年の期間における年平均成長率は12%~22%と高い成長が予測されております。また、当社のビジョンである「2040年以降に月に1,000人が居住」することと同様の前提を置いた場合のロードマップ分析による同社の調査データによると、月面輸送市場は年間約1,502億米ドル(注5)まで達すると推定されております。

(注1) 出所：総務省 宙を拓くタスクフォース(第6回)平成31年3月1日開催。NTTデータ経営研究所作成の「長期的な宇宙ビジネス市場規模の試算」

(注2) 今後ステージゲート審査等により変動し得る数値。

(注3) 最終的な契約金額は、JAXA及び代表機関による実績報告及び成果報告書の内容についての検査、並びに契約金額の確定通知をもって確定されます。

(注4) 今後ステージゲート審査等により変動し得る数値であるため、全額を受領することが本書提出日時点で確定するものではありません。

(注5) 2036年~2040年の累計値の年平均値

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループがステークホルダーから主に期待されている点は、計画から遅延しない研究開発活動による技術確立とミッションの実行、顧客からの事業収益の獲得、事業運営のために必要な原資の適時の調達、及び限られた資金の最大限に効率的な使用等を通じて、収益の最大化を図ることと認識しております。

技術確立の実現のため、今後複数ミッションの同時開発を実施し、後続ミッションへの技術フィードバックを適時に実施してまいります。複数ミッションを同時並行で進捗させるために、事業収益の獲得や資金調達を通じた財務基盤の確立が重要となります。

より直接的に開発の進捗を確認する上では、当社が開示するミッションごとの開発スケジュール及び、1つの開発フェーズが完了し、次のフェーズへ移行する上でマイルストーンとなる審査の完了報告が重要となります。

当社は2017年よりミッション1のランダー開発を開始しており、以降、途中でミッション内容の変更を行った影響により開発期間の長期化等も発生しましたが、2022年10月までに製造、最終試験まで完了し、2022年12月11日にミッション1の打上げを実施しました。「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」では、各フェーズで行われるべき作業プロセスが完了すると、それぞれのフェーズにおける結果を評価し、次フェーズへの移行可否を判断する技術審査を行います。ミッション1の開発プロセスにおいても以下のとおりの審査を経ております。

表2：ランダー開発フェーズの概観（ミッション1のケース）

フェーズ	フェーズA	フェーズB	フェーズC	フェーズD		
技術審査	SRR System Requirement Review	PDR Preliminary Design Review	SRR・PDR Delta SRR・Delta PDR	CDR Critical Design Review	PSR Pre-Shipment Review	LRR Launch Readiness Review
目的	ビジネス要件とシステム要件の整合性を確認の上、システム設計開始を承認する審査会	仕様値に対する設計結果、設計検証計画の実現性を確認する審査会		製造と試験の詳細設計と検証計画が適正かを、これまでに実施した試作評価、熱構造特性の評価、電気機械設計等の評価を活用して確認する審査会	試験結果の確認及び、打上場への輸送承認を行う審査会	ロケットへのインテグレーション作業終了の確認及び、打上げと初期運用への移行承認を行う審査会
当社のケース	2017年下期に実施。外部専門家がオブザーバーとして参加。MDR及びSDRを包含して実施	2018年下期に実施。グローバルに約30名の外部専門家が審査に参加	ランダー開発を月周回から月面着陸へと変更する上で必要な変更を審議するため、SRR(2019年8月)及びPDR(2019年11月)を実施	2020年9月以降、外部専門家も交えて実施、2021年2月に最終完了	2022年10月に実施	2022年11月に実施

また、顧客からの事業収益の観点では、ペイロードサービス契約及びデータサービス契約に加え、MOU及びi-PSAの締結総額が収益の先行指標として重要となります。2026年5月15日時点において、ミッション3以降を対象とした締結済みの契約・助成金（PL計上済みの金額を除く）と予算確保済みの案件で合わせて562億円見込んでおり、加えてMOU等で984億円を締結しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの属する宇宙関連ビジネスは、グローバルベースで継続的かつ加速度的に拡大していくものと見込まれており、この産業の潮流に対応するために必要な技術確立が急がれる状況にあります。多額の先行研究開発投資及び長期の開発期間を要する宇宙関連機器の開発に従事しているため、当社は本書提出日時点において、これらの開発投資を補うための十分な収益を計上するには至っておりません。この結果、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当連結会計年度末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、安定的な事業収益を創出するまでの間、下記の事項を重要な課題として取り組んでおります。ただし、当該重要事象等を解消するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

研究開発の推進

日本で商業用の新たなモデルを使用するミッション3、宇宙戦略基金の採択をもって開発開始を決定したミッション4、また米国での初の打上げとなるミッション5に向けて、打上事業者による打上機会を確保すると同時に、開発スケジュール、開発コスト及び開発クオリティを厳格に管理することで、ランダー及びローバーの開発を着実に進めてまいります。

顧客の開拓

当社が事業収益を獲得するために必要なランダー及びローバーは開発途上にあります。また当社が事業収益を見込む市場は、現在グローバルでも草創期に当たります。当社では現在ミッション3からミッション5までの顧客からの潜在的受注を確認していますが、事業収益の安定化に向けて引き続き中長期的に持続可能な顧客市場を開拓してまいります。

人材の確保

当社はランダー及びローバーの研究開発を遂行するために、継続して多様な開発領域について高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から雇用しております。また、急速に従業員数が拡大する組織の中において、各人材がその能力を最大限に発揮することが可能な環境を整えるための取り組みを引き続き行ってまいります。

成長に対応した内部統制の構築と適切な運用

今後の事業運営及び業務拡大に対応すべく、必要な業務プロセス、財務・経理上の体制、労務管理、子会社管理、セキュリティ管理等を整備する等、当社の成長に対応した内部統制の構築及び運用の実施を引き続き行ってまいります。

中長期的な成長資金の確保

当社にとって、安定的な事業収益化を目指す上で将来的に継続的なミッションの実現が必要であり、そのための必要資金を着実に確保することが重要です。当社ではこれまで、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第三者割当増資、金融機関からの借入、クラウドファンディング、公募増資等によって資金調達をしてまいりましたが、今後も、ミッション推進のために機動的な資金調達の可能性を適時検討してまいります。

また、当社はミッション1およびミッション2に関して三井住友海上火災保険株式会社との間で損害保険契約を締結し、ミッション1において保険金を受領しております。ミッション2においては、その保険責任範囲外であるため、保険金は受領しておりません。当社は保険によるリスク低減も財務安全性確保のための一つの手段として認識しており、ミッション3以降も保険の利用を検討しております。

金融機関からの借入については、2024年3月期には複数行より総額75億円の融資契約を締結しており、2025年3月期には複数行より借換も含めて総額193億円の融資契約を締結しております。また、当連結会計年度においても155億円の融資契約を締結しております。

資本調達についても、2024年10月にはCVI Investments, Inc.との間でのEquity Program Agreementを締結し第三者割当増資による新株式及び新株予約権を発行しております。また、2025年10月から11月にかけて、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式のオーバーアロットメントによる売出しを実施しており、払込が完了しております。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1)サステナビリティに関する考え方

当社グループは、事業を通して「地球と月がひとつのエコシステムとなる経済圏を創出すること」に貢献し、経済圏の構築を通じて、地球上の社会・環境・経済システムの持続可能性向上に寄与することを目指しております。このような視点に立ち、当社グループは事業の成長と持続を可能にするため、顧客、取引先、従業員、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切に、サステナビリティを重視した経営を実践しております。

### (2)具体的な取り組み

#### ガバナンス

当社グループは、「Expand our planet. Expand our future.」というビジョンのもと、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。当社グループでは、取締役会が法令・定款に定められた事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督についての責任と権限を有しております。サステナビリティ関連のリスク及び機会については、主に経営戦略会議及び業務執行の中で識別・評価・管理がなされ、重要事項については取締役会に付議・報告がなされ、取締役会の中で検討及び議論を実施しております。取締役会には主に取締役・監査役が出席し、経営戦略や重要施策にかかわる事項に加え、「宇宙開発事業に対する国内外の政策・法規制動向（宇宙安全保障、宇宙資源利用等）」や「人材の確保・育成や労働環境に関する人的資本経営の課題」等のサステナビリティに関する論点についても取り扱っております。

なお、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の詳細については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

#### リスク管理

当社グループは、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。サステナビリティ関連のリスク及び機会についても、上記の通り、経営戦略会議及び業務執行の中で識別・評価・管理がなされ、重要事項については取締役会に付議・報告がなされた上で検討及び議論を実施しており、必要に応じて適切な対処が行われる体制となっております。

なお、当社グループにおけるリスク管理体制の詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項」に記載のとおりです。

## 戦略

当社グループの事業は、エンジニア、ビジネスデベロップメント、及びコーポレート含めた全ての職種における、様々なバックグラウンドと知見を持つ多様な人材こそが、最大の価値創造の源泉であると考えております。

当社グループにおける、人材の多様性の確保、及び社内環境の整備に関する方針は以下のとおりです。

当社グループでは、バリューとして、ダイバーシティ・インテグリティ・リスペクトを掲げており、様々な知識と技能を持つ人材に対して、国籍や性別を問わず門戸を開いております。日本・世界中の複数の大学・大学院の研究室との連携や、当社の役職員からの紹介等も活用しながら、多様なチャネルを用いて世界中から優秀な人材の採用を進めております。その結果、当社グループとしては世界33か国から、当社としては世界25か国からの人材が集結しています。また、当社グループでは66%。当社単体でも45%が日本以外の国籍を持つ人材で占められております。当社の強みである多様性こそが、先駆者の少ないランダーの開発をはじめとした当社事業における技術革新の原動力となっております。最終的には、多様性が基礎となる「Moon Valley 2040」を実現することを目指してまいります。

当社のみならず、宇宙産業全体の発展に当たり、人材の確保は、非常に重要な課題と認識しております。そのため、報酬制度を含む競争力のある各種人事制度の確立や、役職員の育成・成長を目的とした各種制度を導入しております。自主的な能力開発のサポートを目的としたe-learningコースの提供や自己研鑽補助制度の導入、キャリア開発の観点から360度フィードバックやキャリア・能力開発目標の設定の導入など、より働きがいのある環境を整備しております。

また、従業員がライフイベントと仕事を両立しながら継続的に活躍できる環境づくりにも取り組んでおります。当連結会計年度における育児休業取得率は、女性従業員及び男性従業員ともに100%となっております。また、男性従業員の育児休業平均取得日数は53日となっており、性別を問わず育児と仕事の両立を支援する環境整備を進めております。

毎年実施しておりますエンゲージメントサーベイ内の、成長・キャリアの項目における2024年度の結果（肯定的な回答率:55%）を受け、2025年度は“ All for the GROWTH of the company and the crews ”を人材戦略のテーマに掲げました。各種新規施策を導入した結果、肯定的な回答率が2%ほど改善しております。但し、未だ他指標と比較しても改善の余地はあり、当社の人材の更なる成長に繋がるよう、引き続き人事戦略・制度の改善に取り組んでまいります。

## 指標及び目標

多様な人材の確保を当社の事業・人材戦略の根幹に位置付けております。具体的には、毎年実施しておりますエンゲージメントサーベイにおいて、特にエンゲージメントスコア、及びインクルージョンスコアの重要指標を定期的にモニタリングし、高い水準を維持することを事業・人材戦略として目指しております。当連結会計年度の実績は以下の通りです。

（エンゲージメントサーベイスコア）

エンゲージメントスコアの中でも、特に当社のビジョンへの共感度を示す「私は、当社で働くことを誇りに思う」という設問への結果を重視しており、80%以上を維持することを目標としております。当連結会計年度の実績は81%となっており、高い水準を維持しております。

また、多様性を図るインクルージョンスコアについては、複数の設問から成る総合指標を定点観測しており、70%以上を維持することを目標としております。当連結会計年度の実績は76%となっており、高い水準を維持しております。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクをすべて網羅したものではなく、さらにこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意ください。当社グループは、月面への輸送サービスを主軸としつつ、月周回衛星等の自社アセットを活用した通信・測位サービスを含む月面インフラ事業の構築にも取り組んでおりますが、月面着陸をはじめとする宇宙ミッションの成功がビジネス継続のための重要な要素となります。しかしながら、未だ当社において月面への着陸実績はありません。また、当社が属する宇宙産業自体未だ市場草創期であり安定的な市場は確立されておらず、将来の市場規模拡大には不確実性を伴います。また、ランダー等の開発には長い年月と多額の費用を要するとともに、すべての開発及び宇宙ミッションが成功するとは限らないことから、当社への投資は一般投資者の投資対象として供するには相対的にリスクが高いと考えられます。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅したものではありません。

#### ・ 外部環境及び第三者など自社を取り巻く環境に関するリスク

##### (1) 当社ビジネスおよび業界に関するリスク

市場について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社の属する宇宙産業は将来の成長が期待される市場であります。当社が事業収益を見込むペイロードサービスとデータサービスは、現在グローバルでも草創期に当たります。それゆえ、宇宙産業の将来には多くの不確実性が伴います。当社では既に現在ミッション1及びミッション2の顧客からの受注の確定及び、ミッション3以降に係る顧客からの潜在的受注を確認しておりますが、今後、当該事業における市場が当社の想定通り成立・成長する保証はありません。例えば、世界的な経済情勢、各国の宇宙政策や企業の景気による影響、月資源の存在及び規模並びにその商業的開発の実現可能性に対する認識の変化等により事業環境が変化した場合、当社の顧客が政府機関の場合には月関連の事業に投入可能な予算額が減少し、また民間企業の場合には研究開発予算や事業開発予算・ブランディング予算等が減少し、その結果、市場において十分な需要が生じない可能性があります。加えて、当社又は第三者が策定する市場規模に関する予測は、様々な仮定や前提条件に基づいており、前提条件の内容等によってその結果は大きく異なります。例えば、PwC社の調査においても、各地域の市場トレンドや観測可能な調査に基づくボトムアップ分析と、当社のビジョンである「2040年代に月に1,000人が居住」することと同様の前提を置いた場合のロードマップ分析では大きく結果が異なります。したがって、これらの予測において用いられる仮定や前提条件が正しくない場合には、予測とは大きく異なった結果となる可能性があります。また、当該調査は2021年9月に発表されたものであり、例えばNASAのアルテミス計画の遅延等、それ以降の市況や地政学的状況の変化を反映していません。NASAにおいては、2025年5月に発表された予算計画案において全体の予算額削減が計画された一方、2026年3月にはIGNITION（日本語訳：点火）というイベントの中で、今後は月面での基地開発（Moon Base）に集中し、総額3兆円規模の投資が発表されるなど、当社事業にも係る多くの計画更新が発表されております。アルテミス ミッションの成功や次期CLPS（CLPS2.0）の発表などもあり、今後も米国は月面開発及び商業化を重視する意向であると認識していますが、時の政権の意向や影響は大きく、今後も具体的な実施計画は変更になる可能性があります。

また、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容 <当社グループが注力する月面輸送サービスの分類について>」記載のとおり、当社は、ペイロードサービスにおいて、小型ランダーへの戦略的集中を行っており、大型のランダーのペイロードを指向する顧客とは重複しない一定層の小型ランダーが成立し得ると考えているところ、ペイロード市場における主要なニーズが、当社が対応出来ない大型のペイロードを指向する場合には、当社が提供するサービスへの需要が十分に喚起されないおそれがあり、また、仮に需要があったとしても、他の事業者が提供する大型ランダーの余剰スペースに搭載する形のペイロードサービスによって代替されるおそれもあります。さらに、当社が行うペイロードサービスの単価等については既に確立した水準は存在しないことから、契約相手方との関係や競合相手の状況によっては、当社が希望する水準での価格設定や契約条件の設定を行えない可能性があります。

加えて、データサービスについては、潜在的な顧客からのニーズは確認されており、当社として顧客からの受注も存在しているものの、本書提出日時点で十分な市場は確立されておらず、また、同サービスにおける価格設定についても、今後市場動向や競合の動向によって仕組み等が変動する可能性があります。したがって、将来的に同サービスにおいて、当社が期待するだけの需要を喚起できない可能性や、できたとして当社が希望する水準での価格設定を行えない可能性があります。また、当社が顧客のために取得したデータについて、顧客との交渉次第では、当社が権利を確保できない可能性があり、その場合、当社が計画するデータプラットフォームやデータベースの構築が遅延する、又は実現しない可能性があります。

2026年3月に発表した、月の周回衛星を活用した通信・測位サービス「ルナ・コネクトサービス」についても、潜在的な顧客からのニーズは確認されているものの、通信・測位の市場自体は本書提出日時点では十分に確

立されておらず、今後のグローバルでの月面輸送サービスの進展により、需要は大きく変動する可能性があります。

このように、当社の想定通りに市場が成立・成長しなかった場合等には、売上計上時期が後ろ倒しになる等、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### マクロ経済について

当社の業績は、日本、米国及び国際的な経済・政治情勢等の影響を大きく受けます。現在の世界経済は、インフレ圧力の継続に加え、エネルギー価格の上昇や地政学的緊張の高まり等を背景に、不確実性が一層高まっております。これにより、様々な部品、材料及びサービスの調達コストの上昇が継続する可能性があるほか、金融環境の引き締めや金利動向の不確実性により、当社の借入コストが増加する可能性があります。また、現在及び将来の顧客については、その事業または予算が経済状況の影響を受けた場合には、当社のサービスに対する支出を延期または減少させる可能性があります。近時の国際経済環境においては、貿易摩擦や政策不確実性に加え、地政学的リスクの高まりが投資や需要の抑制要因となる可能性があります。当社は、ペイロードサービスの対価の一部を顧客からの前払いとし契約後の返金を行わないこと等のリスク軽減措置を講ずる予定であるものの、今後ペイロード容量を増加し民間企業の潜在顧客も見込まれる中で、契約期間が数年間など長期に渡る契約も想定されるところ、現在及び将来の顧客が当社のサービスに対する代金を支払えない場合、当社の収益及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

現在のロシアとウクライナの軍事衝突は長期化しており、欧州及び国際的な安全保障環境に継続的な影響を与えるとともに、米国及び北大西洋条約機構（NATO）とロシアの緊張状態は続いております。各国による経済制裁や輸出管理措置も継続・変化しており、その内容によってはサプライチェーンや資金決済等に影響を及ぼす可能性があります。さらに、中東地域における軍事衝突及び緊張の高まりは、エネルギー供給や海上輸送の安定性に影響を及ぼし、原油価格の上昇や物流コストの増加を通じて、世界経済及び企業活動全般に影響を与える可能性があります。また、これらの地政学的リスクは金融市場の変動、インフレ再加速及びサプライチェーンのさらなる混乱を引き起こす可能性があります。加えて、主要国間の経済安全保障政策や保護主義的な通商政策の強化、国際秩序の変化等により、貿易環境の不確実性が高まっております。これらの動きは、商品価格、信用市場及び資本市場における大幅な変動をもたらす可能性があり、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替レートについて（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、海外への事業展開にも取り組んでおり、ルクセンブルク大公国及び米国に連結子会社を有しております。ルクセンブルク子会社及び米国子会社の財務諸表における現地通貨建の項目は、連結財務諸表作成のために円換算されることから、連結財務諸表数値は為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。また、当社、ルクセンブルク子会社及び米国子会社も海外のサプライヤーとの間で複数の外貨建て取引を行っており、為替変動リスクを軽減するため、2026年3月期に為替予約その他ヘッジ取引を行うことを決定しました。かかるヘッジ取引については、外貨の手元流動性を踏まえて実施しない可能性があり、また実施する場合でも、必ずしも為替変動リスクを全てヘッジできるとは限りません。また、当社は、ペイロードサービスやデータサービス等の主要な事業については米ドル建ての入金とすることによって、米ドルに対する円の為替変動リスクを一定程度軽減しておりますが、今後著しい為替変動があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 自然災害等について

大規模な地震等の自然災害、異常気象や気候変動の影響、伝染病の蔓延、事故、テロ・戦争・政治的混乱等、当社による予測が不可能又は突発的な事由によって、事業所等が壊滅的な損害を被ったり、事業の継続に支障が生じたりする可能性があります。このような事態に備え、従業員安否確認手段の整備、防災品の確保等に努めておりますが、想定を超える事態が発生する場合は、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、打上施設やサプライヤーが自然災害により損害を被った場合、悪天候により打上スケジュールが遅延した場合、サプライヤーの所在する地域においてテロや政治的混乱が生じた場合や、宇宙空間における太陽フレアや流星塵等の影響により、ランダーや通信システムに不具合が発生する場合等にも、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 第三者に関するリスク

#### 政府機関の顧客について（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社の既存顧客の多くが政府機関であり、また、当面の間、当社の潜在顧客の多くも政府機関となることが予想されるところ、一般に政府機関の数は限定的であり、受注できる契約数も限定的となる可能性があります。また、政府機関からの発注については、各国の宇宙政策、国家予算や地政学上のリスクによる影響を受ける傾向が

あり、これらによって、政府機関からの発注自体が少なくなるか、発注内容が変更若しくは取り消される可能性があります。また、政府機関からの発注への応募についても一定の当該国での内製化要件等が課される場合もあり、当社としては米国・日本・欧州の各拠点で開発体制を敷いているものの、当社が必ずしも応募できるとは限りません。加えて、政府機関との契約については、入札手続を経ることから当社が期待する水準の単価とならない可能性があり、したがって、当社の想定通りの採算で受注できない可能性があります。また、契約締結後も、政府機関による解約が広く認められる場合等、民間企業と契約する場合に比べて当社にとって不利な契約条項が含まれる可能性、当社の技術内容を含めた一定の事項について開示が要求される可能性、部材やサービスの調達先について一定の要件を課される可能性や、現地のオフィスや施設等の設置等を求められる可能性等があります。

加えて、政府機関との契約においては、契約条件の遵守について政府機関による詳細な調査権が認められる場合があります。さらに、当社がこれらの規制や条件等に違反した場合、契約の解約のみならず、行政処分等の対象となる場合があります。かかる処分等が下された場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

したがって、政府機関からの発注については、受注できたとしても、当社が想定したとおりの収益を上げることができない可能性があります。例えば、当社は経済産業省が実施する宇宙分野の「月面ランダーの開発・運用実証」をテーマとする補助対象事業に採択されておりありますが、当該事業に係る補助金の付与は、当社が100kg以上のペイロードを月面輸送するための月面ランダーの開発と、当社が経済産業省と合意した時期までに月への打上げ及び運用を行うことを前提としています。当社は、ミッション3のULTRAランダーの開発費用の一部に当該補助金を充当する予定であるところ、ミッション3は、当初2027年中の打上げとして経済産業省と合意しておりましたが、本書提出日現在では当社内の開発計画、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については今後、関係省庁と調整中の段階であり、最終的には経済産業大臣により正式に計画変更が認可されることとなりますが、経済産業省との間でスケジュールの延期について最終的に合意できない場合等には、当該補助金を得られない可能性があります。

重要な外部パートナー及び顧客への依存について（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社が開発するランダーは、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容 <ランダー・ローバーのテクノロジー及びペイロード>」に記載のとおり、ミッション1及びミッション2の推進システムについてはAriane Groupに製造を委託し、着陸制御システムの開発についてはドレイパー研究所とのアライアンス関係を築いております。

加えて、後記「 . ビジネスモデル等の自社の事業に起因するリスク (2) 当社営業に関するリスク 参加中・参加予定のプロジェクト及び協業について」に記載のとおり、政府機関による商業月面探査・科学ミッションやプロジェクトにおいて、様々なパートナーと協業しております。

しかしながら、当社がこれらの関係を継続し続けられる保証はありません。当社はこれらのパートナーと長期にわたるビジネス面での連携を過去より実施し信頼関係を構築するとともに、定期的なミーティング等の場を通じて関係維持に努めておりますが、既存の関係を失った場合、同等の技術的水準若しくは価格水準又は協業機会を提供する代替の第三者パートナーを確保できない可能性があります。また、現状の契約期間の終了後にこれらのパートナーとの契約を再締結又は更新できる保証はなく、これらの契約が同価格又はサービス水準では更新されない可能性もあります。さらに、関係各国の輸出管理法令その他の規制の動向によっては、これらのパートナーとの協働に支障が生じる可能性もあります。

また、上記の企業以外にも、当社は開発するランダーの部品の多くを外部から調達しているところ、部品調達に遅延が生じた場合や、当該部品に欠陥等があった場合、さらには、新型コロナウイルスの拡大を含む天災や事故等により外部サプライヤーの生産能力が制限された場合等には、当社の開発・ミッションに遅延が生じる可能性や追加の費用を負担する可能性があります。

加えて、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容 <ビジネスモデルについて>」に記載のとおり、当社のランダーは、ロケットから放出された後ミッション完了まで、すべて当社が東京都市中央区日本橋に保有するミッション・コントロール・センターから、当社の従業員によって制御しております。しかし、そのために必要なミッション・コントロール・センターとランダー間の宇宙通信については、当社以外の機関等が保有する宇宙通信ネットワークを利用するため、当該ネットワークに障害が生じた場合にはミッションの実行に支障を生じさせる可能性があり、また、当社の米国子会社が実施するミッションについても同様の支障を生じさせる可能性があります。

打上業者に関するリスクについて（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社がミッション1からミッション2、及びミッション5で使用するランダーの打上げについては、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3.事業の内容 <ランダー・ローバーのテクノロジー及びペイロード>」に記載のとおり、Space X社と打上契約を締結しております。

当該契約上ミッション2においては、第三者のペイロードとの相乗りでSpace X社のロケットに搭載され打上げが実施されました。Space X社は、当社及び相乗り先のスケジュールや技術要件、打上場所の天候等を考慮して打上スケジュールを決定する責任を負っており、当社のミッションスケジュールに遅延等の影響が生じる可能性があります。また、ミッション5においては当社がSpace X社のロケットを占有する契約となっておりますが、この場合も、米国連邦航空局等の政府機関によるSpace X社のロケット及び/又は当社のランダーの打上げの承認が遅れた場合等に、打上スケジュールに影響が生じる可能性があります。

このような場合でも、当社は既存顧客との間で、少なくともミッション1及びミッション2の間は、基本的な方針として当社の顧客に対して返金を行わない契約を締結しておりますが、顧客側が任意解除権を有する契約や一定期間以上のスケジュール遅延が生じた場合に顧客側に解除権が発生する（ただし、後者については既に受領済みの対価についての返金は不要となる）契約や、一定のマイルストーンの達成を一部支払の条件としている契約を一部の顧客との間で締結しており、結果としてミッションが遅延又は達成されない場合、当社の評判や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社はミッション3以降においても、ランダーの打上げについては、第三者である打上業者に委託をする予定ですが、将来において必ずしも十分な数の打上業者が存在するとは限らず、業界全体として十分な打上機会が確保されない結果、当社ランダーの打上コストが当社の想定を上回り、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、打上業者の不足等により、当社のスケジュール通りのミッションの実現を可能とする打上業者と当社が契約できなかった場合には、当社のミッションスケジュールに遅延等が生じる可能性があります。

上記の結果、ミッションに悪影響が生じた場合には、遅延の期間や顧客との契約の内容によっては、当社の売上高の計上時期に影響が生じる可能性があります。

#### 競合について

当社の事業と同様のビジネスモデルを有している企業は海外に数社あり、既に月面への着陸・ペイロード輸送に実績を有する企業が存在します。また、当社は、月面ペイロード輸送事業及びデータ事業を行う企業のみならず、宇宙衛星軌道にペイロードを輸送する事業を行う企業や、月面探査ローバーの開発事業のみを行う企業、月周りに配置した衛星を用いて、通信、測位事業を行う企業等とも競合する可能性があります。

当社は東北大学の吉田研究室での月面探査ローバー開発をベースとして、創業以来、約10年にわたるローバー開発の歴史を持ち、当社開発のローバーは「Google Lunar XPRIZE」の中間賞を受賞した実績を有します。また、ランダー開発においても2016年頃から取り組みを開始する等、比較的長い期間の開発実績と研究成果の蓄積を有しており、これらランダー及びローバーの開発状況が評価されたことからNASAのCLPSへ採択され、今後も継続してNASAから提示されるタスクオーダーの受注資格を有しており、さらにミッション1及びミッション2においては設定した10のマイルストーンのうち8を達成し着陸直前までの間に貴重な航行データを収集した等の実績を持ちます。さらに、ESAからもローバー利用の検討(MAGPIE)に関する契約を継続的に受注しており、将来的なミッションへの発展が期待されています。それに加え、技術的難易度の高い着陸誘導制御をアポロ計画の月着陸で実績を持つドレイパー研究所と協業することによる技術競争力、日本、米国、欧州3拠点体制により各国政府の輸出規制等に左右されない最適なサプライヤー選定が可能になることによるコスト競争力の両面において他社との差別化を目指してまいりますが、宇宙産業は将来の成長が期待される市場であり、引き続き国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。このため、先行して事業を推進していくことで、さらに実績を積み上げて市場内での地位を早期に確立してまいりますが、今後において十分な実績が得られなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、ペイロードサービスの価格を下げざるを得ない場合による売上減少等、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、データサービスについても、当社のペイロードサービスの競合他社が、当社同様、ミッションで取得したデータを用いた上でデータサービスを提供する可能性があり、また、宇宙衛星軌道上で宇宙データサービスを取り扱う会社が、業務の一部として、月面データの領域に参入する可能性もあります。

当社の競合他社の中には、当社よりも早期に実績を積み上げマーケットシェアを拡大する企業、当社に比べ、より多額の投資ができる企業や、より高価値又は魅力的な価格でサービスを提供することができる企業が存在する可能性があります。特に米国の企業は、NASAのIGNITIONイベントで発表された計画に基づき急増する月面への輸送需要をとらえるために、多くの先行投資をする可能性があり、また、既存の競合他社が、第三者と戦略的提携等を行うことにより、競争力を強化する可能性もあります。加えて、今後、海外の競合他社が政府から補助金等を受領することによって競争力を高める可能性もあります。このように、当社の競争力は多くの要因によって影響を受けるところ、当社が競争力を維持することが出来なかった場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ベンチャーキャピタル等の株式所有割合に伴うリスクについて

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（個人を含まず、以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の所有割合は2026年3月末現在5.6%であります。当社の株式の株価推移や、ベンチャーキャピタル等に定められた規程によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性や、ベンチャーキャピタル等の投資家へ現物分配が実施される可能性等が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

・ ビジネスモデル等の自社の事業に起因するリスク

(1) 当社開発・ミッションに関するリスク

ミッションの未達について（顕在化の可能性：高／影響度：高／発生時期：1年以内）

当社が行うミッションについて、ミッション1においては月面着陸、ミッション2においては月面着陸及びローバーによる月面探査を目指したものです。一方、月面開発事業は元来技術的リスクを伴うものであり、当社においてこれまで月面着陸の実績はなく、また、民間企業が完全な月面着陸を行った事例は本書提出日時点で、1例のみです。当社としては、技術的にはランダーの推進及び着陸誘導制御は旧ソ連によるルナ計画、米国のアポロ計画、中国による嫦娥計画等の実績があり特に革新的な新規技術を必要とするものではないとの理解であり、ミッション1及びミッション2においてミッションを計10個のSuccessマイルストーンに分解したうち、Success 8となる月周回軌道上でのすべての軌道制御マヌーバの完了（Success 8）までの達成をしております。一方で、ミッション1及びミッション2ではSuccess 9となる月面着陸の完了は未達で終わっており、本書提出日現在、当社のランダーが月に軟着陸した実績はありません。加えて、地球外の天体にランダーを着陸させることは元来難易度が高いオペレーションであるため、当社では両分野の開発は経験豊富な第三者と協業することでリスクの低減に努めておりますが、予期せぬトラブルが発生した場合、今後もミッションが未達となる可能性があります。ミッション未達についても様々な事象が想定され、A．ロケットの打上げ時に障害が発生する可能性、B．月へ向かう航行中に障害が発生する可能性、C．月の周回軌道に入る際に障害が発生する可能性、D．月への着陸が安定的に成功しない可能性、E．着陸後にランダーからローバーを放出する等のミッションを実行できない可能性等が考えられます。

特に、ミッション1とミッション2では月面着陸の完了は未達で終わった結果、当社の技術の一部（例えば誘導・航法・制御システム（以下「GNC」という。）の完全な検証ができず、当初見込んでいたミッションデータ量を収集することができなかつたため、将来的な車両や技術の開発、成功裏にミッションを遂行する能力に影響を与えるおそれがあります。当社としては、ミッション1のフライトデータの解析に基づき、ミッション1で月面着陸が未了となった主な原因は、ソフトウェアが当社の期待通りに動作せず、ランダーの高度測定において異常が生じたこと、及び打ち上げ前に実施したシミュレーションによっても当該問題を発見するまでの十分な検証に至らなかつたことにあると考えています。ミッション2については、フライトデータの解析に基づき、月面着陸が未了となった主な原因は、レーザーレンジファインダー（以下「LRF」という。）のハードウェアの異常によるものであり、その結果、着陸時に有効な測定値の取得が遅れ、ランダーがソフトランディングに必要な速度まで減速できなかつたためと考えております。一方で、GNCに問題は見当たらず、推進システムや他のシステム（例えば電源供給）の異常も見つかりませんでした。ただし、ミッション1中にミッション2で見つかったLRFの問題を予見することはできませんでした。当社がこれまでに遭遇した問題に適切に対処できない場合、今後のミッションでも同様の問題が発生しない保証はありません。また、当社が、ミッション1及びミッション2での月面着陸の失敗に寄与したすべての問題を完全に特定した保証はなく、他の未特定又は予期しない問題が発生することで、将来のミッションの完了能力に影響を与える可能性があります。

なお、当社は、ミッション2の軟着陸未達に関するより広範な改善策として、JAXA、NASA、ESA等の専門家を含む外部有識者からなる「改善タスクフォース」を設置し、CAST手法（システム理論に基づく因果分析）を用いた包括的な分析・検討を実施いたしました。改善タスクフォースからは、運用レベル（地形相対航法（TRN）の導入、着陸運用時の残燃料の活用）、システム開発レベル（ベンダー選定プロセスの改善、試験リソースの増強、故障検出・隔離・回復（FDIR）の設計と検証）、及び経営判断レベル（パートナーとの連携、企業のリスク管理アプローチ強化）の3階層にわたる「7つの提言」が報告されました。当社は当該提言を真摯に受け止め、後続ミッションにおいて具体的な改善策の実装を計画しております。

また、ミッション3以降については従来日本及び米国で並行して開発していたランダーモデルを統合し、新たな統合ランダーモデル「ULTRA」を用いる方針としており、従前想定していた複数モデル個別開発から統合開発へ移行しております。当社ULTRAランダーを使用する計画のミッションにおいて、前述のとおり、RESILIENCEランダーを使用するミッションよりも多くの販売可能重量及び売上高を計画していることから、ULTRAランダーに問題が生じた場合、当社の収益に生じる悪影響の程度が大きくなる可能性があります。ULTRAランダーの開発及び運用については、設計統合、開発体制の再構築及びサプライチェーンの見直し等を伴うことから、日本及び米国における開発プロセスの統合に起因する技術的・運用的リスク、並びに設計変更に伴う開発スケジュールの遅延リスクや部材調達リスクが新たに顕在化する可能性があります。

さらに、月周回衛星等の自社アセットを活用した通信・測位サービスを提供する「ルナ・コネクトサービス」の立ち上げに向けた事業構想を公表しております。当社は2030年までに少なくとも5基の自社月周回衛星を月周回軌道へ投入する計画であり、その第一弾として、米Argo Space Corp.の宇宙輸送サービスを利用し、新ミッション2.5として最速2027年にも当社初の月周回衛星1基を月周回軌道へ投入することを目指しております。当該事業は従来の月面着陸・輸送サービスとは異なる新たな事業領域であり、月周回衛星の開発・運用・サービス提供において想定外の技術的問題が生じる可能性があるほか、事業構想段階であることから、サービスの需要や収益性が当社の見込み通りとならない可能性があります。また、ミッション2.5で予定している通信衛星の輸送についても、初の月周回軌道への輸送となることから、ミッション1及びミッション2とは異なる問題が生じる可能性があります。

当社においては、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3.事業の内容 <ビジネスモデルについて>」及び「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 2.ミッションリスクに備えた手当」に記載のとおり、ペイロードサービスについては、その一部の対価を前払いとし、かつ、契約後の返金を行わないこととすることや、損害保険契約を締結する等によって、ミッションが未達となった場合のリスク軽減措置を講ずる予定です。他方で、顧客との契約上、ペイロードサービスの対価の一部について、ミッションに設定されたマイルストーンの成功等、一定の支払い条件が定められる場合があり、ミッション1及びミッション2においては、ミッション未達により一部受領できない対価が発生しました。もっとも、有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 1.品質向上サイクルの実現」記載のとおり、事業モデルとしても、一定の失敗が生じ得ることは織り込んだ上での事業運営を行っております。したがって、当社としては、ミッションの未達が直ちに営業面、財務面における重大な悪影響を及ぼすものではないと考えております。しかしながら、同業他社の中には、月面着陸の実績を有する企業があることから、ミッションの未達が継続して発生した場合においては、当社の技術的信用力が低下することで、当社の株価・資金調達能力・評判に悪影響が及ぶ可能性があり、後続ミッションにおける補助金等の政府支援を受けられなくなる可能性や顧客離反リスクが顕在化する可能性、当社が希望する水準での価格設定や契約条件の設定を行えない可能性等があります。また、ミッションが未達となることにより、当社の技術力の検証ができない可能性や、必要なデータを取得できない可能性もあり、これにより、その後のミッションに影響を及ぼす可能性があります。また、有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 2.ミッションリスクに備えた手当」記載のとおり、当社とSpace X社との間の打上契約では、打上げ後にはいずれの責かを判定することが困難なことから、業界慣行上、相互の責を問わない契約となっており、当社の責によらないと考えられる事由により発生しミッション継続に支障が起きた場合であっても、同社に対して打上代金の返金を求めることができないこととされています。上記のリスク軽減措置についても、例えば当社が加入する保険の保証限度内で当社が負担する損失をカバーできない等、リスクを軽減するのに十分でない可能性があります。現に、ミッション2において締結していた月保険については、宇宙保険のマーケット環境やミッション1で獲得した有効なデータを活用可能であること等に鑑み、打上げ～高度100kmの月周回円軌道上までの軌道制御確認完了までを保険責任範囲としていたため、「月面着陸完了の未達」は当該範囲に含まれておらず、当社は保険金を受領しておりません。また、本書提出日現在において当社はミッション3以降について保険契約を締結していないところ、月保険においては本書提出日時点で商品内容が確立されておらず、不確実性を伴うこと等から、当社が望む経済的条件で保険に加入できない可能性、損害を十分に幅広くカバーする保険に加入できない可能性や、高額な保険料によって当社の収益が圧迫される可能性もあります。

当社の開発について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は2022年12月11日にミッション1の、また2025年1月15日にはミッション2の打上げを完了するとともに、現在ミッション3及びミッション4に向けてランダー及びローバーの開発を進めており、その開発状況の詳細は有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」記載のとおりです。当社は、スケジュールについては進捗管理を専担するミッション・マネジメント・オフィスを設け厳格に管理しており、仮にスケジュールに影響を与える事象が生じた場合においては、全体スケジュールへ影響を及ぼさないよう、製造工程の手順調整や部分的な作業の加速によって調整する方針ですが、従前ミッション1において、発注から納品までに年単位の時間を要する長納期品の納入に伴う開発期間の変更や、顧客ペイロードインターフェースのためのランダー仕様変更、ランダーの推進系システムの一部不具合による再調達等により、開発スケジュールの遅延が生じたことがあり、今後も同様の遅延が生じる可能性があります。現に、従前2027年に打上げを予定していた旧ミッション3（NASAのCLP5タスクオーダーCP-12に採択されているミッション）については、搭載予定であった新型エンジンにおいて要求性能を満たす燃料効率の実証に遅延が生じたことから、当社は慎重に検討を重ねた結果、過去の月面ミッションでの使用実績を有する代替エンジンへの変更を決定いたしました。加えて、統合モデルである「ULTRA」を導入することを決定いたしました。これらの変更を踏まえ、当該米国ミッションの打上げ時期を2030年に再設定し、ミッション番号を新ミッション5として再編いたしました。また、当社はミッション番号の再編に伴い、経済産業省のSBIR補助金を活用し日本拠点で開発が進められている旧ミッション4を新ミッション3（2028年打上げ予定）とし、宇宙戦略基金事業第二期「月極域における高精度着陸技術」の採択を受けた旧ミッション6を新ミッション4（2029年打上げ予定）としております。さらに、当社は月周回衛星等の自社アセットを活用した通信・測位サービスを提供する「ルナ・コネクトサービス」の事業構想を発表しており、その第一弾として、米Argo Space社の宇宙輸送サービスを利用し、新ミッション2.5として最速2027年にも当社初の月周回衛星1基を月周回軌道へ投入することを目指しております。当社が行う月面開発事業においては高度な技術と正確性が求められ、ミッションの成功に向けては、細心の注意を払い、万全を期す必要があることから、今後の組立工程や試験の結果、及びその結果を踏まえた物品の再調達による納期の関係等様々な要因により、やむを得ず遅延が発生する可能性があります。

開発上の技術的問題により遅延が生じた場合、当該問題を克服するために想定外の費用が生じる可能性や、想定外の期間の遅延が生じる可能性があります。また、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容 <ビジネスモデルについて>」記載のとおり、当社の新ミッション3以降で使用するULTRAランダーは、ミッション1及びミッション2で使用したRESILIENCEランダーの設計からの変更を予定しているところ、ULTRAランダーが予定通り開発できる保証はなく、開発できたとしても当初の想定を上回る費用が生じる可能性があります。ミッションが遅延した場合、打上契約等外部パートナーとの間の契約内容を変更する必要がある可能性や、追加の費用負担が発生する可能性があります。当社の希望通りに変更や資金的な手当てができない場合にはミッションの実行に支障が生じる可能性があります。さらに、当社が既に受注を受けている顧客が発注の変更又はキャンセルを要望する可能性があります。当社は、少なくとも技術実証段階であるミッション1、ミッション2の期間については、当社ペイロードサービスの本格的な商業化前であることに鑑みて、顧客とのペイロード契約上、かかる変更やキャンセルに伴う返金が発生しない方針で基本的に合意し最終契約を締結しておりますが、商業化を目指すミッション3以降において同趣旨での契約が合意されない場合には、当社が想定する収益が減少する可能性があります。また、1つのミッションが遅延した場合には、後続のミッションスケジュールにも影響を及ぼす可能性があります。このような場合には、売上計上時期が後ろ倒しになる等、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 当社営業に関するリスク

当社の締結するMOU等について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：1年以内）

有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営戦略等」のとおり、当社は世界各国の民間企業・宇宙機関・研究機関との間で、基本的にミッション3以降における将来的なペイロードサービス、データサービスについて、MOU等を締結しております。しかしながら、これらのMOU等は法的拘束力を伴うものではなく、MOU等を締結したとしても、当社の売上高が計上されるわけではありません。また、これらのMOU等について、当社が最終契約を締結できる保証はありません。また、最終契約を締結できたとしても、当該契約の内容は、MOU等の内容とは大幅に異なる可能性があります。さらに、当社が締結するMOU等は、相当期間、先の内容について定めるものもあり、仮にMOU等の内容通り最終契約締結に至ったとしても、将来の時点においては経済合理性を欠いている可能性もあります。

参加中・参加予定のプロジェクト及び協業について（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社グループは現在、NASAの実施するCLPSタスクオーダー及びその他顧客向けの商業月面探査や科学ミッションにおいて、Redwire社と共同で推進しており、当社の米国子会社が着陸船及び月面へのペイロード輸送の設計・開発・運用の下請け業者として提案参加するなど、多数のプロジェクトに提案を行っており、さまざまな協業や提携にむけた協議を行っております。また、当社子会社であるispace technologies U.S., inc.が、ドライバー研究所のチームの一員として、2022年7月にNASAのCLPSプログラムのタスクオーダーCP-12のサービスプロバイダーに採択されています。また、国内では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が実施する、宇宙戦略基金公募テーマの一つである、「月面の水資源探査技術（センシング技術）の開発・実証」にて、中核的連携機関として参画し、また同基金の公募テーマの一つである、「月極域における高精度着陸技術」には代表機関として採択され、公募テーマの一つである、「月面インフラ構築に資する要素技術」でも連携機関として参画予定です。また、今後も宇宙戦略基金のその他公募テーマについても、当社を取り巻く事業環境や戦略を踏まえて応募を検討して参ります。このようなプロジェクトが採択された場合には世間や業界の大きな注目を集める可能性があり、その結果によっては、当社株式の取引価格、当社事業、及び将来プロジェクト等に悪影響を及ぼす可能性があります。このような入札に関連するその他のリスクについては、後記「ビジネスモデル等の自社の事業に起因するリスク（2）当社営業に関するリスク 営業活動について」もご参照ください。

当社のデータプラットフォームを用いたSaaS型・サブスクリプション型のサービス及びその他の新規事業について

有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3.事業の内容 <ビジネスモデルについて> 2.データサービス」記載のとおり、将来的には、当社の高頻度なミッションを通じて、当社のインターナル・ペイロードから取得・蓄積した情報に、地球上で入手可能な既存のデータも加え、加工、解析、統合することで、顧客にとって高付加価値な「大規模な月のデータベース」をクラウド上に構築し、顧客が自由にアクセスし、定額料金を課金の上、利用して頂く、SaaS型・サブスクリプションモデルのビジネスの展開を目指しています。当該ビジネスモデルの実現のためには、当面の間、当社がインターナル・ペイロードを通じて月面の様々なデータを取得することが前提となりますが、ミッション未達等により、当社の想定通りミッションが実行されない場合には、当社の月面データ取得にも悪影響が及ぶ可能性があります。また、当社が十分に資金調達を行うことができない等の理由により、当社の想定通りの頻度でミッションが実行できない場合にも、当社の月面データ取得にも悪影響が及ぶ可能性があります。これらの場合、当社の同サービスの競争力を失う可能性があります。加えて、ミッションが予定通り実行されたとしても、当社がインターナル・ペイロードとして輸送するローバーや、計測機器・カメラ機器等を通じて、想定通り月面のデータが取得できるという保証はなく、当社の想定通りデータが取得できない場合、サービスの提供が困難となる可能性があります。また、データサービスのビジネス展開のためには、データセンサー・データプラットフォームの構築費用やデータサービスのための人件費等多額の支出が必要となる場合、必要となる支出が当社の想定を上回る可能性があります。また、支出したにもかかわらず、様々な要因により、当社がデータサービスを実施できない可能性があります。さらに、当社がデータサービスの提供のために外部業者と協力する場合、当該業者と契約条件を合意できない場合や当該業者によるサービスが想定通りに提供されない場合等には、当社によるデータサービスの提供に支障が生じる可能性があります。さらに、当社は、軌道間輸送機（OTV）の開発に着手し、OTV市場に参入することを検討していますが、当社によるOTVの開発が予定どおり進捗する保証はありません。

加えて、今後、当社がデータサービス及びOTV事業の展開ができたとしても、これらの事業に対する需要が、当社の予想する水準や、当該事業からの収益性を維持できる水準に達する保証はありません。また、当該事業に係る市場競争が激化する場合や、当社が付加価値のあるサービスを競争力のある価格で提供できない場合には顧客を獲得できる保証はなく、また、当社が十分な利益を上げられるほどの単価を設定できる保証もありません。

営業活動について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：1年以内）

当社の業績は、業界特性に起因する長期化する営業期間とその不確実性により変動しており、今後も変動する可能性があります。営業努力の一環として、当社は潜在顧客の特定のニーズを評価し、当社のペイロードサービスの技術的能力と価値について潜在顧客に理解いただくために、多大な時間と費用を投資しています。営業期間は長期化する傾向にあり、顧客によってその期間も大きく異なります。当社のペイロードサービスの購入は多額の費用が発生するため、潜在顧客は一般的に、組織内の複数のレベルで当社のシステム、製品、技術を評価し、それぞれの要件を満たしていることを確認したうえで、管理職と複数の内部承認が必要となります。このような評価は、政府機関の場合特に複雑で多大な時間を要する可能性があり、政府機関の意思決定スケジュールは、当初の見積もりよりも大幅に遅れる可能性があります。場合によっては、当社の管理職を含む人的資源、費用及び時間に対する多大な投資を含む営業活動が、潜在的な顧客と拘束力のあるペイロードサービスの締結に繋がる保証はありません。また、あるミッションの主要顧客を確保できたとしても、その顧客が着陸船のペイロード容量をすべて使用しない場合、着陸船の残りのペイロード容量について、同じタイミングまたは月面の同じ場所へのペイロード輸送を希望する顧客を確保することが困難になる可能性があります。ミッションの全ペイロード容量を満たす顧客の確保が困難な場合、全ペイロード容量に満たない状態で打上げたり、ペイロード容量を満たすため通常よりも不利な条件で契約を締結したりする可能性があり、いずれの場合もミッションの収益性を低下させる可能性があります。潜在的な顧客に対する営業努力の結果、当社の投資を正当化するのに十分な売上高が得られない場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

販売可能なペイロード容量について

当社のミッション1及びミッション2では、ランダーの設計上、顧客に提供可能なペイロード容量を30kgに設定しておりましたが、このすべての重量について顧客へ課金することは想定しておりません。具体的には、顧客に販売するためのデータを取得するため社内の実験機器の搭載や、顧客ペイロードの性質に伴う想定外の追加デバイスの搭載等により、顧客に課金可能なペイロード容量が削減される可能性があります。事業計画上は、ミッション1においては12.43kg、ミッション2においては10.5kgを顧客に課金可能な容量として設定し、一定程度保守的な見積もりを置いておりましたが、ミッション3以降においては、顧客に提供可能なペイロード容量を許す最大で200kg、将来的には最大500kgに設定予定です。ただし、ミッション1及びミッション2と同様に不確定要素が存在することから、事業計画上は過去の実績を鑑み一定の開発マージンを割り引いた容量を設定し、更に容量をすべて充足するだけの顧客を獲得できない可能性を踏まえ、一定の販売充足率の前提も掛け合わせた想定歩留まり率を設定の上、将来的にこの値が徐々に改善される前提を置き、売上計画を立てております。

上記に加えて、ペイロードの構成によっては想定よりも多くのペイロード容量を要する場合もあり、ペイロード容量は顧客へ課金できる容量とは異なり、また、販売可能容量のすべてについて顧客の契約を獲得できるとは限らない点に留意する必要があります。

### (3)当社財務に関するリスク

月保険について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：1年以内）

宇宙分野の技術は進歩し続けておりますが、宇宙で行われるサービスには、スペースデブリとの衝突、打ち上げ時や飛行中の事故や故障など、固有のリスクが伴います。万が一このような事故が発生した場合、当社のランダーやローバーは甚大な被害を受けるもしくは全損する可能性が高いですが、当社が将来加入する可能性のある月保険は、発生し得る損失を補償するのに十分でない可能性があります。ミッション1では、ランダーが月面への軟着陸に失敗し、ランダーと搭載していたペイロードの全損を経験しており、当時加入していた月保険の契約に基づき約38億円の保険金を受領しております。一方で、ミッション2において締結していた月保険については、打上げ～高度100kmの月周回軌道上までの軌道制御確認完了までが保険責任範囲となるため、「月面着陸完了の未達」は当該範囲に含まれておらず、当社は保険金を受領しておりません。

当社は今後のミッションについても同様に、月保険への加入を適宜検討してまいります。当社がミッション1及びミッション2に使用し、ミッション5の打上げを契約しているSpace X社は、当社の過失によらず打上げ時に事故や故障が発生した場合でも、打上費用の払い戻しは行いません。これは、打上サービス提供者とその顧客が、そのような事故に関する損害賠償請求権を放棄するのが現在の業界慣行であるためです。今後のミッションで月保険を締結した場合でも、損害の重大性や原因によっては、保険の内容や金額がすべての費用や賠償責任をカバーするのに十分でない可能性があります。

また、一般に、すべての業務上のリスク、自然災害及び費用をカバーする保険契約を締結することは不可能です。当業界における保険の利用可能性や価格は大きく変動するおそれがあるため、当社の特定のニーズに合致する保険や、当社が想定する保険料やその他の条件の保険に加入できない可能性があります。また、ミッション1及びミッション2の未達並びに将来のミッションの未達によって、将来の保険の利用可能性、保険料、保険金額、その他の条件にも悪影響が及ぶ可能性があります。加えて、当社が認識しているリスクの多くに対応する保険に加入できたととしても、より広範な保険市場や当社がコントロールできない要因により、保険料が本書提出日時点の見積もりよりも大幅に高くなったり、利用可能な保険金額が減少したりする可能性があります。保険契約の保険料の増加や、不利な条件が適用された場合には、当社の純利益が減少する可能性があります。

上記のような保険リスクにより、収益が大幅に減少もしくは保険費用等に多額の追加費用が発生する可能性があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項について（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社グループの借入金のうち、複数の借入金について財務制限条項（下記A．及びB．）が付されております。当社が将来において財務制限条項に抵触した場合、財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使しないことについて各行から合意を得られる保証はなく、各行が当社の期限の利益を喪失させる権利を行使した場合には、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

なお、2026年3月末時点において純資産は15,173百万円であり、同時点において現預金残高は29,690百万円となっております。

A．各事業年度末日（一部の借入契約では各四半期末日）における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

B．各事業年度末日（一部の借入契約では各四半期末日）における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

継続企業の前提に関する重要な事象について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社グループは多額の先行研究開発投資と長期の開発期間を要する宇宙関連機器の開発に従事していることから、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、現在のところすべての開発投資を補うための十分な収益は生じておりません。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

ただし、有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施していること、また、自己資本の充実を目的とした機動的な資金調達の可能性を適宜検討していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

資金調達について（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社は事業活動を維持拡大するため、今後也多額の研究開発投資が必要となり、また、想定を上回る投資の増加、事業環境の変化への対応、融資契約に係る財務制限条項の遵守に向けた資金確保が事業上重要となります。当社が現在締結している融資契約の財務制限条項を遵守するため、また、ミッション3以降の将来的な顧客からの売上が当初計画よりも遅れるケースや、追加的な開発コストが必要となるケース等に備え、当社として安定的な財務基盤を維持することは重要と考えられることから近い将来において、資金調達を実施する可能性があります。

また、有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3.事業の内容 <ビジネスモデルについて> 2.データサービス」記載の大規模データベースの実現のためには、様々な分野において多額の研究開発投資が必要となり、継続的な外部からの資金調達が必要となる可能性があります。例えば、当社は上記大規模データベースの実現等将来の事業規模拡大を企図した研究開発投資（以下、「先端研究開発投資」という。）を実施する予定であるため、資本増強に加え、負債調達又はその他の方法により、資金調達を実施する可能性があります。ただし、当該資金調達を実施しない場合にも、ミッション3以降の既に契約済みである顧客からの入金並びにS B I R及び宇宙戦略基金等の補助金の受領に加え、ミッション3以降の将来的な顧客から計画通りの入金を計上することが可能である場合、それらを原資として、先端研究開発投資を除いた当社の運転資金を維持することが基本的に可能であると見込まれることから、追加の資金調達の手段、時期等につきましては、今後の金融環境や事業環境を踏まえつつ慎重に検討していく予定であり、追加の資金調達の全額又は一部を実施しない可能性もあります。

しかしながら、当社が将来において想定する上記の資金調達が出来ない場合や、必ずしも望ましい条件での資金調達ができない場合等は、当社がキャッシュ・フロー不足に陥る可能性、当社の事業を支えかつこれを成長させるために必要な投資を行うことができない可能性、当社のミッションの一部の遅延又は中止を余儀なくされる可能性、また当社が財務制限条項を遵守できなくなる可能性等があり、これにより当社が将来の支出計画又は事業活動の一部を遅延又は断念しなければならなくなるおそれや、当社の競争力に悪影響が生じるおそれがあります。また、当社は、上記の資金調達以外にも、今後、継続的な外部からの資金調達が必要となる可能性があるため、継続的な資本調達のために当社株主に希薄化をもたらす株式発行が繰り返し行われる可能性があります。さらに、借入れによる調達を行う場合には、財務制限条項その他の条項が設定されることにより、当社の事業活動が制約される可能性があります。

当社実績について

ランダー及びローバーの開発に当たっては、研究開発費の支出や優秀な技術者の採用等、先行的な投資が必要であり、結果として当社は創業以来営業赤字を継続して計上しております。今後も開発部門におけるスケジュール管理、財務部門によるコスト管理及び各開発段階におけるレビュープロセスによるクオリティ管理を実施することで開発を着実に推進するとともに、事業収益の安定化に向けて引き続き中長期的に持続可能な顧客市場の開拓を進めていく方針にあります。しかしながら、当社の技術は本書提出日時点では完全には実証されておらず、

また、当社が属する市場は新しい市場であることから、今後の当社の利益を正確に予測することには困難が伴い、想定通りの開発計画・顧客開拓が進まない場合、当社サービスに対する需要が想定通りに集まらない場合、当該投資に見合った収入が得られない場合、或いは想定外の費用が生じた場合等には、想定通りのタイミングで利益を上げることができず、当社グループの事業及び業績に重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、データサービスについては売上計上を開始したのが2026年3月期第1四半期であることから、当社の過年度の業績は当社を評価するために十分な材料とはならず、今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

収益認識に係る会計処理について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：1年以内）

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ミッション1及びミッション3乃至ミッション5においては履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないため、原価回収基準を適用しております。ミッション2については、同様の理由により原価回収基準を適用してはいましたが、2025年1月の打上げ成功を契機として履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるようになったことから、履行義務の進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております（ただし、ミッション3乃至ミッション5については本書提出日時点における判断であり、今後、ミッション2と同様に履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるようになった場合には、進捗度に基づき収益を認識する方法に変更となる可能性があります。）。ミッション6以降については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるとを前提として、総原価の発生割合により見積める方法で収益認識を実施することを検討しております。ただし、実際の会計処理は将来の顧客との契約締結後において個々の契約内容に従い決定されるものであることから、適用される実際の会計処理は上記と異なる可能性があります。特に、当社が想定する総原価からの打上コストの控除については、個別の契約内容を確認の上最終的な会計処理を決定してまいります。なお、ミッション2においては打上コストを控除せず収益認識を実施しております。

当社四半期業績について

当社の四半期及び年間の経営成績はさまざまな理由により変動する可能性があります。その多くは当社がコントロールできないものです。こうした変動により、当社の四半期業績がアナリストや投資家の予想を下回り、当社普通株式の株価が下落する可能性があります。そのため、将来の業績を示す指標として、当社の過去の四半期決算や年次決算との比較は適切ではありません。また、急速に発展する市場において企業が頻繁に遭遇するリスクや不確実性も考慮する必要があります。当社の四半期または会計年度の業績は、事業等のリスクに記載されているさまざまなリスク要因のほか、以下のような数多くの要因によって影響を受ける可能性があります。

- ・ 将来のミッションの打上げと完了を成功させる能力、及びそのようなミッションの打上げと完了のタイミング
- ・ 当社が顧客との契約を締結するタイミング、ミッションの打上げのタイミングと搭載ペイロード重量（当社がミッションの売上高と売上原価の大部分を認識するのは、契約を締結してから打上げまでの間であると想定しているため）
- ・ 収益認識に関する会計処理（ミッション1及びミッション3乃至ミッション5については履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないため原価回収基準を適用しておりますが、ミッション3乃至ミッション5については本書提出日時点における判断であり、今後、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるようになった場合には、ミッション2と同様に進捗度に基づき収益を認識する方法に変更となる可能性があります。）
- ・ 販売関連費、研究開発費、その他の営業費用の増加額及び増加時期
- ・ 当社が今後展開可能性のある新サービスの展開時期とその進捗
- ・ 競合の変化による影響とその変化への対応
- ・ 当社の既存事業と将来の成長を管理する能力
- ・ 当社のサービスの中断や撤退による影響（これらがミッション打上げ前に発生した場合、ミッションの遅延や追加費用の発生を招く可能性があります）
- ・ ミッション開発の遅れ、ミッション費用の削減、またはその他の理由によるミッション費用の認識の遅れによって発生する原価回収基準による売上高の認識遅れ
- ・ 不利な訴訟判決、示談、その他の訴訟関連費用などの不測の事態
- ・ 特に当業界に影響を与える経済及び市場の状況
- ・ 自然災害、公衆衛生問題、その他の開発など、制御不能な事象の影響

株式価値の希薄化について

前記「(3) 資金調達について」記載のとおり、当社の事業においては、継続的に外部からの資金調達が必要となる可能性があり、その手段として、株式発行が繰り返し行われた場合には、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社は、業績向上に対する意欲向上を目的としてストック・オプション制度を導入していたことから、会社法の規定に基づく新株予約権を当社グループの取締役及び従業員に付与しております。加えて、第三者割当による新株予約権の発行も実施しているため、2026年3月末現在、新株予約権の対象となっている株数は12,935,700株であり、当社発行済株式総数の146,209,683株に対する潜在株式比率は8.85%に相当しております。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。また、当社が第三者割当により2024年10月から2025年3月に発行した第14回乃至第17回新株予約権（これらの新株予約権の対象となっている株数は11,000,000株であり、当社発行済株式総数の146,209,683株に対する潜在株式比率は7.52%）は、当社普通株式の新たな発行における払込金額が当該新株予約権の行使価額を下回る場合には、当該行使価額が、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は360円）される設計となっております。そのため、将来的なエクイティファイナンスにおける払込金額が当該新株予約権の行使価額を下回った場合には、上記第14回乃至第17回新株予約権の行使価額は、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は360円）される予定であり、かかる場合、これらの新株予約権の行使が促進される可能性があります。

#### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

しかしながら、当社は成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っていません。また、本書提出日時点ではミッションの達成に向けた研究開発投資等に充当し、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に関わると考えております。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいります。しかしながら、本書提出日時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

#### 国内一般募集、海外募集及び第三者割当による調達資金使途について

2024年3月に実施した海外募集及び2024年10月から2025年3月にかけて実施した第三者割当増資により調達した資金並びに2025年10月に実施した国内一般募集、海外募集及び並行第三者割当により調達した資金の使途につきましては、主にミッション3、ミッション4及びミッション5以降のミッションの実行にむけた研究開発資金並びにその他運転資金に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界の急速な変化により、当初の計画通りに資金を使用した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。

#### 内部管理体制について

当社では、今後の事業運営及び業容拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底のため内部管理体制を充実・強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模に応じた内部管理体制の整備が遅れが生じた場合は、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 当社その他のリスク

##### ビジネスモデルについて

当社のビジネスモデルや宇宙産業は草創期にあり、成長可能性の評価には多くの不確実性が伴います。特に、本書提出日現在、当社はミッション完遂の経験を有していないため、当社のビジネスモデルの実行可能性を評価するための実績がありません。前記「        。ビジネスモデル等の自社の事業に関するリスク (1) 当社開発・ミッションに関するリスク        ミッションの未達について」をご参照ください。

当社のビジネスモデルは、地球と月の間に広がるシスルナ経済圏、関連する輸送・データサービス、通信・測位サービスの市場が将来成長するという前提に立っております。上述のとおり、シスルナ経済圏の将来的な発展には多くの不確定要素があり、また、シスルナ経済圏もまた草創期のため、その予測は困難です。例えば、当社のビジネスモデルでは、シスルナ経済圏がPwCの「ロードマップ評価」に基づいて発展すると仮定していますが、この評価では、当社の「ムーンバレー2040」ビジョンに沿って、2040年代に1,000人が月面で生活し、仕事をできるようになると想定しています。一方、シスルナ経済圏の実際の成長は、このロードマップ評価とは大きく異なる可能性があります。さらに、シスルナ経済圏の発展に関する当社のその他の重要な仮定（月の水の量とアクセス可能性、将来の宇宙活動における水の需要、月の水を利用するためのコストなど）は推測に基づくものであり、将来的に不正確であることが判明する可能性があります。さらに、月データサービス市場の発展は、月輸送市場よりも長期間にわたると予想されるため、この市場の成長に関する当社の仮定は、月輸送市場に関する仮定よりもさらに不確実となります。

シスルナ経済圏の発展に関する不確定要素に加え、当社の事業展開自体にも、事業歴が浅い故の不確定要素が存在しております。当社のビジネスモデルは、合理的と考えられる複数の仮定のもと構築されておりますが、これらの仮定は将来不正確であることが判明する可能性があります。これらの仮定に関するリスクに以下のようなものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ミッションスケジュールは、本「事業等のリスク」のセクションの他の箇所で説明されているものを含め、多くの要因に基づいて変更される可能性があります。当社は過去に複数回ミッションスケジュールを延期しており、今後も延期する可能性があります。

- ・当社は、ミッションの頻度や各ミッションの販売可能なペイロード重量が時間の経過とともに増加し、それに伴い将来的に当社のペイロードサービスに対する顧客からの一定の需要増加を想定しております。しかし、こうした想定は、今から何年も先に計画される将来ミッションに関するものもあり、特にそうした想定需要のほとんどは法的拘束力のないMOU等さえ締結していないため、大部分が推測に基づきます。さらに、ビジネスモデルの検討にあたり現在締結済みのペイロードサービス及びMOU等の契約を考慮にいれておりますが、これらの契約に基づき想定される需要が将来のミッションにおける実際の顧客ペイロード需要と一致する保証はありません。したがって、実際の需要の水準や、その期間にわたってペイロードサービスを供給する当社の能力は不確実性が高く、当社の本書提出日時点における想定と大きく異なる可能性があります。

- ・当社のペイロードサービスに対する需要が十分にある場合であっても、ペイロードの構成等により想定以上にペイロードの搭載容量を消費し、販売可能なペイロード重量が想定より減少する可能性があります。また、歩留まり率の向上も想定しておりますが、設計上の技術的制約、想定を下回る需要、当社の顧客獲得能力による制約、その他の要因により、歩留まり率の向上を実現できない可能性があります。

- ・当社のビジネスモデルは、締結済みのペイロードサービスに加え法的拘束力のないMOU等の価格設定やその他の仮定に基づいて、ペイロードサービスの価格設定を想定しています。しかし、実際の価格設定は、競争の激化や、主要な政府出資プログラムの価格決定力を含むその他の要因により、想定よりも低くなる可能性があります。さらに、月周回軌道に投入する場合の価格設定は、月面着陸のペイロードよりも低くなると想定しています。従って、将来の顧客とサービスの組み合わせにより、当社の価格設定の前提がビジネスモデルで想定したものと大きく異なる可能性があります。現在、これらのサービスには確立された市場がなく、当社のペイロードサービスの価格は時間の経過とともにある程度下落すると想定していますが、これらの予測は、現在想定している競合環境、需要、コストを基に作成しており、その実現に相応の不確実性が見込まれます。

- ・将来のミッションにおいて収益認識方針を原価回収基準から履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更する想定ですが、この変更が遅れる可能性があり、結果各ミッションの打上げ前に認識・計上される売上高が想定よりも小さくなる可能性があります。

- ・当社の実際のコストは、さまざまな要因により、想定を上回る可能性があります。例として、打上コストの増加、ミッションを重ねることでランダー開発等に係るコスト削減を実現できないこと、研究開発コストが現在の計画を上回ること等、が考えられます。

これらまたはその他のリスクや不確実性が存在するため、当社が想定する売上高と費用は、当社の実際の将来の売上高や費用を示すものではありません。当社の実際の将来の売上高及び費用は、シスルナ経済圏の発展及び当社の事業に関連する多くの要因に左右され、当社の想定と大きく異なる可能性があります。

##### 将来の不確実性について

当社は2010年以降、宇宙輸送・インフラサービスの開発に注力してきましたが、これまでは主に研究開発業務に注力してきたため、パートナーシップサービスやミッション1乃至5に関する顧客からの支払いを中心に、比

較的限定的な売上高しか計上しておらず、ミッションの打上げは2件のみで、まだミッションの成功には至っておりません。特に、ペイロード事業については2020年4月から売上高を計上開始したばかりであり、データサービスについても、売上高の計上を2026年3月期第1四半期に開始したばかりです。このような限られた事業歴により、当社の将来の見通しや当社が遭遇する可能性のあるリスクや課題を精確に評価することは困難です。当社が直面した、あるいは直面すると予想されるリスクや課題には、以下のようなものがあります。

- ・売上高予測及び支出管理・予算管理
- ・新規顧客の獲得及び既存顧客の維持
- ・効率的な事業運営と成長の継続（現在及び将来のランダー、ローバー、衛星及びサービスのための資本的支出の計画と管理、またそれに関連するサプライチェーン及びサプライヤーとの関係構築を含む）
- ・法規制等の遵守（輸出管理規制等、当社の事業に適用される既存及び新規または変更された法律及び規制）
- ・マクロ経済の変化や当社が属する市場の変化の予見及び対応
- ・当社の評判とブランド価値の維持・向上
- ・知的財産の創出と保護
- ・組織のあらゆる階層で有能な人材の採用、育成、定着

当社が直面するリスクや困難（上記に関連するものや、本「事業等のリスク」の他の箇所に記載されているものを含む）に対処できない場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、当社はまだミッションを完了しておらず、急速に発展する市場で事業を展開しているため、本書記載の過去の財務情報は、当社の将来の財務実績や成長見通しを評価する上で限定的な情報となります。当社は過去にも、また将来にも、急速に変化する業界において、事業歴の浅い成長企業が頻繁に経験するリスクや不確実性に遭遇する可能性があります。当社が事業計画や事業運営に使用しているこれらのリスクや不確実性に関する前提が誤っていたり変更されたりした場合、またはこれらのリスクにうまく対処できなかった場合、当社の業績は当社の予想と大きく異なる可能性があり、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### 海外事業展開について

当社グループは、海外への事業展開にも取り組んでおり、ルクセンブルク大公国及び米国に連結子会社を有しております。これら子会社が所在している国の政治・経済・社会情勢・法規制等の影響により、事業遂行の不能等のカントリーリスクが顕在化する可能性があります。

さらに、海外での事業活動においては、当社の企業文化を保ちつつ優秀な人材を確保することが困難となるリスク、雇用や労働慣行に関する現地法規制に関するリスク、言語・慣習の違いや地理的分散によって経営陣によるコミュニケーションが困難となるリスク、輸出入規制・課税に関するリスク、伝染病の蔓延を含む公衆衛生や渡航制限に関するリスク、政治・経済状況に関するリスク等が存在し、これらが顕在化した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 成長の継続について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

私たちは事業拡大を続け、現在では日本、米国、ルクセンブルクにオフィスを構えており、将来の成長を支えるために今後も人員を増やしていく予定です。計画通りに事業が成長し続ければ、営業・マーケティング、研究開発、サービス提供部門等を拡大する必要があります。当社の成長を継続するためには、業務及び管理プロセスとシステムを改善し続け、多数の有能な従業員を雇用、育成、モチベートしなければなりません。社内のリソースを効率的に拡大できなければ、当社の事業成長能力が損なわれる可能性があります。当社の事業が成長を続け、より複雑な組織構造を導入する必要が生じた場合、費用対効果が高く、効率的かつタイムリーな方法で当社のサービスを維持・改善することがますます困難になる可能性があります。

現在計画されている通りに、あるいは計画された期間内に事業を拡大できるという保証はありません。当社の継続的な成長により、当社のリソースへの負担が増大する可能性があり、従業員の雇用や育成、ランダーやローバー、関連機器を製造する第三者の製造能力の確保の難しさ、製造の遅延等に直面する可能性があります。さらに、事業規模の拡大に見合った内部統制を維持・改善できなかった場合、サービスや業務の質の低下を招き、当社の評判を損なう可能性があります。こうした状況は経営陣や管理職が事業成長に集中できない環境を招き、財務及び経営成績に影響を与える可能性があります。当社が相応の成長を継続できない場合、利益率や営業成績の低下に至り、当社グループの事業、財務状況、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害等について

当社では、社内システムのセキュリティ対策やネットワークの監視等を行い、安定的に運用できるように対策を講じておりますが、サイバー攻撃や不正アクセス等により重要データの流出が発生した場合、ITインフラ機器の障害、コンピューターウイルスへの感染、自然災害、その他不測の事態が生じることによりシステムトラブル等が発生した場合や、第三者によるデータの不正使用等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、本書提出日時点において当社のデータサービスについてのデータシステムを構築しておらず、当該システムの構築やアップデートを適切に行えない場合、想定以上に期間を要する場合や、当該システムに障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 当社グループのイメージ及びブランドについて

当社の事業活動において、イメージ及びブランドは、既存顧客との関係維持又は新規顧客の獲得にとって重要な要素であると認識しています。ミッション未達や遅延、当社サービスの不具合、サイバー攻撃、顧客データの管理に関する問題について、当社にとってネガティブな報道がされた場合、当社に不利益な風説が流布した場合、当社の従業員又は経営陣による違法又は不適切な行為のあった場合その他当社のイメージやブランドに悪影響を与える事態が生じた場合や、同業他社に事故等が生じることにより月面探査に対するイメージが低下する場合には、当社の顧客が離反する又は当社が新規顧客を獲得できなくなることにより、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、第三者が当社の許可なく当社のブランド、商標、ロゴ等を使用した場合には、当社のイメージやブランドに悪影響が生じ、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う各国において、宇宙活動に関する規制のほか、商取引、労働、租税、個人情報、補助金や政府調達に関する規制等の法的規制の適用を受けています。当社グループでは、法的規制の動向に関する情報収集に努めていますが、その変更は当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

宇宙活動に関する主な規制には、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（宇宙活動法）に基づく人工衛星等の打上げに係る許認可、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（宇宙資源法）に基づく資源の探査及び開発に係る許認可、及び当社連結子会社である株式会社 i s p a c e O p s J a p a n（2025年9月9日付で株式会社 i s p a c e J a p a n から商号変更）で取得すべきランダー等の当社宇宙機が宇宙空間から地上に向けて電波を発するに当たっての電波法等の許認可、並びに、これらに相当する諸外国の法的規制などがあります。ミッション1及びミッション2においては適切な許認可を取得しており、今後のミッションにかかる必要な許認可の取得についても特段の懸念はありません。

もっとも、宇宙事業は世界的にまだまだ草創期にあり、今後の立法によっては当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。例えば、宇宙資源法第5条は、当社が採掘等をした宇宙資源について所有権の取得を認めていますが、今後の国際的枠組み等の動向によっては、所有権の取得に関して何らかの制約を受ける可能性は否定できません。他方、宇宙条約第9条に関連し、月面で展開をする当社の宇宙機（又は当社ランダーに搭載した他社のペイロード）が月面の環境を汚染しないかという問題もありますが、当社は国際宇宙空間研究委員会が定める惑星保護方針に準拠する方法で事業を進めるよう準備をしておりますので、この問題が事業の障害となる可能性は低いものと考えております。また、打上ロケットからの切離し後に当社の宇宙機が第三者に損害を与えた場合には、当社が打上国から求償を受ける可能性があります。宇宙活動について事前に関係国政府の審査を受けることからしても他衛星への衝突リスクは低いと言え、本書提出日時点で当社事業の大きな障害となるものではないと評価しております。なお、打上ロケット切離し前の第三者損害に関しましては、打上業者のみが責任を負う業界慣行となっておりますので、基本的に当社の事業上のリスクは極めて低いと理解しております。

加えて、当社では、外国為替及び外国貿易法、米国のITAR（国際武器取引規則）及びEAR（輸出管理規則）をはじめとする各国の輸出管理法令の対象となる技術情報を取り扱っております。そこで、輸出管理を統括する専門部署を設置し、厳格な輸出管理プロセスを実施し、また、社内研修や情報提供を通じて役職員への周知徹底を図っております。しかしながら、適用法令を遵守できなかった場合には、法的な処分を受けたり、社会的な信用が失墜したりするなどし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、引き続き法令を遵守した事業運営を行うべく、法令遵守体制の強化や社内教育等を行っていく方針ですが、今後当社グループの事業が新たな法的規制の対象となった場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定人物の依存について

当社の代表取締役CEOである袴田武史は、当社の創業者であり、設立以来当社の経営方針及び事業戦略の立案や、その遂行において重要な役割を担っております。当社は特定の人物に依存しない体制を構築すべく、幹部社員への情報共有や権限の委譲によって代表取締役CEOに過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役CEOの当社における業務遂行が困難になった場合やその他の当社経営陣及び重要な従業員が当社から離職する場合、当社グループの事業運営の品質の維持に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保と育成について

当社が今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保が重要課題の一つであると認識しております。当社は現在も人材紹介会社を利用した中途採用を実施し、従業員からの紹介による採用（リファラル採用）制度を導入するとともに外部業者を活用する等、多様なチャネルを用いて優秀な人材の確保を進めておりますが、ミッション数の増加やデータサービスの立ち上げ及び拡充に伴う今後の事業拡大のためにはより一層の多様かつ優秀な人材採用が必要となります。また、事業拡大に伴い、十分なマネジメント体制を構築するための管理職及び専門人材の確保も必要となります。これらの人材を十分に採用できない場合や、あるいは在職中の優秀な従業員が退職する等した場合には、当社の事業拡大の制約となり、その結果、ミッションの遅延が生じる等、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないよう慎重に調査・検討を行っておりますが、侵害が生じた場合は金銭の支払や使用の停止などにより当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの知的財産権が第三者により侵害された場合や、ノウハウその他の機密情報が外部に流出した場合には、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社のパイロードが獲得するデータに対して適切な保護が得られない場合、今後の当社の事業、特にデータサービスの運営等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟、係争について

当社グループでは、本書提出日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は生じておりません。

今後、何らかの事情で当社に関連する訴訟等が発生した場合、その経過又は結果によっては当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態の状況

##### （資産）

当連結会計年度末における資産合計は47,704,955千円となり、前連結会計年度末に比べ20,515,826千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が16,573,053千円、長期前渡金が2,517,651千円増加したことによるものであります。

##### （負債）

当連結会計年度末における負債合計は32,531,470千円となり、前連結会計年度末に比べ12,349,928千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が3,089,806千円、長期借入金が10,257,234千円増加したことによるものであります。

##### （純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は15,173,485千円となり、前連結会計年度末に比べて8,165,898千円増加いたしました。これは主に、資本金及び資本剰余金がそれぞれ9,177,862千円増加した一方、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより利益剰余金が8,152,112千円減少したことによるものであります。

#### 経営成績の状況

当社グループは、人類の生活圏を宇宙に広げ、持続的な世界を実現するべく、「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンに掲げ、月面開発の事業化に取り組んでいる次世代の民間宇宙企業です。

当連結会計年度における世界経済は、米国ドナルド・トランプ大統領による第二次政権下の諸政策の進展や、イランを巡る中東情勢の緊迫化、また米国・中国の二大大国を中心とする国際秩序の動向等も含め、グローバルに地政学的リスクが高まる状況にあります。またこれに伴い、不安定な資本市場や為替変動等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが行う宇宙資源開発は安全保障政策とも関連性が高い分野となりますが、かかる不安定な地政学情勢も背景となり、各国の宇宙政策にも変化の兆候が見られます。中でも2026年3月にNASA（アメリカ航空宇宙局）により開催された「IGNITION」イベントにおいては、2030年までの月面基地構築に向けた投資の集中や、2028年までに20回を超える月面着陸ミッションを実施する方針など、今後の月面開発事業を大幅に加速させる計画が発表されました。加えて、同年4月にはアルテミスIIミッションにおいて53年ぶりの有人月周回を成功させ無事帰還したことで、米国を中心に、月面探査への機運は世界的に一段と高まっております。また、民間企業による月面開発需要にとっても中長期的に強力な追い風となっております。

日本においても、2025年10月に発足した高市政権下で宇宙および経済安全保障分野の重要性が引き続き強調されており、当社を取り巻く事業環境は好調に推移しております。10年間で総額1兆円規模の「宇宙戦略基金」に関しては、当該基金の第1期の公募テーマのひとつ「月面の水資源探査技術（センシング技術）の開発・実証」（支援上限額：64億円（注1））において、当社は代表機関である国立大学法人東京科学大学を中心とするプロジェクトの中核的連携機関として採択され、代表機関から受領する最大額は47億円（注2）となることを見込んでおります。更に、2025年3月公表された3,000億円規模第2期テーマのうち、当社は「月極域における高精度着陸技術」（支援上限額：200億円（注3））に採択され、本採択に伴いミッション4の開発開始を正式に決定いたしました。

また、欧州においてもESAよりMAGPIEプロジェクトフェーズ2の予算確保が発表されるなど、将来のミッションに向けたグローバルでの事業進捗がみられました。

このようにグローバルで増大する月面開発需要に対し、当社グループは顧客が期待するミッション品質および開発効率の向上に向けて着実に対応していくための様々な施策を進めています。当社は2026年3月、外部専門家を交えた「改善タスクフォース」による成果報告「7つの提言」を受領し、今後のミッションに向けた改善策の対応方針を決定しております。また、事業戦略のアップデートおよびミッションスケジュールの再設定を実施し、これまで日米で個別に進めてきたランダー開発体制を統合し、より信頼性の高いエンジンを採用した共通プラットフォームである新モデルULTRAランダーを導入することを決定いたしました。これに伴い、米国により実施されるミッション5（注4）の打上時期を2030年へと再設定しております。

今回の月面着陸ミッションの打上げは2028年（注5）、日本主導のミッション3を予定しており、開発は構造試験モデルの製造フェーズへと移行し、予定されているPDR（基本設計審査）に向けて着実に進捗しております。今後のミッションに向けて、JAXAからの技術支援を受けており、JAXA及び宇宙科学研究所（ISAS）の小型月着陸実証機SLIMのプロジェクトに携わったメンバーも参画の上、開発体制を強化しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,307,092千円（前期比30.3%減）、営業損失は11,580,063千円（前期は9,795,143千円の営業損失）、経常損失は8,141,515千円（前期は11,334,495千円の経常損失）、親会

社株主に帰属する当期純損失は8,152,112千円（前期は11,945,139千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループの事業は月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

ご参考までに、当連結会計年度における当社グループのプロジェクト収益は5,890百万円（前期比18.5%増）となりました。当社は、会計上の売上高にS B I R補助金からの収入を合計した当社試算値を「プロジェクト収益」として開示しております。これは足許、S B I R補助金が定義上「本業以外の収入」である営業外収益として計上されており、宇宙戦略基金についても同様となる予定である一方、その他の各国宇宙機関等との契約等は売上高として計上されており、政府及び政府宇宙機関との契約の扱いに統一性がないことから、ご参考値として「プロジェクト収益」としてまとめてお示しするものです。

（注1）今後ステージゲート審査等により変動し得る数値。

（注2）最終的な契約金額は、J A X A及び代表機関による実績報告及び成果報告書の内容についての検査、並びに契約金額の確定通知をもって確定されます。

（注3）今後ステージゲート審査等により変動し得る数値であるため、全額を受領することが本書提出日時点で確定するものではありません。

（注4）本米国ミッションは当社がTeam Draperの一員としてN A S AのC L P SタスクオーダーC P-12に採択されているミッションであり、新スケジュールの下でのC P-12実行に関してはN A S Aからの正式な承認待ちとなります。

（注5）当初2027年内として経済産業省及びS B I R事務局と合意しておりましたが、足許、本書提出日時点では当社内の開発計画、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については、関係省庁及びS B I R事務局と調整中の段階であり、最終的には経済産業省の認可を受領の後、正式に計画変更が認可されることとなります。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ16,573,053千円増加し、当連結会計年度末には29,690,611千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は13,568,357千円（前連結会計年度は12,049,809千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失8,142,931千円、長期前渡金の増加額3,636,031千円等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,825,606千円（前連結会計年度は2,671,770千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,060,756千円等によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は31,447,837千円（前連結会計年度は10,423,789千円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入18,195,411千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ペイロードサービス	10,209,229	652.4	14,562,707	163.4
その他	505,353	270.5	462,391	111.1
合計	10,714,582	611.6	15,025,098	161.0

- (注) 1. 当連結会計年度において、受注実績に著しい変動がありました。これは、当連結会計年度のペイロードサービスにおきまして、複数の大型案件を受注したことによるものです。
2. パートナーシップサービスについては、その事業の性質上、受注生産形態になじまないため、受注実績は記載していません。
3. 当社グループは単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは、月面開発事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
月面開発事業	3,307,092	69.7

- (注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
The Charles Stark Draper Laboratory, Inc.	2,118,719	44.7	1,706,237	51.6
European Space Agency	168,249	3.5	526,221	15.9
Taiwan Space Agency	-	-	451,229	13.6
高砂熱学工業株式会社	1,824,870	38.5	100,870	3.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積もりを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の連結財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べて1,436,145千円(30.3%)減少し、3,307,092千円となりました。これは主に、2025年6月に実施したミッション2の打上げ以降、次回ミッションの打上げまでの期間における顧客へのサービス提供機会が限定的となったことにより、ペイロードサービスを含む売上が前期比で減少したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べて3,661,731千円(146.5%)増加し、6,160,437千円となりました。これは主に、ミッション2およびミッション3の開発を並行して進めたことによるものであります。この結果、前連結会計年度においては2,244,533千円の売上総利益を計上しておりましたが、当連結会計年度においては2,853,344千円の売上総損失となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて3,312,956千円(27.5%)減少し、8,726,719千円となりました。これは主に、前連結会計年度にミッション2の打上げに伴い一括計上した打上げ費用の反動減に加え、研究開発費が前連結会計年度の7,730,999千円から3,928,864千円へと減少したことによるものであります。この結果、売上総損失の計上により、営業損失は11,580,063千円(前年同期は9,795,143千円の営業損失)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べて5,064,824千円(前年同期は、406,991千円の営業外収益)増加し、5,471,815千円となりました。これは主に、為替差益の計上に加え、補助金収入2,583,796千円を計上したことによりです。

営業外費用は、86,923千円(4.5%)増加し、2,033,267千円となりました。これは主に、借入金の増加に伴う支払利息が前連結会計年度の920,442千円から1,816,406千円へと増加したことによるものであります。この結果、経常損失は8,141,515千円(前年同期は11,334,495千円の経常損失)となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純損失)

当連結会計年度において、特別利益の計上はありませんでした。特別損失については、固定資産除却損1,416千円を計上しております。

その結果、税金等調整前当期純損失は8,142,931千円(前年同期は11,956,713千円の税金等調整前当期純損失)となりました。

(法人税等、親会社株主に帰属する当期純損失)

法人税等は、主に法人税、住民税及び事業税9,180千円(前年同期は11,573千円の計上)を計上いたしました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は8,152,112千円(前年同期は11,945,139千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

b. 財政状態

主な増減内容については、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要」 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、安定的な事業収益化を目指す上で将来的に継続的なミッションの実現が必要であり、2022年12月にミッション1を、2025年1月にミッション2の打上げを実施するだけでなく、後続ミッションであるミッション3のランダー開発も既に着手しており、今後も積極的に開発活動を推進してまいります。当社の資金需要として主なものは、ランダー開発のための部材調達費用、事業の拡大に伴う人件費、打上げ費用等です。必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

現預金保有残高については、2026年3月期末における現金及び現金同等物が29,690,611千円であり、必要な流動性を確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「3 事業等のリスク」に記載しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりです。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

## 5【重要な契約等】

### (1)技術援助等を受けている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
(株)ispace (当社)	THE CHARLES STARK DRAPER LABORATORY, INC.	米国	2018年6月1日	ミッション1, 2を対 象とする着陸誘導制御 ソフトウェア開発契約 等	2018年6月1日から 開発サービス終了日まで
(株)ispace (当社)	THE CHARLES STARK DRAPER LABORATORY, INC.	米国	2018年6月1日	着陸誘導制御ソフト ウェアのライセンス許 諾契約	2018年6月1日から 利用停止時まで
(株)ispace (当社)	SPACE EXPLORATION TECHNOLOGIES CORP.	米国	2018年6月29日	ミッションに係るロ ケット打上契約	2018年6月29日から 打上サービス終了日まで

### (2)当社グループが技術援助等を与えている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
ispace technologies U.S., inc. (当社子会社)	THE CHARLES STARK DRAPER LABORATORY, INC.	米国	2023年1月26日	N A S A C L P S に 係る請負契約( )	2022年8月10日から 請負契約終了日まで

( ) 当該請負契約の概要については、前記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営戦略等及び(3) 経営環境」をご参照ください。

(3)ローンに付される財務上の特約  
借入金契約

契約会社名	相手先	国名	契約内容
(株)ispace (当社)	株式会社みずほ銀行	日本	(1)締結日：2023年11月10日 (2)期末残高：1,189,806千円 (3)返済期限：2026年8月31日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
(株)ispace (当社)	株式会社三井住友銀行	日本	(1)締結日：2024年4月25日 (2)期末残高：1,851,269千円 (3)返済期限：2027年4月30日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
(株)ispace (当社)	シンジケートローン (注)	日本	(1)締結日：2024年7月26日 (2)期末残高：8,206,240千円 (3)返済期限：2027年10月29日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
(株)ispace (当社)	三井住友信託銀行 株式会社	日本	(1)締結日：2025年3月31日 (2)期末残高：1,400,000千円 (3)返済期限：2027年3月31日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
(株)ispace (当社)	株式会社みずほ銀行	日本	(1)締結日：2025年5月14日 (2)期末残高：4,896,000千円 (3)返済期限：2028年12月29日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
(株)ispace (当社)	株式会社三井住友銀行	日本	(1)締結日：2025年5月23日 (2)期末残高：10,000,000千円 (3)返済期限：2028年12月29日 (4)担保等の有無：無担保無保証 (5)財務上の特約 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(注) シンジケートローン契約は、アレンジャー兼エージェントを株式会社三井住友銀行として当社と複数の金融機関との間で締結するものであります。

## 6【研究開発活動】

当社グループは月着陸、月面探査プロジェクトの達成に向けて、ランダー及びローバーの開発を実施しております。現在の研究開発は、当社のCTO室で実施されており、当連結会計年度における研究開発費の総額は、3,928,864千円となっております。当該研究開発費の内訳には、本社で発生する研究開発費用（主にミッション2、ミッション3およびミッション4ランダーの開発に係るもの）1,665,751千円及び米国子会社で発生する研究開発費用（主にミッション5ランダーの開発に係るもの）1,839,868千円及び欧州子会社で発生する研究開発費用（主にローバー開発に係るもの）423,245千円が含まれます。

ランダーの様な大規模システムを高い品質を保ちながら確実に効率よく開発するための手法としては、1961年から1972年にかけてNASAが実施したアポロ計画の知見を踏まえ「段階的プロジェクト計画」（Phased Project Planning：PPP）が生み出されました。以来、この手法をベースとして多数の民間企業による人工衛星の開発が行われており、JAXAもまた「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」として同様の手法を提唱しています。本手法の概要は、開発全体を複数のフェーズに区分し、各フェーズで行うべき作業内容を段階的に定義しながら、それぞれのフェーズにおける結果を審査により評価し、次フェーズへの移行可否を判断しながらフェーズを進めていくものであり、これにより可能な限りの不具合・エラー等を事前に検知し、ミッションまでに確かな開発品質へと高めていく手法です。当社のランダー開発もまた、機能面において人工衛星と近似する部分を多く有しているため、基本的には既存の人工衛星開発のプロセスである「段階的プロジェクト計画法におけるシステムエンジニアリング活動」を踏襲して進められています。

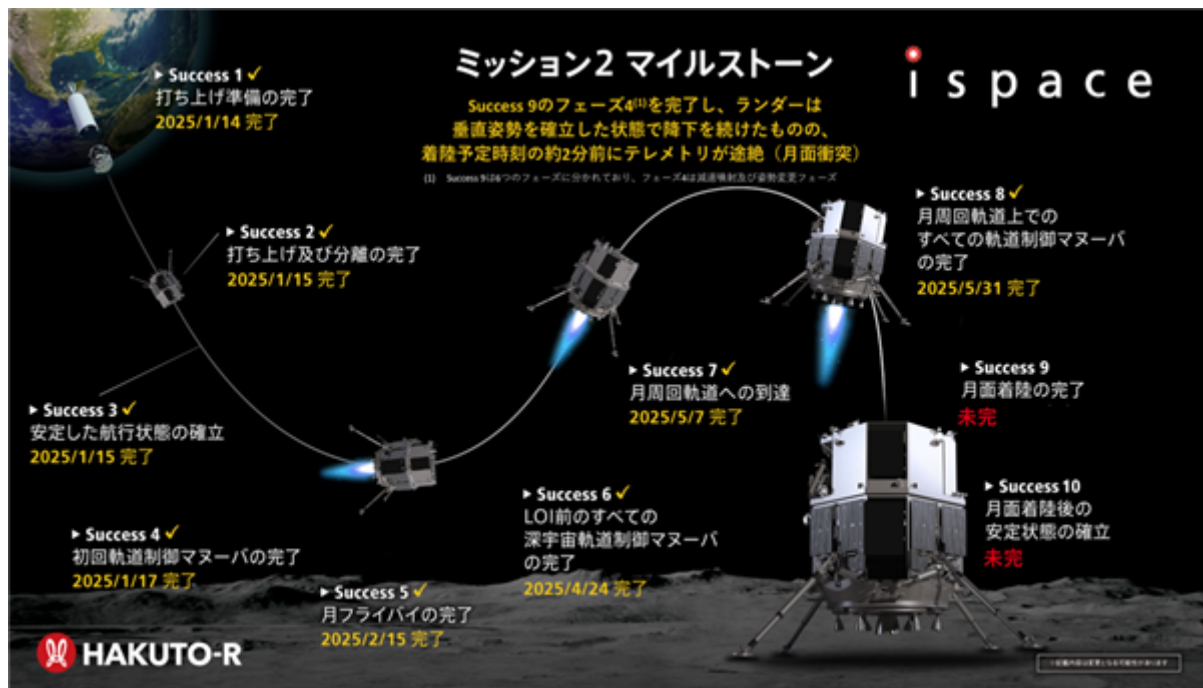
当社のミッション1の開発においては、2018年下期に最初のPDR（Preliminary Design Review：仕様値に対する設計結果、設計検証計画の実現性を確認する審査会）の実施を経てフェーズB（基本設計）を完了し、その後2021年9月以降にミッション1のランダー開発に係るCDR（Critical Design Review：製造と試験の詳細設計と検証計画が適正かを、これまでに実施した試作評価、熱構造特性の評価、電気機械設計等の評価を活用して確認する審査会）を経て、フェーズC（詳細設計）を完了いたしました。CDRは、ミッション要求からシステム仕様を経て設計結果に至るまでの一貫した整合性・実現性、開発計画を審査するものであり、一般的に宇宙機の開発において、設計段階が完了しモノ作りとしての製造段階への移行可否を判断する、開発上の中でも重要なマイルストーンとされています。CDRの実施に際しては、JAXA等の宇宙機関、民間企業、教育機関等、開発の各分野における外部専門家をレビュアーとして招聘し審議を頂きました。一連の審査過程においては、社内エンジニアとは離れた中立的な外部専門家の立場から、設計（システム設計全般や帯放電環境等について）、試験（フライトモデルシステム試験計画等について）、運用（軌道設計等について）に関する一連の流れについて審査を頂きました。その結果、当社が実施したミッション1のランダー開発について、開発計画、設計の成果と、CDR後に実施する試験、運用の計画検討を審査頂いた結果、適切に進められていることをご確認頂いております。

CDRの完了後、ランダーはフェーズD（制作・試験）の段階へと開発フェーズを移行し、必要な加工やテストなどが完了したコンポーネントが段階的にランダーシステムへと組み立てられ、当社のミッション1においては、2022年10月までにすべてのランダー製造工程及び最終試験が完了しました。その後、打上地である米国へ輸送の上、ロケットへの搭載作業、燃料充填等の最終準備を完了させ、2022年12月11日に米国フロリダ州ケープカナベラル宇宙軍基地40射点より打上を実施しております。当社のランダーは打上後、約4か月をかけて低エネルギー遷移軌道と呼ばれる軌道を通って月周回軌道に達し、その後月周回軌道上で約1か月間の航行を経て、日本時間の2023年4月26日に月面着陸に臨みました。この間、当社ランダーは日々細かい問題に対処し解決しつつも、基本的に順調に月までの航行を行い、負荷の高いロケットの打上時や長期間の深宇宙航行を経た後もランダーに損傷が確認されず、過酷な環境に耐え得る構造設計が実証できたと考えられ、また複数回の軌道制御マヌーバを通して、当社のハードウェアは良好なパフォーマンスを実現することができました。ミッション1において、当社は10個のサクセス・マイルストーンを事前に設定しておりましたが（下図参照）、着陸シーケンスの前に計画されている全ての月軌道制御マヌーバを完了し、ランダーが着陸シーケンスを開始する準備が出来ていることを実証しました（Success 8迄の完了）。その後、2023年4月26日（日本時間）には着陸シーケンスを実施しましたが、シーケンスの終盤、ランダーとの通信の回復が見込まれないことから、Success 9「月面着陸の完了」および Success 10「月面着陸後の安定状態の確立」の達成は困難と判断しました。

ミッション2においても同様のプロセスで開発を進捗させ、2022年2月から同年7月にかけてPDRを、2022年4月から9月にかけてCDRを実施し、2025年1月に打上を実施しております。当社のランダーは打上後、約4か月をかけて低エネルギー遷移軌道と呼ばれる軌道を通って月周回軌道に達し、その後月周回軌道上で約1か月間の航行を経て、日本時間の2025年6月6日に月面着陸に臨みました。ミッション2においても、当社は10個のサクセス・マイルストーンを事前に設定しておりましたが（下図参照）、着陸シーケンスの前に計画されている全ての月軌道制御マヌーバを完了し、ランダーが着陸シーケンスを開始する準備が出来ていることを実証しました（Success 8迄の完了）。その後、2025年6月6日（日本時間）には着陸シーケンスを実施しましたが、シーケンスの終盤、ランダーとの通信の回復が見込まれないことから、Success 9「月面着陸の完了」および Success 10「月面着陸後の安定状態の確立」の達成は困難と判断しました。

当社は、ミッション2の打上げ前より、継続的な高頻度ミッションの実現に向けて、ミッション3に用いるランダーの開発を並行して行っております。2028年に打上を計画するミッション3では、現在米国の大型ランダー開発ノ

ウハウと、日本の過去2回のミッション経験を統合したモデルULTRAランダーの開発が進められております。当該ランダーは振動試験を2026年6月より実施し、試験完了後に実際に打ち上げるフライトモデルの製造を開始予定となっております。ULTRAランダーはこれまでのRESILIENCEランダーから設計を変更し、ミッション3では最大200kgのペイロードが輸送可能となるサイズアップを計画しております。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,069,765千円であり、この中には有形固定資産のほかソフトウェアへの投資を含んでおります。その主なものは当社子会社において、月周回衛星サービス（ミッション2.5）及びミッション5に関連するリレー衛星等への投資であります。また、当社において本社移転に伴う建物附属設備等への投資を実施しております。

なお、当社グループは、月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア(千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社（東京都中央区、他）	月面開発事業	事務所設備、 計測器等	890,100	86,898	8,994	865	986,858	183(26)

##### (2) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア(千円)	使用権資産 (千円)	合計 (千円)	
ispace EUROPE S.A.	ルクセンブルク 大公園 (5,Rue de l'Industrie, L-1811 Luxembourg)	月面開発事業	事務所設備、 計測器等	3,473	17,567	-	-	21,041	41(-)
ispace technologies U.S., inc.	米国 (12876 E.Adam Aircraft Circle, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.)	月面開発事業	事務所設備、 計測器等	-	618,530	45,275	196,128	859,935	109(-)

- (注) 1. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は164,565千円であります。  
2. 提出会社の「その他」には、機械及び装置並びに車両運搬具が含まれております。  
3. 連結子会社であるispace EUROPE S.A.及びispace technologies U.S., inc.は、本社を賃借しております。年間賃借料はそれぞれ、56,102千円、167,604千円であります。  
4. 現在休止中の設備はありません。  
5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
6. 当社グループは月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	146,209,683	146,303,943	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	146,209,683	146,303,943	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数(株)」には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2017年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 26 子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	1,900[1,400](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,000[28,000](注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2017年10月23日 至 2027年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48 資本組入額 24(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位(以下、「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位を喪失した日から1年を経過した後であっても、新株予約権の行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヵ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該

新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記4. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

49円 48円

### 第3回新株予約権

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1
新株予約権の数(個)	0(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 0(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	116(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2020年5月24日 至 2028年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 116 資本組入額 58(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

#### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位(以下、「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位(業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。)にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年を経過した後であっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヵ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予

約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に基づく調整後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記4. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。
- 119円 116円

#### 第4回新株予約権

決議年月日	2018年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 35 子会社使用人 2
新株予約権の数(個)	12,910[12,410](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 258,200[248,200](注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	116(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2020年5月24日 至 2028年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 116 資本組入額 58(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位(以下、「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位(業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。)にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年

を経過した後であっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヵ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとする。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

#### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者(1)の場合はすべての新株予約権者)が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社の特別支配株主による他の株主(及び新株予約権者)に対する株式等売渡請求を承認する議案

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない(行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。)ことが確定した場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項  
上記4. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。  
119円 116円

第5回新株予約権

決議年月日	2019年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 11 子会社取締役 1 子会社使用人 2
新株予約権の数（個）	5,115[4,865]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 102,300[97,300]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116（注）2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2021年3月1日 至 2029年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 116 資本組入額 58（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年を経過した後であっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヵ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場

合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1．に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2．に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記4．に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記3．に準じて決定する。
- 6．2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7．権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。
- 119円 116円

#### 第6回新株予約権

決議年月日	2020年2月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 3 子会社使用人 1
新株予約権の数（個）	15,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 300,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	155（注）2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2022年2月27日 至 2030年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 155 資本組入額 78（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
  - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - 新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - 当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案

- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、  
上記2. に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再  
編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い  
日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非  
設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記4. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割  
を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使  
時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調  
整されております。
7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要  
領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利  
行使価格を以下のとおり調整しております。  
160円 155円

第9回新株予約権

決議年月日	2020年12月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	（注）7.
新株予約権の数（個）	61,610[58,147]（注）2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,232,200[1,162,940]（注）2. 8.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	194（注）3. 8. 9.
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2030年12月28日 （ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前 銀行営業日）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 199 資本組入額 100（注）8.
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6.

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、5円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)乃至(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
- (a) 売上高が800百万円を超過した場合：行使可能割合50%
- (b) 売上高が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合80%
- (c) 売上高が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役若しくは従業員又は顧問・業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 当社の代表取締役CEOである袴田武史は、当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2020年12月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年12月23日付で税理士小沼美和を受託者として「新株予約権信託」（以下、「本信託（第9回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第9回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年12月29日に第9回新株予約権（2020年12月21日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第9回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、税理士小沼美和に付与した第9回新株予約権183,900個（1個当たり20株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第9回新株予約権の分配を受けた者は、当該第9回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第9回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託）
委託者	袴田 武史
信託契約日	2020年12月23日
信託の種類と新株予約権数	( A 01 ) 61,300個 ( A 02 ) 61,300個 ( A 03 ) 61,300個

<p>交付基準日</p>	<p>( A 01 ) 発行会社の株式が東京証券取引所グロース市場若しくはこれに類する市場に上場した日から6ヵ月を経過した日、又は ( 発行会社の株式が上場していない状況において ) 発行会社の総株主の議決権の過半数に相当する株式について株主の異動が生じるべき事由が発生した日のいずれか早い日 ( 営業日でないときは翌営業日とする。 )</p> <p>( A 02 ) 2022年12月末日、又は 発行会社グループが開発した宇宙機の最初の打上げが実施されてから30日を経過する日のいずれか早い日 ( 営業日でないときは翌営業日とする。 )</p> <p>( A 03 ) 2024年12月末日、又は 発行会社グループが開発した宇宙機が初めて月面に着陸したことが確認できてから30日を経過する日のいずれか早い日 ( 営業日でないときは翌営業日とする。 )</p>
<p>信託の目的</p>	<p>( A 01 ) に第9回新株予約権61,300個 ( 1個あたり20株相当 )</p> <p>( A 02 ) に第9回新株予約権61,300個 ( 1個あたり20株相当 )</p> <p>( A 03 ) に第9回新株予約権61,300個 ( 1個あたり20株相当 )</p>
<p>受益者適格要件</p>	<p>当社グループの役職員等のうち、交付基準日現在、当社グループに在籍・関与する役職員等のうち、当社のガイドライン ( 以下、「本ガイドライン」という。 ) に定める要件を充足し、交付基準日に当社から受益者としての指定を受けた者を受益者とします。</p> <p>なお、受益候補者に対する第9回新株予約権信託の配分は、信託ごとに 貢献度評価パッケージ制度に基づく付与、 K G I 貢献ポイント制度に基づく付与及び 採用パッケージ制度に基づく付与の3つに分けられており、本ガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定されます。</p> <p>当社等の役職員を対象として、当社等におけるジョブ・グレードとパフォーマンス評価の結果に応じて、年に1回、固定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に、原則として同数の本新株予約権を交付する貢献度評価パッケージ制度</p> <p>当社等の役職員等を対象として、当社が達成すべき目標ごとに達成への貢献度に応じてポイントを暫定的に付与し、当該目標ごとに割り当てられた固定数の本新株予約権につき、それぞれ獲得ポイント数に応じて本新株予約権を比例按分して分配する K G I 貢献ポイント制度</p> <p>今後採用される役職員を対象とし、採用時に当社における役職と貢献期待に応じて固定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点で、今後さらに貢献が見込める者と評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権を交付する採用パッケージ制度</p>

8 . 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9 . 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

201円 194円

本信託 ( 第9回新株予約権 ) のうち ( A 02 ) については、信託期間満了日の到来に伴って、当該グループの役員及び従業員等に対して以下のとおり分配されています。

なお、本書提出日の前月末現在 ( 2026年5月31日 ) の付与対象者の区分及び人数は、当社の取締役1名、当社グループの従業員180名となっております。

当社の役員 : 8,375個

当社の従業員 : 67,544個

また、当社と上記付与対象者との間において、付与対象者が、上場日から起算して180日を経過した後に限り当該新株予約権を行使できる旨の内容を含む覚書を締結しております。

さらに、信託 ( 第9回新株予約権 ) のうち ( A 03 ) については、2024年11月29日付で解約合意書を締結しております。

第 8 回新株予約権(2)

決議年月日	2021年 3 月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社使用人 12
新株予約権の数（個）	250（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	195（注）2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2023年 3 月23日 至 2031年 3 月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 195 資本組入額 98（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2026年 3 月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 5 月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

3．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)号の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

(1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）がなされた場合）

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案

(2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合

(3) 新株予約権者が死亡した場合

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記4. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

202円 195円

第12回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1 子会社使用人 5
新株予約権の数(個)	0(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 0(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	196(注)2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2023年6月25日 至 2031年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 196 資本組入額 98(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、上記の場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 割当日以降、当社が普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日以降、当社が存続会社となる合併又は当社が分割承継会社となる会社分割が行われる場合等、上記の場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位(以下、「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位(業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。)にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 当社は、以下の事由が生じた場合、当該事由が生じた日以降で当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者（(1)号の場合はすべての新株予約権者）が保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
- (1) 次に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）がなされた場合）
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - 新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - 当社の特別支配株主による他の株主（及び新株予約権者）に対する株式等売渡請求を承認する議案
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件を充足しない（行使できなくなる条件に該当することを含む。以下同じ。）ことが確定した場合
- (3) 新株予約権者が死亡した場合
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に基づく調整後の行使価額に、上記(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会非設置会社である場合は取締役の決定）による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
- 上記4. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
- 上記3. に準じて決定する。
6. 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。
- 203円 196円

【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

## 第14回新株予約権

決議年月日	2024年10月11日
付与対象者の区分及び人数(社)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	27,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,750,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	443.04(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2024年10月29日 至 2028年10月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,271 資本組入額 636
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 以下(1)から(5)までに掲げる事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額に調整される。

(1) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く)(但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及びエクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。)

(2) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(5) 本号(1)及び(2)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)及び(2)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当

該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 上記のほか次の各号に該当する場合は、当社は、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- (1) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
  - (2) 株主に対する無償割当により当社普通株式を発行又は処分する場合
  - (3) 特別配当を実施する場合
  - (4) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (5) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - (6) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
4. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。
- 802円 443.04円

第15回新株予約権

決議年月日	2024年11月18日
付与対象者の区分及び人数(社)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	27,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,750,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	443.04(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2024年12月4日 至 2028年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,196 資本組入額 598
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 以下(1)から(5)までに掲げる事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額に調整される。

(1) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を除く）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及びエクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

(2) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(5) 本号(1)及び(2)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)及び(2)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 上記のほか次の各号に該当する場合は、当社は、行使価額の調整を適切に行うものとする。

(1) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

(2) 株主に対する無償割当により当社普通株式を発行又は処分する場合

(3) 特別配当を実施する場合

(4) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(5) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

729円 443.04円

第16回新株予約権

決議年月日	2025年1月14日
付与対象者の区分及び人数(社)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	27,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,750,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	443.04(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2025年1月30日 至 2029年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,886 資本組入額 943
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 以下(1)から(5)までに掲げる事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額に調整される。

(1) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く)(但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及びエクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。)

(2) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 取得請求権付株式等(当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (5) 本号(1)及び(2)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)及び(2)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 上記のほか次の各号に該当する場合は、当社は、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- (1) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
  - (2) 株主に対する無償割当により当社普通株式を発行又は処分する場合
  - (3) 特別配当を実施する場合
  - (4) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (5) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - (6) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
4. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。
- 1,070円 443.04円

第17回新株予約権

決議年月日	2025年3月11日
付与対象者の区分及び人数(社)	当社取引先 1
新株予約権の数(個)	27,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,750,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	443.04(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2025年3月27日 至 2029年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,378 資本組入額 689
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2. 以下(1)から(5)までに掲げる事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額に調整される。

(1) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を除く）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及びエクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

(2) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

(4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(5) 本号(1)及び(2)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)及び(2)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{（調整前行使価額 - 調整後行使価額）} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 上記のほか次の各号に該当する場合は、当社は、行使価額の調整を適切に行うものとする。

(1) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

(2) 株主に対する無償割当により当社普通株式を発行又は処分する場合

(3) 特別配当を実施する場合

(4) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(5) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(6) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

785円 443.04円

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年6月24日 (注) 1	-	普通株式 1,008,363 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564	-	100,000	2,637,810	7,192,016
2021年7月28日 (注) 2	C種優先株式 175,996	普通株式 1,008,363 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564 C種優先株式 175,996	2,118,199	2,218,199	2,118,199	9,310,216
2021年8月31日 (注) 3	C種優先株式 44,868	普通株式 1,008,363 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564 C種優先株式 220,864	540,008	2,758,208	540,008	9,850,225
2021年10月22日 (注) 4	C種優先株式 10,385	普通株式 1,008,363 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564 C種優先株式 231,249	124,988	2,883,197	124,988	9,975,213
2022年1月17日 (注) 5	普通株式 700	普通株式 1,009,063 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564 C種優先株式 231,249	494	2,883,691	494	9,975,707

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年2月16日 (注)6	普通株式 1,685,942 A1種優先株式 904,556 A2種優先株式 344,573 B種優先株式 205,564 C種優先株式 231,249	普通株式 2,695,005	-	2,883,691	-	9,975,707
2022年2月19日 (注)7	普通株式 51,205,095	普通株式 53,900,100	-	2,883,691	-	9,975,707
2022年2月22日 (注)8	-	普通株式 53,900,100	2,783,691	100,000	2,783,691	12,759,399
2022年6月30日 (注)9	-	普通株式 53,900,100	-	100,000	4,210,385	8,549,013
2023年1月20日 (注)10	普通株式 1,020	普通株式 53,901,120	25	100,025	25	8,549,038
2023年3月2日 (注)11	-	普通株式 53,901,120	7,003	93,022	7,003	8,556,042
2023年4月11日 (注)12	普通株式 26,519,500	普通株式 80,420,620	3,098,538	3,191,560	3,098,538	11,654,580
2023年4月12日 ~ 2023年5月9日 (注)13	普通株式 88,180	普通株式 80,508,800	3,543	3,195,104	3,543	11,658,124
2023年5月10日 (注)14	普通株式 1,242,900	普通株式 81,751,700	145,220	3,340,324	145,220	11,803,344
2023年5月11日 ~ 2023年6月27日 (注)15	普通株式 135,140	普通株式 81,886,840	5,903	3,346,228	5,903	11,809,248
2023年6月28日 (注)16	-	普通株式 81,886,840	-	3,346,228	8,556,042	3,253,206
2023年7月1日 ~ 2024年3月27日 (注)17	普通株式 995,063	普通株式 82,881,903	250,399	3,596,627	250,399	3,503,605
2024年3月28日 (注)18	普通株式 10,250,000	普通株式 93,131,903	4,178,873	7,775,500	4,178,873	7,682,478
2024年4月1日 ~ 2024年10月27日 (注)19	普通株式 220,880	普通株式 93,352,783	14,520	7,790,021	14,520	7,696,999
2024年10月28日 (注)20	普通株式 2,750,000	普通株式 96,102,783	827,750	8,617,771	827,750	8,524,749
2024年10月29日 ~ 2024年12月2日 (注)21	普通株式 48,480	普通株式 96,151,263	4,902	8,622,674	4,902	8,529,652
2024年12月3日 (注)22	普通株式 2,750,000	普通株式 98,901,263	752,125	9,374,799	752,125	9,281,777

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年12月4日 ～ 2025年1月27日 (注)23	普通株式 182,860	普通株式 99,084,123	12,871	9,387,670	12,871	9,294,648
2025年1月28日 (注)24	普通株式 2,750,000	普通株式 101,834,123	1,102,750	10,490,420	1,102,750	10,397,398
2025年1月31日 (注)25	普通株式 853,300	普通株式 102,687,423	220,578	10,710,998	220,578	10,617,976
2025年2月1日 ～ 2025年3月25日 (注)26	普通株式 237,780	普通株式 102,925,203	21,458	10,732,457	21,458	10,639,435
2025年3月26日 (注)27	普通株式 2,750,000	普通株式 105,675,203	809,875	11,542,332	809,875	11,449,310
2025年4月1日 ～ 2025年5月31日 (注)28	普通株式 156,520	普通株式 105,831,723	14,405	11,556,737	14,405	11,463,715
2025年6月2日 ～ 2025年8月12日 (注)29	普通株式 69,320	普通株式 105,901,043	6,975	11,563,713	6,975	11,470,691
2025年10月1日 (注)30	普通株式 81,320	普通株式 105,982,363	21,997	11,585,710	21,997	11,492,688
2025年10月14日 (注)31	普通株式 9,640	普通株式 105,992,003	970	11,586,680	970	11,493,658
2025年10月21日 (注)32	普通株式 19,220,000	普通株式 125,212,003	4,257,614	15,844,294	4,257,614	15,751,272
2025年10月21日 (注)33	普通株式 18,375,800	普通株式 143,587,803	4,299,937	20,144,231	4,299,937	20,051,209
2025年11月13日 (注)34	普通株式 2,583,000	普通株式 146,170,803	572,186	20,716,418	572,186	20,623,395
2025年11月25日 ～ 2026年2月24日 (注)35	普通株式 38,880	普通株式 146,209,683	3,776	20,720,194	3,776	20,627,172
2026年4月2日 ～ 2026年5月22日 (注)36	普通株式 94,260	普通株式 146,303,943	7,836	20,728,031	7,836	20,635,009

(注)1. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたものであります。(減少割合26.8%)

2. 有償第三者割当

発行価格 24,071円

資本組入額 12,036円

割当先 IF Growth Opportunity Fund I, L.P.、イノベーション・エンジン宇宙産業投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合2号、佐護勝紀、RT合同会社、アイザワ・インベストメンツ株式会社、Ariake Secondary Fund LP

3. 有償第三者割当

発行価格 24,071円

資本組入額 12,036円

- 割当先 IF Growth Opportunity Fund I, L.P.、IF SPV 1号投資事業組合、Axiom Asia 6, L.P.、  
Axiom Asia 6-A SCSp SICA V-RAIF
4. 有償第三者割当  
発行価格 24,071円  
資本組入額 12,036円  
割当先 Airbus Ventures Fund , L.P.
  5. 新株予約権の行使による増加であります。
  6. 当社はA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2022年2月16日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2022年2月16日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
  7. 2022年2月19日付の株式分割(1:20)による増加であります。
  8. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります(減資割合96.5%)。
  9. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたものであります。(減少割合33.0%)
  10. 新株予約権の行使による増加であります。
  11. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります(減資割合7.0%)
  12. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 254円  
引受価額 233.68円  
資本組入額 116.84円  
払込金総額 6,197,076千円
  13. 新株予約権の行使による増加であります。
  14. 第三者割当による新株式発行(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)  
割当価格 233.68円  
資本組入額 116.84円  
割当先 S M B C 日興証券株式会社
  15. 新株予約権の行使による増加であります。
  16. 2023年6月28日開催の定時株主総会の決議により、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を8,556,042千円減少し、これをその他資本剰余金に振り替えております(減少割合72.5%)。
  17. 新株予約権の行使による増加であります。
  18. 海外募集による新株式発行  
発行価格 871円  
払込金額 815.39円  
資本組入額 407.70円
  19. 新株予約権の行使による増加であります。
  20. 有償第三者割当  
発行価格 602円  
資本組入額 301円  
割当先 CVI Investments, Inc.
  21. 新株予約権の行使による増加であります。
  22. 有償第三者割当  
発行価格 547円  
資本組入額 273.5円  
割当先 CVI Investments, Inc.
  23. 新株予約権の行使による増加であります。
  24. 有償第三者割当  
発行価格 802円  
資本組入額 401円  
割当先 CVI Investments, Inc.
  25. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行  
発行価格 517円

- 資本組入額 258.5円  
割当先 当社従業員130名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員112名
26. 新株予約権の行使による増加であります。
27. 有償第三者割当  
発行価格 589円  
資本組入額 294.5円  
割当先 CVI Investments, Inc.
28. 新株予約権の行使による増加であります。
29. 新株予約権の行使による増加であります。
30. 譲渡制限付株式ユニットの権利確定による増加であります。
31. 新株予約権の行使による増加であります。
32. 公募による新株式発行  
発行価格 468円  
払込金額 443.04円  
資本組入額 221.52円
33. 有償第三者割当  
発行価格 468円  
資本組入額 234円  
割当先 JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合、高砂熱学工業株式会社、栗田工業株式会社、株式会社日本政策投資銀行、赤浦徹
34. 第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）  
発行価格 468円  
資本組入額 221.52円  
割当先 株式会社SBI証券
35. 新株予約権の行使による増加であります。
36. 新株予約権の行使による増加であります。

( 5 ) 【所有者別状況】

2026年 3月31日現在

区分	株式の状況( 1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	35	467	81	984	104,288	105,862	-
所有株式数(単元)	-	55,071	35,501	201,910	121,009	10,744	1,035,133	1,459,368	272,883
所有株式数の割合(%)	-	3.77	2.43	13.84	8.29	0.74	70.93	100	-

(注) 自己株式55株は、「単元未満株式の状況」に55株含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2026年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
袴田 武史	東京都渋谷区	12,000,000	8.21
高砂熱学工業株式会社	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	6,997,520	4.79
JICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	6,410,200	4.38
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	5,992,580	4.10
栗田工業株式会社	東京都中野区中野四丁目10番1号	4,273,500	2.92
赤浦 徹	東京都港区	3,219,282	2.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	Aib International Centre PO Box 518 IFSC Dublin, Ireland	2,986,100	2.04
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	2,816,180	1.93
IF GROWTH OPPORTUNITY FUND 1, L.P. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	2,135,720	1.46
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,968,500	1.35
計	-	48,799,582	33.38

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 145,936,800	1,459,368	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式(注)	普通株式 272,883	-	-
発行済株式総数	146,209,683	-	-
総株主の議決権	-	1,459,368	-

(注) 「単元未満株式」には、当社保有の自己株式55株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 i s p a c e	東京都中央区日本橋本町一丁目9番3号	-	-	-	0.00
計	-	-	-	-	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(千円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(千円)
引き受けるものの募集を行った自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	55	-	55	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態等を総合的に勘案の上配当を実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、当面は事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であります。また、当事業年度におきましては、繰越利益剰余金がマイナスであること等から、当期の配当は見送りとしました。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合に、中間配当、期末配当の年2回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

また、すべてのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

#### a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO袴田武史が議長を務め、野崎順平、赤浦徹、川名浩一、中田華寿子、畑田康二郎、牧野隆の取締役7名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。定例取締役会は毎月2回開催しており、月初の取締役会はMain Boardと題して決議事項を主に扱う場として、月末の取締役会でSub Boardと題して事業進捗等の報告や決議にあたり必要な議論を行う場として開催しております。定例取締役会のほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

なお、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役7名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決された場合においても、取締役会の構成に変更はありません。また、当該定時株主総会において取締役選任議案が会社提案のとおり可決された場合、2026年6月26日開催予定の臨時取締役会以降も袴田武史が議長を務める予定です。

取締役会の活動状況

当連結会計年度において当社は取締役会を概ね月2回開催しており、個々の取締役の出席状況については次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
袴田 武史	24回	24回
野崎 順平	24回	24回
赤浦 徹	24回	23回
川名 浩一	24回	24回
中田 華寿子	24回	24回
畑田 康二郎	24回	24回
牧野 隆	24回	24回
井上 優司	24回	24回
轟 芳英	24回	24回
内藤 亜雅沙	24回	24回

当連結会計年度の取締役会における具体的な検討事項は、当社グループの経営方針、将来の事業およびミッションの方針、組織体制の方針等です。

#### b．経営戦略会議

当社の経営戦略会議は、代表取締役CEO袴田武史、取締役CFO野崎順平、CTO氏家亮、CPO今村健一の4名により構成されており、経営戦略会議規程に基づき、取締役会へ付議する必要がある会社の重要事項及び決裁権限規程に定められた事項に関する決議、並びに担当役員の業務を報告する機関として、原則月2回開催しております。当会議において、それぞれの事業領域のCXO等が議論を交わし、客観性かつ透明性のある意思決定が行える体制を構築しております。

c. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役井上優司が議長を務め、社外監査役轟芳英、及び社外監査役内藤亜雅沙の計3名で構成され、取締役の業務執行を監査・監督しております。監査役会は、原則毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧する等、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役CEOとの面談、各部門への往査、ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行える体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会の出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

d. 会計監査人

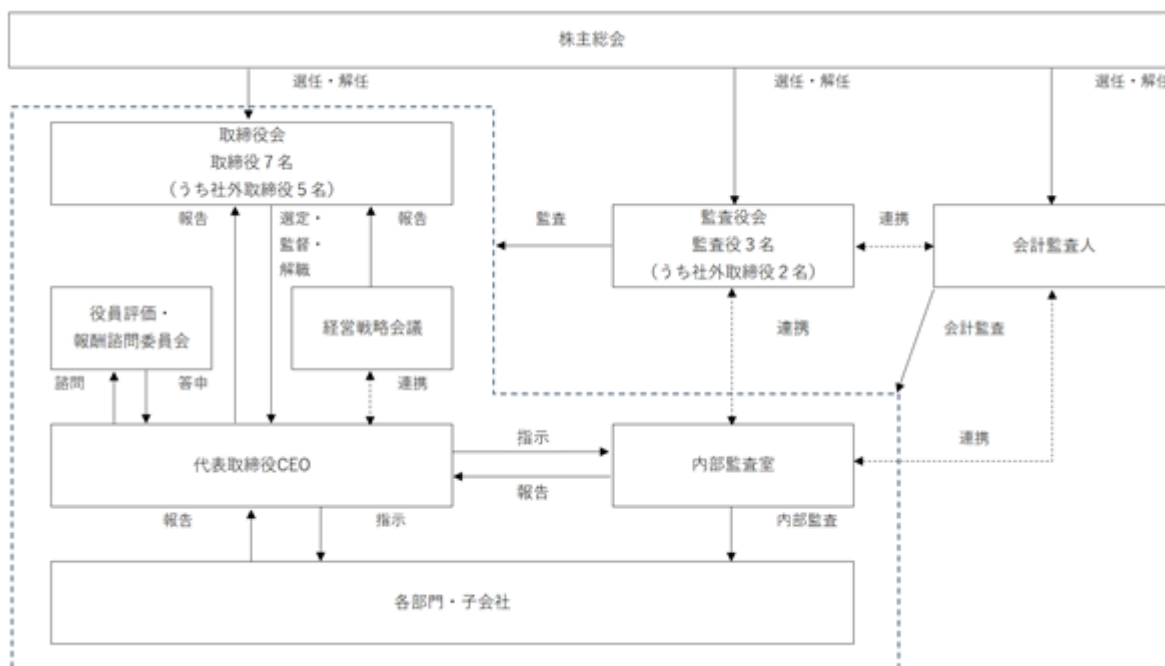
当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e. 内部監査室

当社は代表取締役CEO直轄である内部監査室の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f. 役員評価・報酬諮問委員会

当社は役員の評価及び報酬について、社外取締役の川名氏を委員長とし、代表取締役CEO及び社外取締役3名から構成される役員評価・報酬諮問委員会が評価・報酬諮問委員会規程に基づく審議のうえ、代表取締役CEOに対して助言・提言を行うこととしております。各取締役の報酬額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、役員評価・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、最終的には代表取締役CEOに一任し決定しております。



企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、2019年2月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

(内部統制システムの整備の状況)

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社で共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
- (3) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
- (4) 取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- (5) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当な要求に応じない事を基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために反社会的勢力対応規程を制定する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築する。
- (2) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (1) 取締役会規程、当社決裁権限規程を定め、取締役会の職務及び権限の明確化を図る。
- (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催する。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社担当部署を設置し、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
- (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、C F Oはその推進状況を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 上記3．の損失の危険の管理に関する事項は子会社に適用させ、当社がグループ全体のリスクを統括的に管理する。
- (4) 子会社における職務執行に関する権限については、決裁権限規程に明文化し、業務を効率的に遂行する。
- (5) 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役C E Oに報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役への補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、経営戦略会議等の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について取締役及び使用人から報告を受けることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、これを監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取扱いを行うことを禁止する。

10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題、及び監査上の重要課題等について相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

b. リスク管理体制の整備状況及びコンプライアンス体制の整備状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築しており、危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処することとしております。

また、当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役（これらであった者を含む。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（これらであった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

f. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

g. 剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	袴田 武史	1979年9月3日生	2006年9月 マサイ・ジャパン株式会社(現エイミング ジャパン株式会社)入社 2010年9月 合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャ パン(現当社)設立、代表社員 2013年5月 当社代表取締役CEO(現任) 2015年3月 ispace technologies, inc. Director 2016年9月 ispace technologies U.S., inc. President(現任) 2017年3月 ispace EUROPE S.A. Director(現任) 2021年7月 株式会社ispace Japan(現株式会社ispace Ops Japan) 代表取締役(現任)	(注)3	12,000,000
取締役CFO	野崎 順平	1980年6月10日生	2005年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現 B o f A証券株式会社)入社 2015年1月 同社 投資銀行部門ジェネラルインダスト リー・グループ ディレクター 2017年4月 当社入社 2017年4月 当社EVP, Finance Control 2018年12月 当社取締役CFO 2019年3月 ispace EUROPE S.A. Director(現任) 2021年7月 株式会社ispace Japan 取締役(現任) 2023年6月 ispace technologies U.S., inc. Director(現任) 2024年11月 当社取締役CFO 事業統括エグゼクティ ブ(現任)	(注)3	291,800
取締役	赤浦 徹	1968年8月7日生	1991年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現:ジャフ コグループ株式会社)入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ ゼネラルパートナー 2000年3月 株式会社エスプール 社外取締役(現任) 2005年6月 株式会社jig.jp 社外取締役(現任) 2007年8月 Sansan株式会社 取締役 2010年9月 インキュベイトファンド株式会社 代表取 締役(現任) 2014年10月 株式会社ダブルスタンダード 監査役 2015年8月 Sansan株式会社 取締役(監査等委員)(現 任) 2017年3月 IFホールディングス株式会社 代表取締役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役(現任) 2019年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協 会 会長 2021年6月 株式会社ダブルスタンダード 取締役(現 任) 2021年6月 Space BD株式会社 社外取締役(現任) 2023年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協 会 特別顧問(現任)	(注)3	3,219,282

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	川名 浩一	1958年4月23日生	1982年4月 日揮株式会社(現日揮ホールディングス株式会社)入社 2007年8月 同社 執行役員営業統括本部新事業推進本部長 2009年7月 同社 常務取締役営業統括本部長 2010年7月 同社 取締役副社長 2011年7月 同社 代表取締役社長兼最高執行責任者(COO) 2012年6月 同社 代表取締役社長 2017年6月 同社 取締役副会長 2018年6月 同社 副会長 2019年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役 2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 2019年6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役 2020年6月 株式会社レノバ 社外取締役 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 ルプリスト株式会社 代表取締役(現任) 2023年3月 株式会社クボタ社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社 レノバ 取締役会長(非常勤・非業務執行)(現任) 2026年6月 エーザイ株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	中田 華寿子	1965年1月15日生	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社入社 1997年1月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 2005年1月 株式会社GABA入社 2008年4月 ライフネット生命保険株式会社入社 2011年4月 同社常務取締役 2019年5月 株式会社マネースクエア社外取締役 2019年12月 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役 2020年3月 アクチュアリ株式会社 代表取締役(現任) 2021年6月 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役(現任) 2021年7月 当社社外監査役 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2023年12月 株式会社エニトグループ社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	畑田 康二郎	1979年5月18日生	2004年4月 経済産業省入省 2012年6月 外務省出向、欧州連合日本政府代表部(在ベルギー王国日本大使館併任) 2015年7月 内閣府出向、宇宙戦略室(現宇宙開発戦略推進事務局) 2018年7月 株式会社デジタルハーツホールディングス入社 2019年10月 株式会社デジタルハーツプラス 代表取締役 2021年10月 株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役(現任) 2022年5月 株式会社デジタルハーツプラス 取締役 2022年5月 将来宇宙輸送システム株式会社 設立 代表取締役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	牧野 隆	1957年8月15日生	1989年7月 日産自動車株式会社入社 2000年7月 事業譲渡により、石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 2011年4月 株式会社IHI 理事 2012年6月 株式会社IHIエアロスペース 取締役 2015年7月 株式会社IHI 執行役員 2016年6月 株式会社IHIエアロスペース 常務取締役 2017年6月 同社 代表取締役社長 2021年7月 同社 顧問(現任) 2022年4月 株式会社IHI 顧問 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2024年4月 株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 エグゼクティブディレクター(現任)	(注)3	-
監査役	井上 優司	1954年1月10日生	1977年4月 三菱重工業株式会社入社 2002年4月 同社本社経理部次長 2009年1月 同社汎用機特車事業本部副事業部長 2014年6月 エム・エイチ・アイファイナンス株式会 社 監査役 2018年8月 当社入社 2018年8月 当社内部監査室長 2020年3月 当社監査役(現任) 2021年7月 株式会社ispace Japan(現株式会社ispace Ops Japan) 監査役	(注)4	-
監査役	轟 芳英	1964年8月17日生	1989年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あ ずさ監査法人)入社 1993年3月 公認会計士登録 2002年5月 同法人社員(現パートナー)就任 2007年5月 同法人代表社員(現パートナー)就任 2021年5月 一般社団法人総合研究フォーラム 理事 (現任) 2021年7月 轟公認会計士事務所 開設 代表(現任) 2021年9月 株式会社MICIN 社外監査役(現任) 2021年10月 株式会社どうし南ぬ島 取締役 2022年4月 MICIN少額短期保険株式会社 監査役(現 任) 2022年6月 当社社外監査役(現任) 2024年11月 株式会社ZenmuTech 社外監査役 2025年5月 クラフツ監査法人 パートナー・CSO(現 任) 2026年3月 株式会社ZenmuTech 社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注)4	-
監査役	内藤 亜雅沙	1976年10月2日生	2001年10月 長島 大野 常松法律事務所 入所 2008年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2011年6月 田辺総合法律事務所 入所 2013年4月 田辺総合法律事務所 パートナー(現任) 2020年6月 日東紡績株式会社 社外取締役(現任) 2021年8月 ブックオフグループホールディングス株式 会社 社外取締役監査等委員 2022年6月 GLP投資法人 監督役員(現任) 2023年4月 公益財団法人 東京財団政策研究所 研究倫理審査委員会委員 2023年6月 当社社外監査役(現任) 2026年2月 東京短資株式会社 社外監査役(現任)	(注)5	-
計					15,511,082

- (注)1. 取締役 赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏は社外取締役であります。  
2. 監査役 轟芳英氏及び内藤亜雅沙氏は、社外監査役であります。  
3. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を提案しております。当該決議が承認可決された場合においても、役員構成に変更はありません。任期は、承認可決された場合、「就任の時から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時」となる予定であります。

4. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役2名選任の件」を提案しております。当該決議が承認可決された場合においても、役員構成に変更はありません。任期は、承認可決された場合、「就任の時から、2030年3月期に係る定時株主総会の終結の時」となる予定であります。
5. 就任の時から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
補欠監査役	森 慎一郎	1982年9月4日生	2009年12月 弁護士登録、桃尾・松尾・難波法律事務所 入所 2015年9月 Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP アソシエイト 2016年4月 米国ニューヨーク州弁護士取得 2019年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー 2023年1月 森&パートナーズ法律事務所マネージングパー トナー（現任） 2024年7月 Supercell Oy 日本における代表者（現任） 2024年12月 Metacore Japan合同会社 職務執行者（現任）	(注)7	-
計					-

7. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、2029年3月期に係る定時株主総会開始の時までであります。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社では、2026年6月25日（有価証券提出日）現在、社外取締役5名、社外監査役2名を選任しております。

社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。

社外取締役赤浦徹氏は、ベンチャーキャピタリスト及び企業経営者としての豊富な経験・見識を有し、特に当社の財務戦略及び企業戦略に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、代表を務めるインキュベイトファンド株式会社が運用するファンドであるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、IF SPV 1号投資事業組合、IF Growth Opportunity Fund I, L.P.が保有する当社株式の合計数は9,303,180株であります。その他、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役川名浩一氏は、日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）において代表取締役社長を務め、グローバルかつ大規模なEPC事業（注：Engineering（設計）、Procurement（調達）、Construction（建設）を一括して実施する事業）の構築に携わった豊富な経験・見識を有しております。これらの経験及び見識から、世界情勢・技術開発・プロジェクトマネジメントなど複雑な事業環境の中で経営全般に対し、また将来的に当社が月面における大型プロジェクト開発を行う上で当社の業務に対して、有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役中田華寿子氏は、マーケティング・PRの専門家であり、またネット系生命保険会社での常勤取締役の経験及び複数社の社外取締役としての経験から企業経営に関する見識を有しております。これらの経験及び見識から、とりわけマーケティング・PRや組織開発において、当社の業務に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役畑田康二郎氏は、経済産業省でのエネルギー政策や産業政策、内閣府宇宙開発戦略推進事務局での民間宇宙ビジネス拡大への取り組み等豊富な経験及び幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識から、特に政府・政策面において、当社が進める月面開発事業に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役牧野隆氏は、株式会社IHIエアロスペースの代表取締役社長を務め、宇宙開発事業に長年取り組んでこられた豊富な経験・見識を有しております。これらの経験及び見識から、宇宙開発事業を推進する上での技術・事業・経営のバランスの取れた有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に精通しており、また、有限責任 あずさ監査法人でのパートナーとしての経験から企業統治に関する見識を有していることから、これらの経験及び見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役内藤亜雅沙氏は、企業法務分野に関する豊富な経験及び知識を有しており、それらを当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名をもって監査役会を組織しております。なお、非常勤監査役の轟芳英氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役の内藤亜雅沙氏は、弁護士資格を有し、企業法務分野に関する相当程度の知見を有しております。

月1回又は必要に応じて監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要な事項についての報告、協議を行っております。また、常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を読覧する等、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役との面談、各部門への往査、ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行える体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会の出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

当連結会計年度において監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
井上 優司	14回	14回
轟 芳英	14回	14回
内藤 亜雅沙	14回	14回

監査役会においては、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査方法の決定を具体的な検討内容としています。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っています。

各常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 内部監査の状況

当社は代表取締役直轄である内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専任担当者であります。ただし、内部監査規程に基づき、必要に応じてCEOの承認を得た上で他部門の者を内部監査業務に就かせることができます。内部監査室長は、会社の業務活動が法令・定款及び諸規程に準拠し、かつ、営業目的達成のため合理的、効果的に運営されているか、また、会社の会計記録が経理規程等に準拠して正確に処理され、かつ、各種資産の管理・保全が適切に行われているかを検証、評価することにより、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として内部監査を行っております。

内部監査室長は、監査結果を代表取締役CEOに報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップを実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。また、監査役及び会計監査人との情報共有及び意見交換を実施し、監査の効果的かつ効率的な実施をしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：梅谷 哲史、有吉 真哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他31名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、監査役会が定めた方針に照らし、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制等を総合的に勘案し、監査法人を選定することとしております。なお、独立性については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する方針」に基づき確認いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるかについて評価を行っております。なお、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	47,300	-	57,760	19,000
連結子会社	-	-	-	-
計	47,300	-	57,760	19,000

当連結会計年度の非監査業務の内容は、公募及び第三者割当による新株式発行に係るコンフォートレター作成業務等です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	6,779	-	2,300
連結子会社	27,072	-	30,847	-
計	27,072	6,779	30,847	2,300

当社における前連結会計年度及び当連結会計年度の非監査業務の内容は、KPMG税理士法人による税務に関するアドバイザー業務等です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか等を検討し、監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役CEOの諮問機関である役員評価・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で決定する方針としております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査役会で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	57,605	48,070	-	-	9,535	2
監査役(社外監査役を除く)	9,580	9,580	-	-	-	1
社外取締役	14,400	14,400	-	-	-	4
社外監査役	7,200	7,200	-	-	-	2
合計	88,785	79,250	-	-	9,535	9

(注) 1. 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の定時株主総会において、150,000千円(うち社外取締役は50,000千円)以内と決議されております。

3. 監査役報酬限度額は、2023年6月28日開催の定時株主総会において、25,000千円(うち社外監査役は10,000千円)以内と決議されております。

4. 上表には、無報酬の社外取締役1名は含んでおりません。

5. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式ユニットによる株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、当該株式ユニットは当事業年度末時点では権利確定しておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも所有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である株式投資

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況等】

### (1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンに掲げ、月面への輸送サービス及び月面インフラ事業の構築を通じて、新たな経済圏の創出を目指しております。このような事業の実現及び持続的な成長において、人材は最も重要な経営資本の一つであると認識しており、事業戦略と一体となった人材戦略を推進しております。

当社グループの事業は、エンジニアリング、ミッションマネジメント、事業開発及びコーポレート機能等の高度な専門性を有する人材によって支えられております。特に宇宙産業は高度な専門知識及び経験を要する分野であり、優秀な人材の確保、育成及び定着が持続的な企業価値向上の重要な要素であると認識しております。

当社グループは日本、米国及び欧州を中心に事業を展開しており、様々な国籍及び専門性を有する人材が協働しております。このような環境のもと、多様な知見や経験を活かしながら事業を推進するとともに、従業員一人ひとりが能力を発揮できる組織づくりに取り組んでおります。

また、事業成長に必要な専門人材及びマネジメント人材の採用を継続するとともに、人材育成及び適材適所の配置を通じた組織能力の向上を図っております。加えて、事業拡大に伴う組織体制の強化及び次世代リーダーの育成を重要な経営課題と位置付け、持続的な成長を支える組織基盤の構築を進めております。

従業員の処遇については、職務及び責任の大きさに応じたJob Grade制度を基盤とし、市場競争力を考慮した報酬水準の設定及び成果・行動に基づく評価を実施しております。また、従業員と株主との価値共有を促進し、中長期的な企業価値向上への意識を高めることを目的として、一部の従業員に対して株式報酬制度を導入しております。今後も人的資本への投資を通じて、専門性の向上、組織能力の強化及び企業価値向上に取り組んでまいります。

### (2)【従業員の状況】

#### 連結会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数	
333	(26)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社グループは、月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
183 (26)	40.2	2.8	10,758,484	10.0

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応して連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通じて、情報収集を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	13,117,557	29,690,611
売掛金	1,544,814	28,333
前渡金	3,620,712	3,991,994
仕掛品	255,886	28,902
その他	562,552	644,771
貸倒引当金	33,573	-
流動資産合計	19,067,950	34,384,613
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	31,100	925,563
工具、器具及び備品	865,968	1,217,455
使用権資産	285,821	196,128
建設仮勘定	4,011,915	5,407,758
その他	6,899	6,899
減価償却累計額	342,287	535,462
有形固定資産合計	4,859,419	7,218,344
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	88,064	54,270
その他	1,018	930
無形固定資産合計	89,083	55,200
<b>投資その他の資産</b>		
長期前渡金	2,997,900	5,515,551
その他	174,775	2,531,245
投資その他の資産合計	3,172,676	6,046,797
固定資産合計	8,121,179	13,320,342
資産合計	27,189,129	47,704,955

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	1 -	1 3,089,806
契約負債	2,695,528	754,204
受注損失引当金	106,005	-
株式報酬引当金	11,628	22,737
その他	1,041,749	1,830,195
流動負債合計	3,854,912	5,696,943
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 16,096,275	1 26,353,510
株式報酬引当金	1,335	62,272
その他	229,018	418,743
固定負債合計	16,326,629	26,834,526
負債合計	20,181,542	32,531,470
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	11,542,332	20,720,194
新株式申込証拠金	3 18,508	3 3,239
資本剰余金	11,449,310	20,627,172
利益剰余金	16,927,703	25,079,815
自己株式	65	65
株主資本合計	6,082,382	16,270,727
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	815,926	1,206,460
その他の包括利益累計額合計	815,926	1,206,460
新株予約権	109,278	109,218
純資産合計	7,007,587	15,173,485
負債純資産合計	27,189,129	47,704,955

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
売上高	4,743,238	3,307,092
売上原価	1,249,705	1,616,437
売上総利益又は売上総損失( )	2,244,532	2,853,344
販売費及び一般管理費		
研究開発費	2,730,999	2,392,864
給料及び手当	1,522,199	1,844,094
その他	2,786,476	2,953,759
販売費及び一般管理費合計	12,039,675	8,726,719
営業損失( )	9,795,143	11,580,063
営業外収益		
受取利息	95,753	140,901
補助金収入	228,639	2,583,796
為替差益	-	2,742,251
雑収入	82,597	4,865
その他	0	0
営業外収益合計	406,991	5,471,815
営業外費用		
支払利息	920,442	1,816,406
為替差損	644,231	-
株式交付費	-	64,064
資金調達費用	374,888	144,398
その他	6,781	8,398
営業外費用合計	1,946,343	2,033,267
経常損失( )	11,334,495	8,141,515
特別利益		
新株予約権戻入益	429	-
特別利益合計	429	-
特別損失		
固定資産除却損	3,1562	3,1416
減損損失	621,083	-
特別損失合計	622,646	1,416
税金等調整前当期純損失( )	11,956,713	8,142,931
法人税、住民税及び事業税	11,573	9,180
法人税等合計	11,573	9,180
当期純損失( )	11,945,139	8,152,112
親会社株主に帰属する当期純損失( )	11,945,139	8,152,112

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
当期純損失( )	11,945,139	8,152,112
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,546,951	2,022,386
その他の包括利益合計	1,546,951	2,022,386
包括利益	10,398,187	10,174,498
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,398,187	10,174,498

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	7,775,500	-	7,682,478	4,982,563	65
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				11,945,139	
新株の発行	3,492,500		3,492,500		
譲渡制限付株式報酬	220,578		220,578		
新株予約権の発行					
新株予約権の行使	53,753		53,753		
新株予約権の失効					
新株式申込証拠金の払込		18,508			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,766,831	18,508	3,766,831	11,945,139	-
当期末残高	11,542,332	18,508	11,449,310	16,927,703	65

	株主資本	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,475,350	731,024	731,024	930	9,745,256
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	11,945,139				11,945,139
新株の発行	6,985,000				6,985,000
譲渡制限付株式報酬	441,156				441,156
新株予約権の発行	-			108,872	108,872
新株予約権の行使	107,507			95	107,411
新株予約権の失効	-			429	429
新株式申込証拠金の払込	18,508				18,508
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,546,951	1,546,951		1,546,951
当期変動額合計	4,392,967	1,546,951	1,546,951	108,348	2,737,668
当期末残高	6,082,382	815,926	815,926	109,278	7,007,587

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	11,542,332	18,508	11,449,310	16,927,703	65
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				8,152,112	
新株の発行	9,129,737		9,129,737		
譲渡制限付株式報酬	21,997		21,997		
新株予約権の発行					
新株予約権の行使	26,127	52,496	26,127		
新株予約権の失効					
新株式申込証拠金の払込		37,228			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,177,862	15,268	9,177,862	8,152,112	-
当期末残高	20,720,194	3,239	20,627,172	25,079,815	65

	株主資本	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,082,382	815,926	815,926	109,278	7,007,587
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	8,152,112				8,152,112
新株の発行	18,259,475				18,259,475
譲渡制限付株式報酬	43,994				43,994
新株予約権の発行	-				-
新株予約権の行使	241			59	301
新株予約権の失効	-				-
新株式申込証拠金の払込	37,228				37,228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	2,022,386	2,022,386	-	2,022,386
当期変動額合計	10,188,344	2,022,386	2,022,386	59	8,165,898
当期末残高	16,270,727	1,206,460	1,206,460	109,218	15,173,485

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	11,956,713	8,142,931
減価償却費	162,364	228,057
減損損失	621,083	-
補助金収入	228,639	2,583,796
支払利息	920,442	1,816,406
為替差損益( は益)	656,834	2,753,055
資金調達費用	374,888	131,542
株式交付費	-	64,064
株式報酬費用	454,119	116,039
売上債権の増減額( は増加)	1,468,699	1,438,558
前渡金の増減額( は増加)	1,916,244	1,031,809
長期前渡金の増減額( は増加)	1,257,103	3,636,031
契約負債の増減額( は減少)	669,684	1,886,786
受注損失引当金の増減額( は減少)	105,656	108,880
貸倒引当金の増減額( は減少)	32,312	31,790
その他	1,107,384	93,406
小計	11,444,276	14,410,200
補助金の受取額	228,639	2,583,796
利息及び配当金の受取額	95,754	140,901
利息の支払額	925,620	1,873,675
法人税等の支払額	4,305	9,180
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,049,809	13,568,357
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,440,499	2,060,756
無形固定資産の取得による支出	85,811	9,009
その他	145,459	244,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,671,770	1,825,606
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	5,000,000	500,000
短期借入金の返済による支出	12,704,274	-
長期借入れによる収入	13,969,718	15,000,000
長期借入金の返済による支出	3,017,691	2,152,958
株式の発行による収入	6,985,000	18,195,411
新株予約権の発行による収入	108,872	-
新株式申込証拠金の払込による収入	18,508	3,239
新株予約権の行使による株式の発行による収入	107,411	33,687
資金調達費用による支出	47,606	131,542
その他	3,851	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,423,789	31,447,837
現金及び現金同等物に係る換算差額	582,454	519,181
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	3,715,335	16,573,053
現金及び現金同等物の期首残高	16,832,893	13,117,557
現金及び現金同等物の期末残高	13,117,557	29,690,611

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ispace EUROPE S.A.

ispace technologies U.S., inc.

株式会社ispace Ops Japan

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ispace EUROPE S.A.及びispace technologies U.S., inc.の決算日は12月31日、株式会社ispace Ops Japanの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を、在外連結子会社は定額法によっております。なお、米国会計基準を適用している在外連結子会社については、米国会計基準のASC第842号「リース」を適用し、リースの借り手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産はリース期間を耐用年数とし、減価償却方法は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

使用権資産 2年～4年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

ハ 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

### (3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物（以下「ペイロード」という。）を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前から顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しており、一部の契約においては履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、一部の契約には、サービスの提供状況等に応じた返金条項が含まれており、当該返金額については変動対価として認識しております。なお、ミッション6以降については、履行義務の充足に係る進捗度を総原価の発生割合により見積る方法で収益認識を実施することを検討しております。ただし、実際の会計処理は将来の顧客との契約締結後において個々の契約内容に従い決定されるものであることから、適用される実際の会計処理は上記と異なる可能性があります。

#### パートナーシップサービス

当社グループの活動を、コンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

#### データサービス

当社グループは将来的に、高頻度なミッションを通じて取得・蓄積したデータを加工・解析・統合することで構築した大規模な月のデータベースを、顧客にサブスクリプションモデルにより提供するデータサービスの展開を予定しております。当該サービスのうち、ペイロードサービスと一体として提供されるものについては、本契約以降ミッションを完了させるまでの期間にわたり、履行義務の進捗度に応じて収益を認識する想定であります。また、サブスクリプションモデルによるものについては、契約期間にわたり顧客が便益を享受することから、月額課金による月次での収益認識を想定しております。なお、いずれの収益認識方法についても、実際の会計処理は将来の顧客との契約締結後において個々の契約内容に従い決定されるものであることから、上記と異なる可能性があります。

### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資及び引出制限付預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産 (減損損失計上後)	4,859,419	7,218,344
無形固定資産 (減損損失計上後)	89,083	55,200
減損損失	621,083	-

当社グループは、営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候が見られる場合には、資産グループについて減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、事業管理の実態及びキャッシュ・フローの相互関連性等を踏まえ、資産のグループングについて見直しを行いました。従来は当社及び株式会社 ispace Ops Japanを一つの資産グループとし、ispace EUROPE S.A.、ispace technologies U.S., inc.をそれぞれ別個の資産グループとして減損の評価を行っておりましたが、当連結会計年度より、当社グループ全体を一つの資産グループとして減損の評価を行う方法に変更しております。

その結果、減損の兆候は認められたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度以降の売上の計上時期及び計上金額が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「株式報酬引当金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映するため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた1,335千円は、「株式報酬引当金」1,335千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 財務制限条項

前連結会計年度(2025年3月31日)

(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約(当連結会計年度末残高1,331,730千円)

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(2) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約(当連結会計年度末残高1,964,545千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(3) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約(当連結会計年度末残高10,000,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(4) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約(当連結会計年度末残高1,400,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約(当連結会計年度末残高1,189,806千円)

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(2) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約(当連結会計年度末残高1,851,269千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(3) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約(当連結会計年度末残高8,206,240千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。  
各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(4) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約（当連結会計年度末残高1,400,000千円）

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(5) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月14日契約（当連結会計年度末残高4,896,000千円）

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(6) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月23日契約（当連結会計年度末残高10,000,000千円）

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

## 2. 担保に供している資産

投資その他の資産「その他」には、台湾国家宇宙センター(TASA)向け契約に係る前受金返還保証に関連する担保資産191,856千円が含まれております。

## 3. 新株式申込証拠金

新株式申込証拠金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
株式の発行数	92,080株	16,700株
資本金増加の日	2025年4月14日	2026年4月2日、2026年4月13日
資本準備金に繰入れる予定の金額	9,265千円	1,621千円

(連結損益計算書関係)

### 1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	106,005千円	- 千円

### 2. 一般管理費に含まれている研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	7,730,999千円	3,928,864千円

### 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物附属設備	- 千円	1,416千円
工具、器具及び備品	1,562千円	0千円
ソフトウェア	0千円	- 千円
固定資産除却損合計	1,562千円	1,416千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	1,546,951千円	2,022,386千円
その他の包括利益合計	1,546,951千円	2,022,386千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	93,131,903	12,543,300	-	105,675,203
合計	93,131,903	12,543,300	-	105,675,203
自己株式				
普通株式	55	-	-	55
合計	55	-	-	55

(注) 1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加	11,000,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	690,000株
譲渡制限付株式報酬に伴う新株の発行による増加	853,300株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第14回新株予約権 (注) 1.	普通株式	-	2,750,000	-	2,750,000	22,770
	第15回新株予約権 (注) 2.	普通株式	-	2,750,000	-	2,750,000	20,707
	第16回新株予約権 (注) 3.	普通株式	-	2,750,000	-	2,750,000	39,682
	第17回新株予約権 (注) 4.	普通株式	-	2,750,000	-	2,750,000	25,712
	ストック・オプション 及び自社株式オプシ ョンとしての新株予約権	-	-	-	-	-	405
合計	-	-	11,000,000	-	11,000,000	109,278	

- (注) 1. 第14回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
2. 第15回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
3. 第16回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
4. 第17回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	105,675,203	40,534,480	-	146,209,683
合計	105,675,203	40,534,480	-	146,209,683
自己株式				
普通株式	55	-	-	55
合計	55	-	-	55

(注) 1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

公募増資による増加	19,220,000株
第三者割当増資による増加	20,958,800株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	274,360株
譲渡制限付株式ユニット（RSU）の権利確定に伴う株式発行による増加	81,320株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第14回新株予約権	普通株式	2,750,000	-	-	2,750,000	22,770
	第15回新株予約権	普通株式	2,750,000	-	-	2,750,000	20,707
	第16回新株予約権	普通株式	2,750,000	-	-	2,750,000	39,682
	第17回新株予約権	普通株式	2,750,000	-	-	2,750,000	25,712
	ストック・オプション及び自社株式オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	405
合計	-	-	11,000,000	-	-	11,000,000	109,278

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	13,117,557千円	29,690,611千円
現金及び現金同等物	13,117,557千円	29,690,611千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	109,674	115,699
1年超	914,097	768,201
合計	1,023,771	883,900

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な資金を主として金融機関からの借入及び株式発行による資金調達により賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引につきましては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に研究開発資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で8年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	16,096,275	15,908,915	187,360
負債計	16,096,275	15,908,915	187,360

（注）1. 現金及び預金、売掛金は、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
短期借入金	3,089,806	3,077,436	12,370
長期借入金	26,353,510	25,818,628	534,881
合計	29,443,317	28,896,065	547,251

（注）1. 現金及び預金、売掛金は、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注）2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,117,557	-	-	-
売掛金	1,544,814	-	-	-
合計	14,662,372	-	-	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	29,690,611	-	-	-
売掛金	28,333	-	-	-
合計	29,718,944	-	-	-

（注）3. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	2,731,730	11,964,545	50,000	-	1,350,000

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	10,057,510	14,946,000	-	-	1,350,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	15,908,915	-	15,908,915
合計	-	15,908,915	-	15,908,915

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	3,077,436	-	3,077,436
長期借入金	-	25,818,628	-	25,818,628
合計	-	28,896,065	-	28,896,065

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

短期借入金及び長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
一般管理費の業務委託費及び支払報酬	-	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
新株予約権戻入益	429	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年第1回 新株予約権	2018年第3回 新株予約権	2018年第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 26名 子会社取締役 1名	当社使用人 1名	当社使用人 35名 子会社使用人 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 994,000株	普通株式 250,000株	普通株式 982,000株
付与日	2017年10月23日	2018年5月30日	2018年5月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	2018年5月30日～ 2020年5月23日	2018年5月30日～ 2020年5月23日
権利行使期間	2017年10月23日～ 2027年10月23日	2020年5月24日～ 2028年5月23日	2020年5月24日～ 2028年5月23日

	2019年第5回 新株予約権	2020年第6回 新株予約権	2020年第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 11名 子会社取締役 1名 子会社使用人 2名	当社取締役 1名 当社使用人 3名 子会社使用人 1名	小沼 美和氏(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 349,000株	普通株式 424,000株	普通株式 3,678,000株
付与日	2019年2月28日	2020年2月26日	2020年12月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	2019年2月28日～ 2021年2月28日	2020年2月26日～ 2022年2月26日	定めておりません。
権利行使期間	2021年3月1日～ 2029年2月28日	2022年2月27日～ 2030年2月26日	2022年7月1日～ 2030年12月28日

	2020年第10回 新株予約権	2021年第8回(2) 新株予約権	2021年第12回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	小沼 美和氏(注)2	子会社使用人 12名	当社使用人 1名 子会社使用人 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,452,000株	普通株式 35,500株	普通株式 21,600株
付与日	2020年12月29日	2021年3月22日	2021年6月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	2021年3月22日～ 2023年3月22日	2021年6月24日～2023年6 月24日
権利行使期間	2022年7月1日～ 2030年12月28日	2023年3月23日～ 2031年3月22日	2023年6月25日～ 2031年6月24日

	2025年第14回 新株予約権	2025年第15回 新株予約権	2025年第16回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 1社	当社取引先 1社	当社取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,750,000株	普通株式 2,750,000株	普通株式 2,750,000株
付与日	2024年10月28日	2024年12月3日	2025年1月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2024年10月29日～ 2028年10月28日	2024年12月4日～ 2028年12月3日	2025年1月30日～ 2029年1月29日

	2025年第17回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,750,000株
付与日	2025年3月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年3月27日～ 2029年3月26日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。また、2022年2月19日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は小沼美和氏を受託者とする信託に割り当てられ、受託者は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者のみが本新株予約権を行使できます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2017年 第1回 新株予約権	2018年 第3回 新株予約権	2018年 第4回 新株予約権	2019年 第5回 新株予約権	2020年 第6回 新株予約権	2020年 第9回 新株予約権
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	288,000	250,000	275,700	144,160	300,000	1,683,800
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	32,700	-	239,980
失効	250,000	250,000	17,500	9,160	-	211,620
未行使残	38,000	-	258,200	102,300	300,000	1,232,200

	2021年 第8回(2) 新株予約権	2021年 第12回 新株予約権	2025年 第14回 新株予約権	2025年 第15回 新株予約権	2025年 第16回 新株予約権	2025年 第17回 新株予約権
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	5,880	800	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	880	800	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	5,000	-	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000

(注) 2022年2月19日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2017年 第1回 新株予約権	2018年 第3回 新株予約権	2018年 第4回 新株予約権	2019年 第5回 新株予約権	2020年 第6回 新株予約権	2020年 第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	48	116	116	116	155	194
行使時平均株価 (円)	-	-	-	1,323	-	729
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-

	2021年 第8回(2) 新株予約権	2021年 第12回 新株予約権	2025年 第14回 新株予約権	2025年 第15回 新株予約権	2025年 第16回 新株予約権	2025年 第17回 新株予約権
権利行使価格 (円)	195	196	443	443	443	443
行使時平均株価 (円)	1,076	468	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	828	753	1,443	935

(注) 1. 2022年2月19日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回～第17回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が行った新株式発行に係る払込金額が、各新株予約権の発行要領に定める権利行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、新株予約権割当契約に則り権利行使価格を以下のとおり調整しております。

- ・第1回 49円 48円 ・第3回 119円 116円 ・第4回 119円 116円 ・第5回 119円 116円
- ・第6回 160円 155円 ・第9回 201円 194円 ・第8回(2) 202円 195円
- ・第12回 203円 196円 ・第14回 802円 443円 ・第15回 729円 443円
- ・第16回 1,070円 443円 ・第17回 785円 443円

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第12回新株予約権までは、当社株式は付与時において非上場株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 511,865千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 168,796千円

7. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2025年3月期付与 譲渡制限付株式報酬	2026年3月期付与 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 5名 当社子会社使用人 3名	当社取締役 2名 当社使用人 121名 当社子会社使用人 100名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 49,500株	普通株式 751,400株
付与日	2024年10月1日から 2025年3月1日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
譲渡制限期間	付与日から2025年10月1日まで 付与日から2026年10月1日まで	付与日から2026年6月26日まで 付与日から2026年10月1日まで 付与日から2027年10月1日まで
解除条件	(注)	(注)
付与日における公正な評価単価(円)	652	541

(注) 本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役または使用人の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本株式の全部について譲渡制限を解除する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
売上原価	1,751千円	30,558千円
販売費及び一般管理費	452,368千円	85,481千円

株式数

当連結会計年度において存在した事後交付型を対象として記載しております。

	2025年3月期 譲渡制限付株式ユニット	2026年3月期 譲渡制限付株式ユニット
譲渡制限解除前(株)		
前連結会計年度末	49,500	-
付与	-	751,400
失効	40	60,500
権利確定	35,160	46,160
未解除残	14,300	644,740

(3) 公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため、付与日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値を用い、付与株数により加重平均した単価を使用しております。なお、付与日における株価は461円～1,310円の範囲にあります。

(4) 譲渡制限解除株式数の見積方法

将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実際の没収数のみ反映させる方法を採用しております。

( 税効果会計関係 )

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2025年 3月31日 )	当連結会計年度 ( 2026年 3月31日 )
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 ( 注 )	9,222,953千円	13,549,668千円
研究開発費	1,575,448	72,512
契約負債	103,091	-
その他	1,336,991	1,875,982
繰延税金資産小計	12,238,484	15,498,162
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	9,222,953	13,549,668
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,850,961	580,238
評価性引当額小計	12,073,915	14,129,907
繰延税金資産合計	164,569	1,368,255
繰延税金負債		
研究開発費	-	1,183,870
減価償却認容額	94,950	136,612
その他	69,618	47,772
繰延税金負債合計	164,569	1,368,255
繰延税金資産 ( は負債 ) の純額	-	-

( 注 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 ( 2025年 3月31日 )

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金 ( 1 )	74,610	228,957	334,297	365,622	416,885	7,802,580	9,222,953
評価性引当額	74,610	228,957	334,297	365,622	416,885	7,802,580	9,222,953
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 ( 2026年 3月31日 )

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金 ( 1 )	228,957	-	334,297	365,622	416,885	12,203,905	13,549,668
評価性引当額	228,957	-	334,297	365,622	416,885	12,203,905	13,549,668
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要  
本社オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を10年と見積り、割引率は2.315%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	24,282千円
資産除去債務の履行による減少額	24,282千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	303,525千円
時の経過による調整額	579千円
期末残高	<u>304,104千円</u>

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	売上区分			合計
	ペイロードサービス	パートナーシップサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	-	-	246,050	246,050
一定期間にわたり移転される財又はサービス	4,035,462	449,387	12,337	4,497,187
顧客との契約から生じる収益	4,035,462	449,387	258,387	4,743,238
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	4,035,462	449,387	258,387	4,743,238

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	売上区分			合計
	ペイロードサービス	パートナーシップサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	-	-	246,522	246,522
一定期間にわたり移転される財又はサービス	2,333,202	374,066	353,300	3,060,570
顧客との契約から生じる収益	2,333,202	374,066	599,823	3,307,092
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,333,202	374,066	599,823	3,307,092

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3. 会計方針に関する事項 (3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	20,081	1,544,814
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,544,814	28,333
契約資産（期首残高）	-	-
契約資産（期末残高）	-	-
契約負債（期首残高）	3,190,172	2,695,528
契約負債（期末残高）	2,695,528	754,204

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は2,378,003千円（前連結会計年度2,866,436千円）であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,941,324千円減少（前連結会計年度は494,643千円の減少）した主な理由は、前受金として受領していたペイロードサービスに係る対価について、履行義務の充足に伴い収益認識を行ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当連結会計年度末時点で15,274,992千円（前連結会計年度末8,012,315千円）であります。当該履行義務は、主にペイロードサービスに関するものであり、履行義務の充足につれて期末日後56ヵ月（前連結会計年度末33ヵ月）の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、月面開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ペイロード サービス	パートナーシップ サービス	受託研究	その他	合計
外部顧客への売上高	4,035,462	449,387	-	258,387	4,743,238

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	米国	台湾	その他	合計
2,195,415	340,576	2,144,286	-	62,959	4,743,238

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	欧州	米国	合計
60,820	21,425	4,777,173	4,859,419

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
The Charles Stark Draper Laboratory, Inc.	2,118,719
高砂熱学工業株式会社	1,824,870

当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	パイロード サービス	パートナーシップ サービス	受託研究	その他	合計
外部顧客への売上高	2,333,202	374,066	353,300	246,523	3,307,092

（注）受託研究は、当連結会計年度より新たに計上された区分であります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	欧州	米国	台湾	その他	合計
506,286	626,158	1,707,869	451,229	15,548	3,307,092

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	欧州	米国	合計
984,330	21,041	6,212,971	7,218,344

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
The Charles Stark Draper Laboratory, Inc.	1,706,237
European Space Agency	526,221
Taiwan Space Agency	451,229

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当社は、月面開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

当社は、月面開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	野崎 順平	(被所有) 直接 0.28%	当社取締役	第4回新株予約 権の行使(注)	15,998	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 第4回新株予約権の行使については、2018年5月23日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	袴田 武史	(被所有) 直接 8.22%	代表取締役	借入株式の返還	1,329,120	-	-
役員	赤浦 徹	(被所有) 直接 2.20%	当社取締役	第三者割当によ る新株式発行 (注)	99,964	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 第三者割当による新株式発行については、2025年10月6日開催の取締役会決議に基づき新株発行を決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
1株当たり純資産額	65.10円	103.01円
1株当たり当期純損失( )	124.32円	65.96円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当連結会計年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	11,945,139	8,152,112
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失( )(千円)	11,945,139	8,152,112
普通株式の期中平均株式数(株)	96,085,864	123,596,240
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権12種類 新株予約権の数 257,417個 (普通株式 13,948,340株)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内 容」に記載のとおりであります。	新株予約権10種類 新株予約権の数 206,785個 (普通株式 12,935,700株)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等 の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内 容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(前渡金の評価減及び人員最適化の実施)

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である ispace technologies U.S., inc. (決算日：2025年12月31日) に関し、米国ミッションスケジュールの再設定に伴い、開発中のランダー関連取引の見直し及び人員最適化の実施を決議いたしました。

なお、当該事象は連結決算日前に生じた事象であるものの、12月決算会社である ispace technologies U.S., inc. では決算日現在の財務諸表を使用しており、決算日後に生じた開示後発事象に該当することから、本件による影響は当連結会計年度の連結財務諸表等に含まれておりません。

(1) 開発中のランダー関連取引の見直し

連結貸借対照表に計上されている長期前渡金5,515,551千円のうち、3,688,546千円は開発の見直しとなったランダー向け部品に係るベンダーへの支払であり、今後の役務提供を受けられない可能性が高く、また前渡金の回収も見込まれない状況となりました。これにより、当該前渡金評価損(3,688,546千円)の計上を見込んでおります。

(2) 人員最適化の実施

開発体制の見直しに伴い人員最適化を実施することを決定しており、これに伴い、退職金費用96,196千円を見込んでおります。

(3) 業績に与える影響

これらの事象は ispace technologies U.S., inc. における事象であり、当該子会社の財務数値は2025年12月未までに発生した事象が反映されます。これらの事象に関する情報は、連結子会社の決算日(12月)と連結決算日の間に発生した事象であり、「1. 連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項」に記載の通り、連結子会社の決算日と連結決算日との差異期間に発生した連結会社間取引に係る重要な不一致についてのみ、修正が行われます。

したがって、これら事象は当社の連結財務諸表上、開示後発事象として取り扱っており、翌事業年度の連結損益計算書において、前渡金評価損3,688,546千円及び退職金費用96,169千円を特別損失として計上する予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	3,089,806	6.39	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	91,112	92,088	4.72	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,096,275	26,353,510	6.37	2027年～2034年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	204,736	114,639	5.01	2027年～2029年
合計	16,392,124	29,650,045	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	10,057,510	14,946,000	-	-	1,350,000
リース債務	94,748	19,088	802	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,165,754	2,193,964	2,743,725	3,307,092
税金等調整前中間(当期) (四半期)純損失( )(千円)	2,878,585	4,459,853	6,242,199	8,142,931
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純損失 ( )(千円)	2,879,535	4,463,498	6,246,794	8,152,112
1株当たり中間(当期)(四 半期)純損失( )(円)	27.22	42.17	53.76	65.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ( )(円)	27.22	14.96	13.04	13.03

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,161,263	25,011,612
売掛金	40,874	19,420
仕掛品	6,439	-
前渡金	2 1,151,576	2 1,570,614
前払費用	259,561	138,566
短期貸付金	2 18,316,925	-
その他	2 297,104	2 289,681
貸倒引当金	5,379,151	-
流動資産合計	21,854,594	27,029,895
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	26,016	922,089
工具、器具及び備品	214,169	304,900
その他	23,394	7,509
減価償却累計額	202,759	256,891
有形固定資産合計	60,820	977,608
無形固定資産		
ソフトウェア	9,212	8,994
その他	285	255
無形固定資産合計	9,497	9,250
投資その他の資産		
関係会社株式	0	0
長期貸付金	-	2 29,082,417
その他	143,877	3 499,837
貸倒引当金	-	16,428,776
投資その他の資産合計	143,877	13,153,478
固定資産合計	214,194	14,140,337
資産合計	22,068,789	41,170,233

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	2 620,739	2 662,815
短期借入金	-	1 3,089,806
未払費用	2 70,676	2 192,456
未払法人税等	89,980	166,658
契約負債	632,336	333,570
受注損失引当金	3,167	-
株式報酬引当金	11,628	22,737
その他	43,443	45,294
流動負債合計	1,471,970	4,513,338
固定負債		
長期借入金	1 16,096,275	1 26,353,510
株式報酬引当金	1,335	62,272
その他	24,282	304,104
固定負債合計	16,121,893	26,719,887
負債合計	17,593,864	31,233,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,542,332	20,720,194
新株式申込証拠金	4 18,508	4 3,239
資本剰余金		
資本準備金	11,449,310	20,627,172
資本剰余金合計	11,449,310	20,627,172
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,644,439	31,522,753
利益剰余金合計	18,644,439	31,522,753
自己株式	65	65
株主資本合計	4,365,646	9,827,789
新株予約権	109,278	109,218
純資産合計	4,474,925	9,937,007
負債純資産合計	22,068,789	41,170,233

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
売上高	1 2,402,749	1 1,116,761
売上原価	75,854	1,782,012
売上総利益又は売上総損失( )	2,326,894	665,251
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 7,278,628	1 1,665,751
業務委託費及び支払報酬	1 678,155	1 466,572
減価償却費	986	3,164
その他	1 2,110,946	1 2,253,536
販売費及び一般管理費合計	10,068,716	4,389,025
営業損失( )	7,741,821	5,054,276
営業外収益		
受取利息	3,299	34,673
補助金収入	227,348	2,583,796
受取賃貸料	1 116,907	-
為替差益	-	2,623,096
雑収入	54,690	24,076
その他	0	0
営業外収益合計	402,247	5,265,643
営業外費用		
株式交付費	-	64,064
支払利息	920,522	1,818,090
為替差損	495,878	-
貸倒引当金繰入額	3,454,980	11,049,624
資金調達費用	374,888	144,398
その他	336,147	2,976
営業外費用合計	5,582,416	13,079,154
経常損失( )	12,921,991	12,867,787
特別利益		
新株予約権戻入益	429	-
固定資産売却益	8,836	-
特別利益合計	9,265	-
特別損失		
固定資産除却損	2 923	2 1,416
減損損失	621,083	-
特別損失合計	622,007	1,416
税引前当期純損失( )	13,534,733	12,869,203
法人税、住民税及び事業税	4,305	9,110
法人税等合計	4,305	9,110
当期純損失( )	13,539,039	12,878,314

## (売上原価明細書)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入	1	77	0.1	8,834	0.5
労務費		21,986	29.0	636,967	35.8
経費		53,779	70.9	1,135,327	63.7
小計		75,842	100.0	1,781,130	100.0
期首商品棚卸高		894		882	
合計		76,737		1,782,012	
期末商品棚卸高		882		-	
売上原価		75,854		1,782,012	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
業務委託費及び支払報酬	3,894千円	141,469千円
外注開発費	39,243千円	781,652千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,775,500	-	7,682,478	7,682,478	5,105,400	5,105,400
当期変動額						
当期純損失（ ）					13,539,039	13,539,039
新株の発行	3,492,500		3,492,500	3,492,500		
譲渡制限付株式報酬	220,578		220,578	220,578		
新株予約権の発行						
新株予約権の行使	53,753		53,753	53,753		
新株予約権の失効						
新株式申込証拠金の払込		18,508				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,766,831	18,508	3,766,831	3,766,831	13,539,039	13,539,039
当期末残高	11,542,332	18,508	11,449,310	11,449,310	18,644,439	18,644,439

（単位：千円）

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	65	10,352,514	930	10,353,444
当期変動額				
当期純損失（ ）		13,539,039		13,539,039
新株の発行		6,985,000		6,985,000
譲渡制限付株式報酬		441,156		441,156
新株予約権の発行		-	108,872	108,872
新株予約権の行使		107,507	95	107,411
新株予約権の失効		-	429	429
新株式申込証拠金の払込		18,508		18,508
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-		-
当期変動額合計	-	5,986,867	108,348	5,878,519
当期末残高	65	4,365,646	109,278	4,474,925

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	11,542,332	18,508	11,449,310	11,449,310	18,644,439	18,644,439
当期変動額						
当期純損失（ ）					12,878,314	12,878,314
新株の発行	9,129,737		9,129,737	9,129,737		
譲渡制限付株式報酬	21,997		21,997	21,997		
新株予約権の発行						
新株予約権の行使	26,127	52,496	26,127	26,127		
新株予約権の失効						
新株式申込証拠金の払込		37,228				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	9,177,862	15,268	9,177,862	9,177,862	12,878,314	12,878,314
当期末残高	20,720,194	3,239	20,627,172	20,627,172	31,522,753	31,522,753

（単位：千円）

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	65	4,365,646	109,278	4,474,925
当期変動額				
当期純損失（ ）		12,878,314		12,878,314
新株の発行		18,259,475		18,259,475
譲渡制限付株式報酬		43,994		43,994
新株予約権の発行		-	-	-
新株予約権の行使		241	59	301
新株予約権の失効		-	-	-
新株式申込証拠金の払込		37,228		37,228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-		-
当期変動額合計	-	5,462,142	59	5,462,082
当期末残高	65	9,827,789	109,218	9,937,007

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

	前事業年度(2025年3月31日)	当事業年度(2026年3月31日)
有形固定資産 (減損損失計上後)	60,820	977,608
無形固定資産 (減損損失計上後)	9,497	9,250
減損損失	621,083	-

当社の事業は月面開発事業の単一セグメントであるため、すべての固定資産を合わせて一つの資産グループとしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候があると認められたため、当事業年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、減損の兆候は認められますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「株式報酬引当金」は、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた1,335千円は、「株式報酬引当金」1,335千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 財務制限条項

前事業年度(2025年3月31日)

(1) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約(当事業年度末残高1,331,730千円)

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(2) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約(当事業年度末残高1,964,545千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(3) 当事業年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約(当事業年度末残高10,000,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(4) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約(当事業年度末残高1,400,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

当事業年度(2026年3月31日)

(1) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2023年11月10日契約(当事業年度末残高1,189,806千円)

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(2) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年4月25日契約(当事業年度末残高1,851,269千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(3) 当事業年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2024年7月26日契約(当事業年度末残高8,206,240千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(4) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年3月31日契約(当事業年度末残高1,400,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(5) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月14日契約(当事業年度末残高4,896,000千円)

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

(6) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。

2025年5月23日契約（当事業年度末残高10,000,000千円）

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

2. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	18,577,887千円	20,378千円
短期金銭債務	339,912千円	59,364千円
長期金銭債権	-千円	29,082,417千円

3. 担保に供している資産

投資その他の資産「その他」には、台湾国家宇宙センター(TASA)向け契約に係る前受金返還保証に関連する担保資産191,856千円が含まれております。

4. 新株式申込証拠金

新株式申込証拠金は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式の発行数	92,080株	16,700株
資本金増加の日	2025年4月14日	2026年4月2日、2026年4月13日
資本準備金に繰入れる予定の金額	9,265千円	1,621千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高	1,109,821千円	396,167千円
営業取引以外の取引による取引高	125,744千円	22,554千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物附属設備	-千円	1,416千円
工具、器具及び備品	923千円	0千円
ソフトウェア	0千円	-千円
計	923千円	1,416千円

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

関係会社株式(関係会社株式0千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

関係会社株式(関係会社株式0千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

( 税効果会計関係 )

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2025年 3 月31日 )	当事業年度 ( 2026年 3 月31日 )
繰延税金資産		
研究開発費	1,103,144千円	72,512千円
関係会社株式評価損	39,851	39,851
貸倒引当金繰入額	1,647,096	5,178,350
税務上の繰越欠損金	8,376,262	9,604,339
契約負債	103,091	-
貸倒損失	443,483	998,537
その他	215,179	105,146
繰延税金資産小計	11,928,109	15,998,738
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	8,376,262	9,604,339
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,551,846	6,394,399
評価性引当額小計	11,928,109	15,998,738
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	-	-

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

( 表示方法の変更 )

前会計年度に「その他」に含めていた「貸倒損失」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法を変更させるため、前連結会計年度の組替えを行っております。

この結果、前会計年度の繰延税金資産の「その他」に表示しておりました658,662千円は、「貸倒損失」443,483千円、「その他」215,179千円として組み替えております。

( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項 ( 収益認識関係 ) 」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期減価償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	26,016	897,580	1,506	922,089	31,989	7,442	890,100
工具、器具及び備品	214,169	90,731	0	304,900	218,002	46,690	86,898
その他	23,394	582,018	597,902	7,509	6,899	-	610
有形固定資産計	263,579	1,570,330	599,409	1,234,500	256,891	54,132	977,608
無形固定資産							
ソフトウェア	9,212	1,997	-	11,209	-	2,214	8,994
その他	285	-	-	285	-	29	255
無形固定資産計	9,497	1,997	-	11,494	-	2,244	9,250

(注) 建物附属設備の当期増加額には、本社移転に伴う新オフィス及びブクリーンルームに係る工事費594,055千円並びに資産除去債務303,525千円の計上が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,379,151	16,428,776	5,379,151	16,428,776
受注損失引当金	3,167	-	3,167	-
株式報酬引当金	11,628	22,737	11,628	22,737
長期株式報酬引当金	1,335	62,272	1,335	62,272

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://ispace-inc.com/jpn/">https://ispace-inc.com/jpn/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第16期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年5月9日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2025年5月14日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2025年5月22日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2025年6月27日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書)

2025年8月8日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2025年8月28日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書)

2025年10月6日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書)

2025年11月14日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2026年2月10日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2026年5月15日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

2025年5月15日関東財務局長に提出 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書)

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2025年10月15日関東財務局長に提出 (2025年10月6日提出の臨時報告書に係る訂正報告書)

2025年10月22日関東財務局長に提出 (2025年10月6日提出の臨時報告書に係る訂正報告書)

(6) 有価証券届出書 (参照方式)

2025年10月6日関東財務局長に提出 (その他の者に対する割当、一般募集、オーバーアロットメントによる売り出しに係る有価証券届出書)

2025年10月6日関東財務局長に提出 (その他の者に対する割当に係る有価証券届出書)

( 7 ) 有価証券届出書 ( 参照方式 ) の訂正報告書

2025年10月15日関東財務局長に提出 ( 2025年10月 6 日提出の有価証券届出書 ( その他の者に対する割当、一般募集、オーバーアロットメントによる売り出し ) に係る訂正報告書 )

2025年10月15日関東財務局長に提出 ( 2025年10月 6 日提出の有価証券届出書 ( その他の者に対する割当 ) に係る訂正報告書 )

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

株式会社 i space  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅谷 哲史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 i spaceの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 i space及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（前渡金に係る損失計上及び人員最適化の実施）に記載のとおり、会社は2026年3月27日開催の取締役会において、連結子会社である、i space technologies U.S., inc.（決算日：2025年12月31日）について、米国ミッションスケジュールの再設定に伴い、開発中のランダー関連取引の見直し及び人員最適化の実施を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の作成に当たり、経営者は継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該不確実性について連結財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>株式会社 i space及び連結子会社（以下「会社グループ」という。）は、長期の開発期間を要する宇宙関連機器を含む多額の研究開発投資を行っているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況にある。よって、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>以上の状況を踏まえ、経営者は当該事象又は状況を解消するための対応策として、新規受注の獲得を基礎とした事業計画の実現に向けた施策に取り組んでいる。経営者は、対応策の実行によって、当連結会計年度末から12ヶ月間の会社グループの資金繰りに重要な懸念はないと判断しており、連結財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に当たっては、会社グループの2027年3月31日までの期間の資金繰り計画が考慮される。資金繰り計画の前提となる事業計画には、新規受注の獲得及び補助金の収入という仮定を含むが、当該仮定には経営者の判断や不確実性を伴うことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 経営者が作成した資金計画の基礎となる翌連結会計年度の予算の策定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 経営者の対応策についての検討 経営者の対応策が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象や状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討するため、経営者が作成した資金繰り計画を分析した。当該分析に当たり、有利子負債の返済計画について、契約書との整合性を確認した。</p> <p>その上で、資金繰り計画の前提となる事業計画に含まれている主要な仮定が適切かどうかについて評価するため、以下の手続を実施した。</p> <p>新規受注の獲得見込みについて、CEO、CFOに対して質問した。 新規受注の獲得見込みについて、法的拘束力を伴わない覚書に基づく見込み受注高と比較した。 補助金の対象となるミッションの開発計画について、CFO、CTOに対して質問した。 補助金の収入見込みについて、過去の入金実績との比較を実施した。 補助金の対象となる経費について、支出明細と発注書等の突合を実施した。</p> <p>上記手続の結果を踏まえて、経営者が作成した資金繰り計画に、一定の不確実性を織り込んだ場合の2027年3月31日までの期間の資金繰りを監査人独自に見積もった。</p> <p>その上で、当該監査人独自の見積りに基づいた場合の各月末の資金残高が、翌月の収支見込みに照らして十分か否かを検討した。</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

株式会社 i space  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅谷 哲史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 i spaceの2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 i spaceの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

( 継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価 )

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。